317.8
Ty992s

0008383000

0008383-000

３１７．８－Ｔｙ９９２ｓ２

施政三十年史

朝鮮総督府

1940

ABH

N60

施政三十年史

東京都千代田区丸ノ内二ノ八(仲十二号館六号四一一室)
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

興亞維新

物 呂麗

317.8
Ty992.a

国立国会
35.3.-1
図書館

513172

序

昭和十五年十月一日は我が朝鮮始政滿三十周年に當り、茲に紀元二千六百年と重なる此の記念の歳を曠古の時局下に迎へて、吾人は惻々無限の感慨に禁へない。

八紘爲宇は神武建國の大理想にして我が傳統の精神であり、三十年前の韓國併合は朝鮮の人々が祖先の先蹤を追ふて日本の坩堝に投入し來れるを意味し、今日の內鮮一體の深化は古代に於ける兩族同融の最後の完成を意味して居る。

外には滿洲事變起り滿洲帝國成り、支那事變起り新支那生育しつゝあり。全東亞民人の協和團結を以て興亞維新の大業を成就すべき過程に立つて、我が肇國の理想に顧み、思を新秩序建設に馳するものは、何人も我が朝鮮統治の到達しつゝある境地に對して雄深の　聖猷と歷史の歸趨とを感得しなければならない。

茲に始政三十年史を編纂して返かに　明治天皇以降列聖の皇圖を景仰し奉ると共に既往三十年間歷代總督が遺したる治業の跡を繹ね、殊に東亞新秩序體制下

における躍進朝鮮の面目を詳述する所以のものは畢竟統治史に一道標を建てゝ以て後鑑に具へ、今後の飛躍發展に資せんが爲に外ならない。序して所感の一端を叙ぶる次第である。

昭和十五年十月一日

朝鮮總督府政務總監　大野綠一郎

施政三十年史　目次

總敍……一
前編
第一期　寺内總督時代……五
第一　朝鮮總督府の施政開始……六
第二　本期の施政方針……一〇
第三　官制の改正……一三
第四　治安維持と生命財産の保護……一三
第五　司法改善に關する諸施設……二三
第六　財政の調整に關する計畫……二八
第七　恩賜金竝びに御大禮記念事業……三一
第八　土地調査事業……三四
第九　産業と貿易……三五

第十　金融……五五
第十一　交通・運輸・通信……六三
第十二　電氣事業……六九
第十三　祭祀及び特殊事項……七〇
第十四　地方制度の改正……七二
第十五　教育制度の樹立……七四
第十六　氣象觀測及び朝鮮民曆……八二
第十七　宗教及び享祀……八三
第十八　民生の向上……八八
第十九　舊慣及び歷史調査と文化保存……九七
第二十　在外朝鮮同胞に對する施設……九九

第二期　長谷川總督時代……一〇二

第一　本期の施政方針……一〇二
第二　面制施行……一〇三
第三　財政調整と財源の涵養……一〇四
第四　土地調査事業の完了……一〇六
第五　產業及び電氣事業……一〇七
第六　貿易及び關稅……一一五
第七　貨幣及び金融機關の整理……一一五
第八　交通・運輸……一一九
第九　司法制度の改善……一二二
第十　祭祀及び教育……一二四
第十一　衞生施設……一二五
第十二　行旅病死人の救護施設……一二七
第十三　歐洲戰亂の影響と時局に對する措置……一二七

第三期　齋藤總督時代……一三一

第一　本期の施政方針……一三一
第二　官制改革……一三四
第三　民意暢達……一三五
第四　地方制度の改正……一三七
第五　治安の維持……一三九
第六　司法制度……一四一

第七　財政方針の變更……一五四
第八　官業……一五七
第九　產業……一六四
第十　關稅と貿易……一八五
第十一　金融……一八八
第十二　交通・運輸及び通信……一九三
第十三　電氣事業……一〇〇
第十四　朝鮮神宮の御鎭座……一〇二
第十五　敎育制度の刷新……一〇二
第十六　宗敎……一〇八
第十七　衞生施設……二一一
第十八　社會施設……二一九
第十九　文化的施設……二三四
第二十　國勢調査……二三六
第二十一　在外朝鮮人の保護……二三八

第四期　山梨總督時代……二三一

第一　本期の施政方針……二三一
第二　財政……二三三
第三　產業……二三三
第四　電氣事業……二三三
第五　交通・運輸及び通信……二三三
第六　貿易及び關稅……二三九
第七　金融制度の改善……二四三
第八　治安維持……二四四
第九　司法……二四七
第十　祭祀及び敎育……二四七
第十一　宗敎……二四八
第十二　衞生に關する施設……二五一
第十三　社會事業……二五三
第十四　朝鮮博覽會……二五七

第五期　第二次齋藤總督時代……二五八

第一　本期の施政方針……二五九

第二　地方自治制度の確立……二五九
第三　稅令及び專賣令の改正……二六三
第四　治安狀況……二六四
第五　產　業……二六五
第六　電氣事業……二六五
第七　第一次窮民救濟土木事業……二六三
第八　治水事業……二七三
第九　交通・運輸及び通信……二七四
第十　經濟及び貿易……二七五
第十一　金融制度の改善……二七八
第十二　信託法の施行……二八一
第十三　祭祀及び教育……二八二
第十四　社會施設……二八四
第十五　資源調査及び國勢調査……二八五

第六期　宇垣總督時代

第一　本期の施政方針……二八七
第二　官紀と官制改正……二八九
第三　地方自治制度の完成……二九〇
第四　人口及び國勢調査……二九二
第五　治安と民情……二九五
第六　財　政……三〇一
第七　專賣其の他……三〇二
第八　產　業……三三五
第九　電氣事業……三三七
第十　交通・運輸及び通信……三四八
第十一　貿易及び關稅……三五一
第十二　金　融……三五二
第十三　司法及び行刑制度……三五七
第十四　祭　祀……三六八
第十五　教　育……三七四
第十六　氣象觀測及び朝鮮民曆……三七五
第十七　文化施設……三七七
第十八　宗　教……

第十九　衛生施設……三七九
第二十　社會施設……三八六
第二十一　在外朝鮮人關係事項……三九六
第二十二　內外事情の調査紹介……四〇三
第二十三　始政二十五周年……四〇三

後編

第七期　南總督時代……四〇五

第一　本期の施政方針……四〇五
第二　官制……四〇九
第三　地方自治制度の完成……四一二
第四　人口及び國勢調査……四一二
第五　治安民情と警察機構の整備……四一八
第六　財政……四二二
第七　專賣事業……四三八

第八　產業……四四五
第九　電氣及び瓦斯事業……四五一
第十　交通運輸及び通信……四五九
第十一　貿易……四六八
第十二　金融……四〇四
第十三　司法……四三七
第十四　祭祀……四五五
第十五　教育……四七八
第十六　國民精神總動員運動……四八七
第十七　氣象觀測及び略曆……四九三
第十八　文化施設……四九六
第十九　宗教……四四四
第二十　衛生施設……四五七
第二十一　社會施設……四七一
第二十二　在外朝鮮人關係事項……四九七
第二十三　弘報事務……五一〇
第二十四　始政三十周年記念事業……五一六

目次

附

年表

寫眞

施政三十年史目次（終）

歷代統監總督

第二代統監
故子爵曾禰荒助

第一代統監
故公爵伊藤博文

第三代朝鮮總督
故子爵陸軍大將寺內正毅

第二代朝鮮總督
故伯爵陸軍大將長谷川好道

第一代朝鮮總督
故伯爵陸軍大將寺內正毅

第六代朝鮮總督
陸軍大將宇垣一成

第四代朝鮮總督
陸軍大將山梨半造

第三代朝鮮總督
故子爵陸軍大將齋藤實

歷代政務總監

第六代政務總監
故 池 上 四 郎

第四代政務總監
故 下 岡 忠 治

第一代政務總監
故公爵 山 縣 伊 三 郎

第七代政務總監
伯爵 兒 玉 秀 雄

第五代政務總監
湯 淺 倉 平

第二代政務總監
水 野 錬 太 郎

第八代政務總監
故 今 井 田 清 徳

第三代政務總監
有 吉 忠 一

朝鮮總督
陸軍大將　南　次郎

政務總監
大野綠一郎

前編

施政三十年史

總叙

過去三十年間の回顧　朝鮮總督府施政開始以來、年を閲すること玆に三十、總督の代を更ふること七、其の間歴代總督は孰れも韓國併合の際に於ける詔書の　御趣旨を奉體し、孜々として統治に盡瘁したる結果、半島は一視同仁の惠政に浴し、民富み業興り、山河草木に至るまで全く舊時の面目を一新し、人心亦興起して健實活躍の方向に嚮ひ、古來密接不離の關係を有したる內鮮兩民族は、今や渾然たる一家を形成し、居然として東亞の安定勢力たるに至つた。斯る短時日に於いて此の如き成果を收め得た事は、一に　天皇陛下御稜威の然らしむる所であつて、世界列國の齊しく驚異の眼を以て凝視する一大事實である。因つて曩に昭和十年十月、恰も本府施政二十五周年に遭遇し記念式を擧行するや、忝なくも　天皇陛下より侍從の御差遣を蒙り、之と同時に施政二十五年史を出版して、過去四半世紀間に於ける歴代總督の治績をば、夫々其の時勢に應じ、教育、產業、財政、交通、土木、治安、衞生等の諸部門に分つて詳述し、之が施設を明かにし、之が發展の跡を知るに便ならしめた。

然るに其の後早くも五箇年を經過し、玆に光輝ある皇紀二千六百年を迎へ、且つ恰も本府施政三十周年に相當するを以て、更にまた本府施政三十年史を編纂出版することゝした。

時局と本府施設　昭和十二年七月蘆溝橋事件を導火線として爆發したる支那事變は、今や皇國史上未曾有の重大事變と迄進展し、昭和十五年十月を以て、方に滿三年有餘を經過したが、昨昭和十四年九月歐洲戰亂の勃發により國際情勢は益々複雜となり、我が不動の事變處理方針は、更に一段と重要性を加へ、本年三月汪精衞を主宰とし、親日防共を標榜するところの南京新國民政府の出現により、事變は愈々新段階に到達し、善隣友好、共同防共、經濟合作の前途また逆睹すべく、我が八紘一宇の肇國大理想に依る東亞新秩序の建設は、應に儼然として其の礎石を置くに至つた。斯る重大時局に際し、半島の統治が我が國策遂行上至大なる關係を有することは識者を俟つて後、始めて知るべき事柄ではない。今や朝鮮は、帝國構成の單位的一地方として戰時國家に對して荷ふべき普遍的使命と共に、其の地理的關係より大陸前進兵站基地として、且つ又日滿支經濟圈の一環としての特殊重要なる使命を負つて居り、半島の全施政の重點もまた此處に集中されるのである。卽ち物的經濟的には凡ゆる資源を起して國防產業を伸展せしむると共に、人的精神的には半島同胞の心境をして、更に深く皇國臣民たるの自覺に透徹せしむるの二方面こそ半島最大の時務である。隨つて本府の施設が、中央の施設と形影相伴ふは勿論であるが、所謂朝鮮の特殊性を止揚しつゝ、半島獨自の立場に於いて當になさるべきもの、また實に無數であると謂はねばならぬ。斯る事情の下に最近に於ける本府の施設は、之を從前に比して大いに異なるものがあり、又物心兩方面に於いて、

頗る顯著なる效果の擧がれることは既に世人の認める所である。されば此の空前の劃期的時局に於いて、本府の實行せる諸般の施設を成るべく詳述して、之を記念するは頗る有意義なることゝ信ずるのである。

施政二十五年史と本史　曩に本府に於いて編纂出版したる所の施政二十五年史に於いては、先づ韓國併合前の變遷より始めて、本府開設に至るまでの事情を略述し、更に第一期寺內總督時代より第六期宇垣總督時代の施設を夫々の部門に分つて出來得る限り之を詳述したのである。本史に於いても其の編纂の方法は、大體前史と同一の方針に依ることゝしたが、頁數其の他の都合により、併合以前に關する事項は斷然之を割愛し、第一期寺內總督時代より第六期宇垣總督時代に至るまでは施政二十五年史を要約して之を前編とし、第七期卽ち現在の南總督時代ば之を後編として成るべく詳述することゝした。然して二十五年史編纂以後約一箇年間卽ち宇垣總督時代末期に於ける事項は、各々其の性質に應じて、或は之を第六期に追錄し、或は之を第七期に併敍することゝした。尙ほ前編は敍述の關係上、各項の記事を出來得る限り簡潔にせしを以て、之が詳細を知らんと欲する場合は、施政二十五年史を參照せられんことを讀者に望むのである。

敍述上の區分　熟ら過去三十年間に於ける總督統治の跡を通觀するに、各總督は、孰れも韓國併合の際に於ける詔書の　御趣旨を奉體し時勢民度に應じて必要なる事項を企劃遂行し、且つ前代總督の施設を繼續大成せしことは皆其の軌を一にする所である。然しながら時代の變遷、內外の事情に應じて各々其の樣相を異にするは自然の勢と謂はねばならぬ。因つて本史に於いては二

十五年史の例に倣ひ、各總督の統治期間をば、其の在任の長短に拘らず各一期として之を叙述し、各期の初めに於いて「本期の施政方針」なる一章を設けて其の主眼點を明かにし、以て本府開始以來今日に至るまで施政進展の經路を知るに便ならしめた。

今本文に入るに當り、各總督竝びに政務總監在職の時期を左に表示し、讀者の參考に供することにする。

總督

第一期	寺内總督時代（六箇年）	自明治四十三年十月一日　至大正五年十月九日（事任明治四十四年八月三十日）
第二期	長谷川總督時代（二年十箇月）	自大正五年十月十六日　至大正八年八月十二日
第三期	第一次齋藤總督時代（八年四箇月）	自大正八年八月十二日　至昭和二年十二月十日
	宇垣總督代理時代（五箇月半）	自昭和二年四月十五日　至昭和二年十月一日
第四期	山梨總督時代（一年八箇月）	自昭和二年十二月十日　至昭和四年八月十七日
第五期	第二次齋藤總督時代（一年十箇月）	自昭和四年八月十七日　至昭和六年六月十七日
第六期	宇垣總督時代（五年二箇月）	自昭和六年六月十七日　至昭和十一年八月五日
第七期	南總督時代	自昭和十一年八月五日

政務總監

	山縣伊三郎	自明治四十三年十月一日　至大正八年八月十二日
	同　上	自大正八年八月十二日　至大正十一年六月十五日
	水野錬太郎	自大正十一年六月十五日　至大正十二年七月四日
	有吉忠一	自大正十二年七月四日　至大正十四年十一月二十二日
	下岡忠治	自大正十四年十一月二十二日　至昭和二年十二月二十三日
	湯淺倉平	自昭和二年十二月二十三日　至昭和四年六月二十三日
	池上四郎	自昭和四年六月二十三日　至昭和六年六月十九日
	兒玉秀雄	自昭和六年六月十九日　至昭和十一年八月五日
	今井田清徳	自昭和十一年八月五日
	大野緑一郎	

第一期　寺内總督時代

自明治四十三年十月一日
至大正五年十月九日

本期は所謂總督政治創始の時期に屬し、而も其の初めに於いては、舊韓國政府の制度尙ほ存し、又一面統監府時代の施設殘存せるもの亦少からず、從つて諸政頗る錯綜を極め、一般の民衆尙ほ未だ充分に併合の趣旨を理解せざるものあり、且つ半島の山河は多年秕政の結果荒廢を極め、物心共に萎靡振はざるの現狀にあつた。此の時に當り能く帝國の威信を保ち、民心を安堵せしめ、民衆の福利を增進し、以て韓國併合の　御趣旨に副ひ奉りて、克く宏謨の實現を期し、世界列國環視の下に新領土の統治を全うするは實に至難の事業と謂はねばならぬ。玆に於いてか、寺内總督は併合と共に懇ろなる諭告を發して、朝鮮統治の方針を訓諭し（此の時は尙ほ統監の名を以てした）爾來營々として諸般の施設を畫策し、玆に數年ならずして其の效果を揚げ、以て半島統治の基礎を確立するに至つたのである。

本期間に於ける最も重なる事項としては、明治四十五年七月　明治天皇の崩御竝びに　大正天皇の御踐祚、大正三年四月に於ける　昭憲皇太后の崩御及び大正四年十一月に於ける　大正天皇御卽位の御大禮等を擧ぐべきであるが、其の都度恩赦竝びに多額の御下賜金を以て、新附元々を愛撫し給はれた。

大正二年十一月寺内總督は東上して　天顏に咫尺し、朝鮮統治三年間の成績を奏上した。翌年

八月には歐洲戰亂勃發し、其の結果一時經濟上の打擊を蒙らむとしたが、細心留意の結果、大なる影響を蒙ることなく、施政は益々順調に進んだ。斯くて大正四年九月及び十月を以て、始政五年記念朝鮮物產共進會を京城に開催し、閑院宮載仁親王殿下及び同妃智惠子殿下の御台臨を仰ぎ、之に依つて總督政治各般の實蹟を一般に公示した。

此の共進會が終ると、翌大正五年一月六日を以て、寺內總督は諭告を發し、宜しく既往五年間の成績に鑑み、益々將來の進步發展を期すべきことを切言して居る。

第一　朝鮮總督府の施政開始

朝鮮總督府官制の發布　明治四十三年八月二十九日、韓國併合條約が發表せられると同時に朝鮮總督府を設置したが、當分の間尙は統監府及び其の所屬官署を存置し、統監をして朝鮮總督の職務を行はしめ、又舊韓國政府に屬した諸官廳は朝鮮總督府所屬官署と看做して、當分間之を存置せしめた。條約後一箇月を經過し諸般の準備全く成るに及び、九月三十日を以て朝鮮總督府及び所屬官署官制を公布し、十月一日より之を施行し、陸軍大臣子爵寺內正毅は、同日を以て朝鮮總督兼任を命せられ、政務總監山縣伊三郎以下總ての職員が任命せられた。之が卽ち每年十月一日を以て朝鮮總督府始政記念日とされてある所以である。

せられた所の諸官廳は悉く廢止せられた。しかして右と同時に統監府を始めとして、暫置

因みに最初の朝鮮總督府の組織は、總督官房及び總務、內務、度支、農商工、司法の五部より成り、其の下に九局があつた。其の外所屬官署として、中樞院、取調局、各道、學校、警務總監部、裁判所、鐵道局、通信局、專賣局、臨時土地調査局等を置いた。

地方官官制の發布

(一)　併合前の狀態　併合當時の韓國地方行政制度は頗る複雜したものであつた。卽ち本來の地方行政機關たる道、府、郡、面の外に、一般行政から分立して重要地に財務監督局を置き、其の下に財務署があつて財務行政を掌り、各道の警察事務は併合直前に韓國警察事務を日本に委託した結果、各道觀察使の手を離れて、各道警務部長(各道の憲兵隊長之に任ず)が之を掌り、中央の警務總長に直屬して居つた。又統監府時代には各地居留內地人に關する行政事務は理事廳に於いて之を掌り、殊に內地人の大集團地には京城以下十一箇所の居留民團があり、居留外國人の間には夫々各居留地會があつて、何れも自治的に公共事務を處理し來つて居る。尙ほ併合の際の地方行政區劃は、十三道、十二府、三百十七郡、四千三百二十二面であつた。

(二)　地方制度の統一　明治四十三年九月三十日總督府官制と同時に、朝鮮總督府地方官官制が發布せられた。其の要領は大要左の通りである。

一、從來の觀察使の稱を廢して各道の長を長官と云ひ、之を勅任官とする

二、道長官は、道行政の執行に關し、管內の警察官を使用することを得る

三、各道に長官官房及び內務部、財務部の二部を設け、內務部長及び財務部長は事務官を以て之に充てた

四、各府郡には、府尹又は郡守を置き共に奏任官とし、面には面長を置き、面長は之を判任待遇とした

五、從來の財務監督局（京城・大邱・平壤・全州・元山）及び財務署は之を廢し、財務監督局の事務は道財務部をして之を管掌せしめ、財務署の事務は之を府郡に引繼がしめた

六、從來の理事廳は之を廢し、其の事務は種別に從ひ道・府・郡に於いて分掌された

以上の如く地方行政機關統一の根本的方針は或る程度まで實行せられたが、內地人の居留民團・外國人の各國居留地制は、一朝にして改廢し難き事情あり、又府郡面の存廢竝びに其の區域の變革は、民心に影響を及ぼすこと大なるを以て此の二つは當分其の儘とし、漸進主義を取つて徐ろに改善を施すことゝした。

(三) 面　本官制に於いて大いに注意すべきは、面を以て明かに地方行政の最下級機關とせられた事である。從來に在つては、面長は郡守の補助機關たりしも何等職制上の規程なく且つ、各々自宅に於いて事務を處理する有樣であつたが、本官制に依つて判任官待遇として其の身分を明かにし、又面內に適當の建物ある場合は、成るべく之を面事務所に使用せしむることゝした。

以上道・府・郡各地方廳の經費は國庫より之を支出する規定なるが、面の經費は全部面の負擔とし、國稅及地方費賦課金の徵收に依る交付金其の他面所屬の收入を以て之に充て、其の餘は面民の負擔とし、地稅又は戶稅を標準として賦課せしめ、面長の手當竝びに事務費を支辨せしめた。

(四) 地方費　朝鮮に於いては、未だ地方行政に自治制度を加味するの時期に達しないが、各地方廳の公共事業に關する事務の增加に伴ひ、中央政府の施設を俟たず、地方をして自ら之を開發せしめんことを期し、舊韓國政府は、明治四十二年法律を以て地方費法を公布した。之に依る時は、地方費は各地方廳に屬する財產竝びに其の收入、地方費支辨の事業に屬する收入、賦課金、國庫補助金より成立するのであるが、併合後も同法規の効力を引續き認め、尠からざる國庫補助金を加へて、各道に於ける公共事業を施設經營せしむることゝした。明治四十三年度の地方費歲出入總額は、百三十萬九千七百餘圓であつたが、其の後、國費經營事業の地方費移管と共に、國庫補助金も漸次多額となり、本期の末なる大正五年度には、三百三十五萬一千四百餘圓の多きに上り、且つ健實たる進展を示した。

朝鮮人官吏任用　朝鮮人の帝國官吏登用に關しては、全く一視同仁の趣旨を以て、內鮮人の區別を設けざることゝし、且つ特別任用令を發して、併合の際舊韓國政府の高等官竝びに判任官たる朝鮮人は、特に之を朝鮮總督府竝びに其の所屬官署の文官に任用することを許し、又道長官・參與官・郡守及び判事・檢事の特別任用に關する勅令を發布した。茲に於いて十三道長官の中六人は、韓國政府の觀察使を以て任命し、又府尹には內地人を任用したが、郡守は悉く朝鮮人を用ひた。

諮問機關の設置　右の外、上記の官制により、行政各部面に左の諮問機關を設けて、多くの朝鮮人を任用した。

(一) 中樞院　中樞院は元來李朝時代の中樞府に由來し、中樞府は別に定められた職責なく、無所屬なる文武高官を待つ所である。併合後、朝鮮總督府中樞院官制の發布に依り、中樞院ハ朝鮮

總督ニ隷シ朝鮮總督ノ諮詢ニ應ズル所トス」と規定せられてゐる。

(二) 參與官　各道一人を定員とし朝鮮人を以て之に任じ、道長官の諮問に應じ、又は臨時命を承けて事務に服する。

(三) 參事　名譽職にして道は三人、府郡は二人を定員とし、道内に居住する朝鮮人にして學識名望ある者を之に任命し、道長官又は府尹・郡守の諮問に應ずる。

褒賞及び賑恤　併合條約の發表と同時に、大赦及び地稅等の減免を行ふべき旨の詔勅を發せられると共に、恵撫慈仁の　聖旨を以て別に臨時恩賜金三千萬圓御下賜の御沙汰があつた。之に依つて此の恩典に浴する罪囚は、其の數未決・既決男女合して一千三百六十三人の多きに達し、又地稅等特別免除の寛典に與かりしもの、其の總額實に六百五十一萬五千三百八十二圓の多きに上つた。尚ほ從來の社穀未納者に對しては、米及び雜穀四萬九千七百餘石の還納を免除せられた。

臨時恩賜金　臨時恩賜金は緊急財政處分に依り、三千萬圓を限り五分利公債を以て發行することゝせられたが、永く　聖恩を子々孫々にまで傳へしむる爲、記名式を原則として讓渡・質入等は禁止した。該恩賜金は朝鮮貴族・功勞者竝びに其の遺族・舊韓國政府官吏・兩班儒生の耆老・孝子・節婦等に賜はつたのであるが、各道府郡地方民の授產・教育・凶歉救濟・孤兒・盲啞者の教育・精神病者の救療基金等にも充てしめられ、之に依つて半島の蒼生は洽く其の恩惠に感泣した。

第二　本期の施政方針

併合の大事業は平穩無事の間に行はれ、朝鮮民衆に對し多大の恩惠が加へられたが、當時尚ほ匪徒の殘黨は各地に出沒し、總督政治に對し禍心を包藏するもの少なからざる實情であつたので、半島統治の第一歩を踏み出すに當り、先づ治安の維持生命財產の安固を以て第一の要諦となすことにした。之なくしては政府は統治を施すに由なく、民衆は安堵して業に就くことを得ないのである。之れ實に初期爲政者の最も頭を惱した點であつた。而して半島統治の第一義は斯民をして多年の不安より免れしめ、極度の疲弊より救ひ進んで彼等の福利を增進し、彼等の實力を養成するに在るは勿論である。而して之をなすは殖產興業を振起するより外はない。遊惰安逸の風を變じて勤勉貯蓄の俗を興さねばならぬ。況んや半島は陸に海に其の資源少からざるも、未だ文明の空氣に觸れず、遺利餘澤の開發獲收すべきもののの少からざるをやである。而して產業の發達と離るべからざるは運輸交通の完成である。茲に於いて本期に在つては、鐵道・港灣修築の外、大いに道路の改善に力を注ぎ、一面之に依つて一般人民に種々なる生業を與へ、其の窮乏を拯ふの一助としたのである。且つ又併合終局の目的は物質的に朝鮮民衆の福利を增進すると共に、進んでは精神的の同化を圖り、以て內鮮一家の實を擧ぐるにあるは言を要せぬ所である。而してこのことたるや敎育の力に待つこと極めて大なるものあるを以て、敎育勅語の　御趣旨によつて新附の國民を敎育し、特に勤勉力行の精神をも養成すると共に、一般の衞生・風俗の改善、信敎の自由等に對して夫々適當の施設を爲して、以て民生の向上を圖つた。又半島に於ける古代文化の保存も、本期に於ける方針の一に算へねばならぬ。以上は大體寺內總督の併合の際の諭告にも顯はれて居る所であ

るが、各般の施設は時勢民度を標準として、何れも皆漸進主義を取り、一歩を進むれば半歩も退くことのないやう健實なる方針を以て進んだ。尚ほ此の外に本期政策の重要なるものとして特記すべきは、一面產業を奬勵して國庫の收入を增加すると同時に、一面經費を節約して中央政府よりの補助金を漸次減少し、以て財政を調整するの計畫を樹立したことである。

特に本期に於いて注意することは、大正三年八月に勃發せる歐洲戰亂の影響である。之が爲に蒙つた經濟上、精神上の打擊は實に莫大なるものがあつたが、以上の方針は毫も曲ぐることなく斷乎として實施せられた。

第三　官制の改正

本府竝びに所屬官署官制　曩に本府官制の發布せらるゝや、過渡の際成るべく急激の變化を避け、單に舊韓國政府の官廳と、統監府の官廳とを統合し且つ政費を緊縮するに努めた。卽ち五部の中、內務部度支部農商工部は舊韓國政府より移し、學部の事務は內務部に合す、司法部は統監府司法廳を改めたに過ぎない。新たに設けたのは總務部のみであつた。而して之に依つて經費に於いて七十六萬五千圓を節約することを得た。其の後歲を閱するに從ひ、既往の經驗に鑑み現狀に適切なる改正を加へ、事務の統一と政費の省減を圖るも、而も產業の開發に資すべきものは、必ずしも機關の擴張新設を避けざるの方針を建て、又中央諸官廳及び司法機關に在りては、主として之が廢合整理を決行して事務の簡捷を期し、地方に於ける產業の助長、行政事務の增進に伴ひ、地方行政廳の定員を增加し、以て地方行政の振興を圖る計畫の下に、本府竝びに所屬官署官制に數度の改正を加へ、整理を斷行した。

其の後の官制改正　第一次改正は明治四十五年四月で、此の時は總務部を廢して、官房に總務、外事、土木の三局を置き、農商工部の殖產、商工二局を改めて農林、殖產二局となし、官房の外四部九局の制とした。所屬官署に在つては、取調局、專賣局、印刷局を廢し、通信局を遞信局と改稱した。第二次の改正は大正四年四月で、既往三箇年の實績に鑑み、更に事務の簡捷を期する爲、各部長官の下に局長を置く制度を全廢し、各部長官をして直接各課の事務を指揮せしめることゝし、從來の九局中、總務、土木、學務の三局のみを存して他の六局を廢し、書記官を全部事務官に改めて其の定員を減じた。所屬官署に就いては別段の變更を見なかつた。

第四　治安維持と生命財產の保護

一　憲兵警察制度の樹立

併合前の警備狀態

(一)　軍隊と憲兵　抑々我が軍隊は統監府設置後、明治三十九年八月勅令第二百五號韓國駐劄軍司令部條例に依り、京城に韓國駐劄軍司令官を駐劄せしめ、陸軍大將又は中將を以て之に親補し、韓國駐劄陸軍諸部隊を統率して韓國の防衞に任せしめられたもので、朝鮮に於ける駐劄軍は、

一箇師團或は一箇師團半の兵力から成り之を各師團より交代に派遣せしめ、其の主なる駐剳地は龍山・平壤・羅南の三箇所であるが、地方の治安を保つ爲分散主義を取り、全半島に亙り樞要なる地點に小部隊を駐屯せしめたのである。

次に帝國駐剳憲兵隊は、日露戰役の際韓人が露國の手先となり、我が軍用電信線を切斷せるに依り之が保護に任じ、韓國警察の特むに足らざるより、漸次普通行政警察及び司法警察にも干與するに至り、其後暴徒の横行するに及んでは主として之が鎭撫に任じたのである。

大正四年七月に至り平南江原兩道の山間地方に密かに根據を構へたる匪徒の巨魁等も、其の黨類と共に相踵いで縛に就いたので、匪徒草賊は根本より掃蕩せられ、地方は平穩に歸し庶民安堵するに至つた。そこで各守備隊は漸次兵力を集結する方針を取つた。然るに從來の制度にては、新領土の治安維持上適當ならざるを以て、政府は新たに二箇師團を增設して之を朝鮮に常置し、同時に交代派遣の制を廢止する計畫を立て、大正四年臨時帝國議會の協贊を經て之を實施することゝなつた。增設師團は第十九及び第二十の兩師團で、大正十年度迄に其の編成を終り、之を朝鮮駐剳軍司令官の統率に屬せしめ、第十九師團司令部は咸北羅南に、第二十師團司令部は京城に置かるゝことゝなつた。

附記　海岸海面の警備は、從來帝國海軍に於て鎭海灣及び永興灣に防備隊を置いたが、大正四年度限り之を撤廢し、大正五年四月新たに鎭海軍港に要港部を置き驅逐隊を附屬し、朝鮮及び對馬の警備を掌ることゝなつた。鎭海軍港は大正十二年に鎭海要港と改稱せられた。（鎭海要港部檢閱濟）

(二)　舊韓國の警察と理事廳警察

韓國側の警察は明治三十八年二月、丸山重俊を警務顧問に招聘してから始めて改善の緒に就き、漸く面目を一新しつゝあつた。其の後久しからずして統監府の開設となるや、同府に警務部を置き、岡喜七郎を警務總長として各理事廳の警察を統轄せしめた。蓋し我が國は早くから韓國に於いて領事裁判權を有つて居つたので、外務省警察官を置いて、在留帝國臣民の保護に任じたが、統監府の設置と共に公使館・領事館は共に撤廢せられ、各地に統監府理事廳を設置して統監府警察官を配置したのである。

以上の如く韓國の警察は三樣の制度が鼎立の有樣で頗る複雜を極めたが、明治四十年七月日韓新協約に依り韓國施政の改善は一に統監の指導を受くる事となるや、同年十月從來の制度を改め、斷然統監府警察官を廢止し、憲兵は主として治安維持に關する警察を掌り、其の職務の執行に就いては統監に隷屬し、兼ねて軍司令官の指揮を承けて軍事警察を掌る事とし、日本人及び朝鮮人に對する警察は韓國政府傭聘の日本人警察官をして之を執行せしめたのである。

(三)　警察事務の委任

然るに明治四十三年五月寺內陸軍大臣新たに統監の職を兼ねて來任するや、韓國側警察と帝國駐剳憲兵隊の二制度の對立は、共通の職務執行上不便の點少からず、當時尙ほ匪徒草賊全く跡を絕たず、殊に愈々併合實施の上は如何なる事態を生ずるや豫測し難きものあり、依つて警務の的確敏活を圖り將來治安の保障を確乎たらしむるには、先づ以て警務機關の統一を必要と認めた。茲に於いて韓國政府は明治四十三年六月二十四日締結の覺書に依り、韓國の警察事務を擧げて帝國政府に委託する事となり、同月帝國政府は統監府警察官署官制

を發布した。之に依ると統監の直屬下に、中央に警務總監部を、各道に警務部を置いて地方行政機關の外に獨立せしめ警務總長には朝鮮駐劄憲兵の長たる陸軍將官を以て之に充て、警務總監部の長とし、統監の命を承けて部務を總理した。警務部長は各道の憲兵隊長たる陸軍佐官を以て之に充て、警務總長の命を承けて部務を掌理することゝした。ただ首都京城は、政治的又は其の他特殊の事情の爲、警務總長に於いて直接警察事務を掌理した。

併合後の警備狀態　前に述べた統監府警察官署官制は、明治四十三年十月一日總督府官制の實施と同時に朝鮮總督府警察官署官制に改正されたが、警察官署は依然として中央に警務總監部、地方に警務部及び其の下に警察署があつて、警務部長は道長官の命に依り道行政の執行を助け又は地方警察事務に關し、道長官の命を承け必要なる命令を發し、又は處分をなすことゝなつた。之は地方官官制發布の所で述べた通りである。

大正四年三月に至り朝鮮總督府警察官署官制改正せられ、從來警務總監部に於いて直接掌理し來つた舊王宮及び京城の警察及び衞生の事務を京畿道警務部長の權限に移し、尙ほ警務部長の警務部令を發するに當つては、總て先づ道長官の承認を要することゝした。

新制度と地方の治安　以上憲兵警察の統合制は當時の事情に順應すべく機宜の措置として設けられた一種變體の制度であるが、該制度の樹立により、併合の大業が何等の騷擾を見ずして實行せられたのみならず、爾後職員の增減、管轄區域の整理及び時代に伴ふ諸法規の發布、施設の改善等を加へ、本制度を實施すること大正八年に至るまで十年間に及んだ。併合の當初にあつては朝鮮人間には未だ併合の趣旨を理解せず、之に反對の志を有し、密かに徒黨を糾合し、暴力に依つて國權回復の策を講せんとするものもあつた。明治四十三年十二月には、右徒黨の一人安明根なるもの、京義線車輦館驛等に於いて寺內總督を暗殺せんとし、志を達せずして捕縛せられた事件が突發した。併しながら本府統治の趣旨漸次闡明せられたると、憲兵警察制度の周密とにより漸次斯る徒黨も解消し、併合後約一年にして各地暴徒の殘黨も漸次剿滅せられ、治安の維持愈々確立せられるに至つたが、然し之が警備の大勢は一日も忽諸に附することが出來なかつた。

憲兵警察の助長行政援助　且つ又この統合制の下に在る憲兵及び警察官憲は、共に朝鮮に於ける警察及び衞生事務を掌理する外、當時尙創業の時期なるを以て、犯罪卽決、民事爭訟調停、檢察事務及び執達吏事務を行ふのみならず、道路の修築、森林の保護、樹栽の奬勵等の助長行政に與り、地方に依りては陸接國境稅關事務、山林監視勤務、漁業取締、郵便物の保護等に任じ、又僻地に在りては國語の普及、實業の指導、徵稅の援助、雨量水位の觀測、害獸の驅除等にも從事し、行政各部面に援助貢獻する所尠なくなかつた。

二　集會結社及び出版物の取締

集會結社の取締　併合前に於いても政治上の目的を有する結社尠からず、彼の一進會の如き、大韓自强會の如き實に其の雄なるものであつた。保護政治確立後、韓國政府は明治四十年七月法律を以て保安法を發布して、安寧秩序を保持する爲必要と認める場合には、內部大臣は結社を解散し、

警察官は集會又は多衆の運動若くは群集を制限、禁止又は解散する事を得せしめた。併合實施の直前に至り、公安の保持を出來得る限り確實にし、萬一の場合速かに臨機の措置を執る必要を認め、明治四十三年八月二十五日警務總監部は部令を以て、集會取締に關する件を發布し、當分の內、政治に關する集會若くは屋外に於ける多衆の集合を禁止すると共に、從來の結社に對しては、一齊に解散を命ずるの方針を採り、會員十四萬を擁する一進會（明治三十七年八月創立）を始め、十二の政治的結社に對し斷然解散の命令を下し、部令發布の日より一週間の猶豫期間を與へ其の解散を實行せしめた。

尙ほ日本人居留民に對して明治二十九年、法律第八十號清國及び朝鮮國在留帝國臣民取締法の適用を勵行する一方、一般治安維持の爲、明治三十九年四月、統監府令第十號保安規則を設け、益々其の取締を嚴にし、併合の翌月たる九月に至り、更に屋外に於ける說敎又は學校生徒の體育運動の集合は、所轄警察官署の許可を要することゝした。

刊行物の取締　併合前京城に於いて韓國人の發行する韓字新聞に對しては、舊警務顧問部に於いて原稿を檢閱し禍害を未然に防止するの方法を取つたが、明治四十年七月韓國政府は新聞紙法を發布し、新聞紙を發行するものは觀察使又は警視總監を經て、內部大臣の許可を受けしめ、公安風俗を害する記事を掲ぐるものは、其の發賣頒布を禁止或は之を押收し、又は發行の停止、若くは禁止を命ずることゝした。其の外、外國人の韓國に於いて發行する韓字新聞及び外國に於いて發行し韓國に輸入する韓字新聞に對しては明治四十一年四月同法に改正修補を加へ之を取締つた。內地人經營新聞紙の取締に就いては、朝鮮人經營と同樣原稿檢閱に關する規定を保安規則中に設けたが、明治四十一年四月、統監府令を以て新聞紙規則を發布し、次いで四十二年更に之に改正を加へ、韓國內に輸入する新聞紙にも制限を加へた。

次に一般出版物に對しては、明治四十二年二月韓國法律第六號出版法、明治四十三年五月統監府令出版規則、內地出版法及び豫約出版法等に依つて之を取締つた。

三　司法及び監獄制度の改善

併合前の司法制度　舊韓國百弊の根源は行政司法の混亂に在つた。故に國民の福利を保障增進する爲には、行政司法の二權を分離せしむると同時に、民衆の信賴する司法制度を樹立するを最急要務とせねばならぬ。明治二十八年甲午革新の際、初めて日本の制度に倣つて裁判所構成法を發布したことがあつたが名實之に伴はなかつた。

明治三十九年伊藤統監の此の地に來任するや、直ちに此の點に留意し、翌四十年七月の日韓新協約第三條に於いて、韓國の司法事務は普通行政事務と之を區別することを規定した。是れ實に暗黑なる半島の司法界に於いて始めて改善に向ふべき曙光を認めたものである。此の協約の結果、同年十二月に至り、法律第八號裁判所構成法施行法、同第九號裁判所構成法施行法、同第十號裁判所設置法等が發布せられ、翌四十一年一月一日から新司法制度の實施を見るに至つた。實に劃期的の事業と謂ふべきである。

司法及監獄事務の委託　以上制度の改善の外、法令の制定、法官の養成を必要としたので、一方に

於いて法典調査局を設置して、韓國法典の編纂に從事せしめ（明治四十一年開始）、法官養成所を法學校と改稱して朝鮮人を養成したが、次いで明治四十二年七月十二日、韓國の司法及び監獄事務を日本政府に委託の件に關する覺書成立し、韓國政府は其の司法及び監獄事務を擧げて帝國政府に委託することゝし、帝國政府は之に關する一切の經費を負擔することを承認した。

日韓裁判機關の統一　右の如く司法及び監獄事務委託の結果として、韓國政府は同年十月法部を廢止し、帝國政府は同月勅令第二百三十六號統監府裁判所令を以て統監府裁判所を設置することゝし、又之と同時に統監府司法廳官制竝びに統監府監獄官制を公布し、該司法廳をして韓國に於ける裁判所及び監獄を統轄せしむることゝし、同年十一月一日から其の事務を開始した。

併合後の司法制度　前記の統監府裁判所は、併合の當初一時朝鮮總督府裁判所と看做して存置せられたが、明治四十三年十月一日朝鮮總督府官制の實施と同時に制令第五號を以て統監府裁判所を朝鮮總督府裁判所と改め、其の管轄等に多少の變更改善を加へたが、大體に於いて舊制を踏襲し、從來の統監府司法廳は、朝鮮總督府の一部に編入せられて司法部となつた。

朝鮮總督府開設當初の裁判所の組織は三審制四階級であつた。卽ち高等法院の下に三種の裁判所を置き、第一審の裁判事務は區裁判所と地方裁判所、第二審は地方裁判所と控訴院の兩種の裁判所に分屬して居た爲、其の權限相錯綜し事務の簡捷に適しなかつたので、明治四十五年三月制令第四號を以て、朝鮮總督府裁判所令中に改正を加へ、區裁判所、地方裁判所控訴院の區別を廢して地方法院、覆審法院の二種とし、高等法院と合して三審三階級制とし、各裁判所に檢事局を併置し、尙ほ

朝鮮總督は、必要に應じて地方法院支廳を設置し得る事とし、同年四月一日から之を實施した。

併合前後の監獄　監獄は舊韓國時代に在りて最も顧みられなかつたもの、一つで、其の內部の不潔不整頓竝びに罪囚取扱の慘酷なることは、彼の李太王の初年に投獄せられた佛國宣教師ベルヌーの日記を見ても、一讀膚毛の粟立するを禁じ得ないものがある。明治四十年舊韓國政府の裁判所構成法の實施と同時に、監獄も日本人刑務官の手により漸次改善の步を進め來つたが、其の實效を見ること仲々容易の業にあらず、明治四十二年司法及び監獄事務の委託の行はるゝに及んで、統監府監獄は概ね範を內地に採つて着々改善の步を進むることを得た。

併合後の當時に於いては本監九箇所分監十一箇所であつた。其の後孜々として獄制の改善に努めたが、明治四十五年に至り、朝鮮監獄令及び同施行規則が制定發布せられ、玆に初めて拘禁、行刑に關する形式及び手續が統一さるゝに至つた。

結論　上述の如く韓國の司法竝びに監獄は比較的早く日本人の手に依りて改善に着手されたる結果、併合の直後に於いて既に現制と大差なき程度に達したのである。而して此の事たるや、彼の憲兵警察制度の確立、結社の取締と相俟ち、併合後に於いて帝國の威信を保持し、人民の生命財產を安固ならしむるに於いて非常に效果あり、併合其のものを容易ならしむるに與つて大いに力あるものであつた。何となれば右諸制度の整備せる爲、併合により一朝半島に於ける既得の治外法權を失つた諸外國人も何等不滿を抱くことなく、安んじて帝國司法權に服從したからである。

第五　司法改善に關する諸施設

一　司法行政と適用法規

司法行政機關　全鮮の司法行政を統轄する官廳として現在本府に法務局が置かれてある。今其の沿革を尋ねるに、舊韓國時代には刑曹があつて、司法行政の事務を掌理したのであるが、明治二十七年之を法務衙門と改め、同二十八年法部と改稱し、同四十年に至り內部所管の監獄をも法部に移し、同四十二年日本政府に對する韓國裁判及び監獄事務委託の結果、同年十一月法部を廢して統監府司法廳を置いた。然るに明治四十三年朝鮮總督府の開設と同時に、統監府司法廳は廢止せられて、新たに總督府の一部局となつた。之が卽ち法務局の濫觴である。其の法務局となつたのは大正八年官制改正の時からである。

適用諸法規　併合前に在つては韓國人に限り適用すべき刑法大全あり、明治四十二年韓國司法事務を帝國政府に委託の結果、韓國人と韓國人に非ざる者との間の民、刑事件に就いては概ね帝國法規を適用する等、彼此錯綜して其の困難謂ふべからざるものがあつた。因つて併合直後、朝鮮總督府取調局を置き審議立案に着手し、一年有餘の時日を費し、明治四十五年三月朝鮮民事令、朝鮮刑事令、朝鮮不動產證明令、朝鮮不動產登記令、朝鮮不動產登錄稅令竝びに其の施行上必要なる規定を發布し、夫々內地の現行法に依遵するを原則とし、朝鮮の現狀に照らし、遽かに內地法に據り難きものは各諸法令中に除外例を設け、各新法令は、同年四月一日から之を施行した。是れ實に半島司法制度上一時期を劃するものと謂はねばならぬ。

右の外特に記すべきは、犯罪卽決例（明治四十三年十二月制令第十號）を設け、微罪にして犯證最も明確なるものは、普通裁判手續を用ひず、警察官をして之を卽決せしめ、又刑事令の公布と共に刑法大全は廢止せられたるを以て、朝鮮笞刑令（明治四十五年三月制令第十三號）を制定し、舊刑法大全中に在つた笞刑をば微罪に對する制裁として存續せしめた。此等は皆當時朝鮮の實情に卽した所のものである。

二　司法諸制度

登記制度の確立

(一)　證明制度　民籍と地籍の確立は近代國家に取つて缺くべからざる要件である。然るに往時の朝鮮では不動產に關する權利の設定、移轉は一に慣習により、文記又は手票を作成交付する外、前所有者の賣渡證書たる文券を引渡す例にて、其の間不正が行はれ、取引の安固は望むべくも無かつた。そこで韓國政府は、明治三十九年不動產法調査會を設置して、法學博士梅謙次郎指導の下に舊慣を調査し、之に基き同年十月土地建物證明規則を發布して十二月一日から施行した。之が韓國に於ける不動產制度の嚆矢である。其の後、明治四十一年土地建物所有權證明規則を制定して、前記證明規則の缺點を補つたが、之等の法規は併合後も何等變更せられることな

く、明治四十五年三月朝鮮不動產證明令に依つて廢止せられる迄效力を有したのである。

右は專ら朝鮮人の不動產證明制度の沿革であるが、內地人及び外國人不動產に關する權利の登記、證明事務は、最初帝國領事館より順次統監府理事廳、統監府區裁判所に引繼がれ、韓國併合後は府尹、郡守に引繼がれ、こゝに內鮮外人の孰れを問はず、不動產證明事務の統一を見るに至つた。

(二)　登記制度其の他　朝鮮に於ける不動產登記及び證明は、上述の如き變遷を辿つて漸く統一せられたのであるが、不動產の得喪及び變更の確保は登記制度の完成に依らなければならぬ。而して又登記制度の完成は、土地臺帳の整備に俟ち、土地調查事業の進展に伴はねばならぬ。因つて前記朝鮮不動產登記令（明治四十五年三月制令第九號）の實施は暫く之を留保し、土地調查の結了を告げ、併も土地臺帳完成の地方より逐次之を實施することゝし、大正三年五月以降二十回に亙り施行區域を擴張し、朝鮮全土に不動產登記制度の實施完了を見たのは、次期の大正七年七月一日であつた。

次に併合の當初、當分間舊來のまゝ存續せしめられた所の各開港場居留地に於ける外國人所屬の永代借地、竝びに京城其の他大集團地に於ける內地人居留民團の永代借地權は、何れも大正三年四月、愈々居留地制度の撤廢と共に、永代借地權に關する制令を公布し、所有權として之を整理し、其の外不動產以外の商業登記、法人登記、船舶登記、金融組合登記等も、右と前後して實施せらるゝに至つた。

民事爭訟調停　朝鮮は其の地域廣汎で交通も不便であるに拘らず、裁判所の分布は僅少であるから、僻遠の地に居住する者は裁判の恩澤に浴し得ない事情が多々存する。本府は夙に之が匡救策を講ずる必要を認め、明治四十三年十二月制令第十一號を以て民事爭訟調停に關する件を公布し、區裁判所所在地外の警察署長又は其の職務を取扱ふ憲兵分隊長又は憲兵分遣所長をして爭訟仲裁の衝に當らしめ、以て司法機關分布の不備を補ふことゝした。

本制度は實施當時手續簡略、取扱敏速であつて調停方法も强制に渉らず、且つ多大の費用を要せざるが故に良好の成績を擧げたが、近時交通機關の發達と權利思想の普及向上に伴つて、事件は自ら裁判所に移行し、民事爭訟調停事件は漸減の趨向を辿つて今日に及んで居る。

辯護士制度　舊韓國時代の辯護士制度は明治三十八年十一月、辯護士法に依つて創定せられ、其の後明治四十二年四月修正を加へた。當時外國人辯護士は刑法大全第二百條第七號に依つて認められなかつたが、明治四十年內地人法務輔佐官又輔佐官補聘用せられるに至り、內地人辯護士が訴訟當事者の輔佐人として、法廷で其の職務を行ふことが默認せられた。一方帝國領事館に於ける內地人訴訟の代理行爲に關しては何等の規定なく、統監府開設に及んで、保安規則中に理事官の許可を受けた者のみが報酬を得て訴訟代理行爲を爲し得ることを許されたが、明治四十二年五月統監府令を以て辯護士規則を發布し、日本辯護士法に依る有資格者以外には辯護士業務を營み得ないこと、し、變則として保安規則に依り、理事官の認可を得たる訴訟代理業者を認めた。その後韓國併合成るや、明治四十三年十二月制令を以て辯護士規則を發布し、後若干の改正を加へ、以て現在に至つてゐる。

公證制度　朝鮮に於ける公證制度は、明治四十五年三月の朝鮮民事令公布を以て嚆矢とする。其の後大正二年三月に至つて、制令第三號朝鮮公證令の公布があり、同年五月一日から實施、以て公證制度の確立を見たのである。

恩赦　韓國併合の際、特に　詔勅を發して大赦を行ひ、新附の人民に對して汎く惠澤を施され、この恩典に浴したる者、未決囚二百九十二人、既決囚一千四百十九人、合計一千七百十一人の多きに上つたことは既に述べた通りであるが、其の後國家の慶弔に際して恩赦を行はるゝこと、本期の終に至る迄に前後八回に及んだ。

三　釋放者保護事業其の他

併合前の保護事業　朝鮮に於いて釋放者保護事業の創始を見たのは、明治四十二年韓國裁判及び監獄事務委託後、行刑の機構が一新してからのことである。これより先、隆熙元年監獄官制が制定せられ、京城の外七箇所に監獄を設置せられるに及んで、行刑事務の陣容が稍々整ひ、釋放者保護の急務を告ぐるものがあり、各監獄共保護機關の設立につき種々劃策する樣になつた。其の際各地に率先して、保護機關の設立を見たのは仁川救護院である。同院は明治四十三年四月、當時仁川監獄分監の教誨に執掌して居た淨土宗僧侶大島元瑞が、獨力を以て釋放者收容所を設け保護事業を開始したことに端を發するものであつて、之が朝鮮に於ける釋放者保護團體の濫觴である。

併合後の保護事業　仁川救護院の設立を見るや、各地に保護團體創始の機運に向つたのである

が、偶々明治四十三年八月韓國併合と同時に大赦が行はれ、恩典に浴して一時に釋放せられるもの無慮千三百六十三人の多きに上つた。それ以來一層保護機關設立の急務を痛感し、各地の篤志者が一齊に立つて其の設立に盡力し、明治四十四年には大邱常成會、公州愼業院、淸州有隣會、釜山輔成會、翌四十五年には、更に春川保護會、群山誠之會、京城保護會の七團體が交々組織立つたものとして設立せられ、本期の末年たる大正五年までには二十團體の設立を見たのである。

次に大正二年五月、本府は免囚保護事業奬勵金下付手續を制定し（後に補助金と改む）、毎年五千圓の國庫補助金を配與して該事業を奬勵することゝした。この爲に奬勵金の下付を受けたもの、其の初年に於いては、京城救護會外十一團體、總額四千三百圓であつた。

假出獄及び刑執行猶豫　假出獄の取締は從來內地の例に準じて來たが、明治四十五年三月府令を以て假出獄取締規則を制定し、四月一日より實施した。これに依つて假出獄者は逐年其の數を增加したが、其の結果は頗る良好であつた。又刑の執行猶豫は、舊刑法大全に何等之に關する規定が無つたが、明治四十五年刑事令施行の結果、訓令を以て之が取扱規程を定め、朝鮮人も內地人と均しく刑の執行猶豫を受くることゝなつた。

指紋　指紋は韓國時代には曾て無かつたが、明治四十三年八月韓國併合と共に、大赦の恩典に浴して出獄する者極めて多數に上つた際、取敢へず此等の出獄者から徵取したのを以て嚆矢とする。爾來幾多の研究を重ねたが、明治四十五年四月訓令を以て指紋取扱規程を發布し、一層取扱の敏速正確を期するに至つた。

第六　財政の調整に關する計畫

計畫の概要　財政の調整は本期方針の重要なるものゝ一つであつた。卽ち既に述べた如く併合の實施せらるゝや當時朝鮮の民度尙ほ低く統治開發に要する經費の負擔に堪へざる狀態なので、明治四十三年九月勅令第四百六號を以て朝鮮總督府特別會計の制度を設け、其の歲出は本府歲入を以て充當し、其の足らざる所は帝國政府一般會計の補充金を以て補ふ事とした。玆に於いて明治四十三年度は二百八十八萬五千圓、同四十四年度以降は千二百三十五萬圓と定め、大正元年まで引續き之が補給を受けたが、事業の發展と共に財政自營の方策を樹立するに至つた。輒ち此の計畫の骨子は、大正二年以降に於いて逐次租稅の負擔を增加し、一面既定歲入の自然增收と政費の節約とを圖り、之に依つて、一般會計よりの補充金を每年度百萬圓乃至二百萬圓づつ遞減する方針を以て、向後五箇年に亘り之が完遂を期し、以て大正八年度に至つて一般會計補充の打切りをなさんとするものである。

補充金決算額累年表

年次	金額	年次	金額
明治四十三年	二、八八五千圓	大正四年	八、〇〇〇千圓
明治四十四年	一二、三五〇	大正五年	七、〇〇〇
大正元年	一二、三五〇	大正六年	五、〇〇〇
大正二年	一〇、〇〇〇	大正七年	三、〇〇〇
大正三年	九、〇〇〇	大正八年	—

諸稅令の發布　統監府設置後、從來の諸稅を整理し、明治四十二年度よりは新たに家屋稅、酒稅、煙草稅を徵收することになつたが、その後明治四十五年三月制令を以て朝鮮登錄稅令を、大正三年三月制令を以て、地稅令、市街地稅令及び煙草稅令を發布し、大正三年度より之を實施した。而して市街地稅は重要市街地に賦課して市街地以外の土地との權衡を保ち、煙草稅は明治四十三年以來新たに製造稅竝びに消費稅を課した。右の外、國內稅としては大正四年十二月朝鮮鑛業令及び朝鮮鑛業登錄規則を發布し、同年三月登錄稅令を改正して諸種の登錄稅徵收の統一便益を圖つた。

徵稅及び收入　統監府設置後、財政整理を肇始するに方り、先づ徵稅事務を郡又は道より分離し、新たに全道に七箇所の財務監督局と其の下に二百三十餘箇所の財務署を置いて此の事務に當らしめた。玆に於いて從來甚しかつた地方官誅求の患は全く熄むに至つたが、由來朝鮮人は地方長官に信賴する念厚く、他の官衙に納稅するを喜ばざるの風あるが爲、併合の際地方官官制の制定と同時に、從來の財務監督局及び財務署を廢して、各道に財務部を置き、府郡に於ける府尹、郡守をして徵稅事務に當らしめたのである。又徵收事務は從來の通り面長をして之を取扱はしめ、其の手數料として徵收金の百分二を交付し、一面其の監督を嚴重にし、以て之が成績の向上を圖つた。

驛屯土　驛屯土は舊韓國政府より引續いた官有財產の一部分であつて、驛土とは古來地方にあ

りたる驛站の經費を、屯土とは軍隊及び官廳の經費を支辨する爲に設けられたる國有地である。此の外もと王家に屬した宮庄土及び王家の墳墓陵園墓)に附屬した土地があつて、其の所屬頗る錯雜して居つたが、明治四十一年舊韓國皇室財產整理の結果、悉く國有に歸屬せしめた。明治四十二年國有耕地各筆の實地調査を行ひ、驛屯土及び其の他の國有耕地の總面積十一萬八千九百四十七町歩(東洋拓殖會社へ出資竝びに賃貸せしものを省く)であることを確めた。此等の土地は、其の性質上收益財產に屬するを以て之が貸付及び拂下をなし、又國有耕地に於ける小作人には組合を設立せしめて、農事の改良、資金の融通、生產物の委託販賣等を爲さしめて之等を保護奬勵し、又一面勤儉貯蓄の美風涵養に努め、更に小作制度を改正して明治四十四年度より之を實施した。

官業其の他の收入　舊韓國政府以來官業としては、平壤鑛業所、紅蔘專賣、鹽業、印刷所其の他雜經營があつて、明治四十三年十月朝鮮總督府特別會計設置と共に同特別會計に編入せられ、明治四十四年度よりは鐵道收入竝びに郵便電信電話收入も同一特別會計に編入し、大正五年には營林廠收入も同樣本府特別會計に編入した。

朝鮮總督府特別會計所屬國債　舊韓國政府に於いては、明治三十七年施政の改善と國力の開發との急務に應ずる爲には國債を起すの已むを無きを認め、明治三十八年六月、先づ歲計整理の爲、國庫證券二百萬圓を東京に於て發行したのを始め、逐次帝國の諸銀行及び韓國銀行から幣制整理の爲の貨幣整理資金債、其の他道路、水道、海關、鹽田、敎育機關の擴張、金融機關の創設等に充てる爲の起業公債等合計三千二百十九萬六百五十八圓の公債又は借入金を募入或は借入し、次いで同四十三年六月皇室財產整理に伴ふ導掌資金公債十一萬六千八百二十五圓を韓國銀行より借款し、又別に內地人官吏の俸給其の他施政改善上必要なる政費の爲、帝國政府から無利子無期限の立替金累計一千三百二十八萬二千六百二十三圓を、明治四十一年以降年割に借入し、同四十二年二月公債金特別會計を設置して之を整理した。斯くて韓國の國債は併合の直前までには國庫證券二百萬圓の償還があつたけれども尙ほ總計四千五百五十九萬百六圓に達した。

然るに韓國併合と爲るや、この內帝國政府よりの無利子立替金及び金融資金債合計一千四百七十八萬二千六百二十三圓は償還を要せざることゝなり、又貨幣整理の爲に生じたる債務一千百七十二萬六千七百三十八圓は、明治四十四年三月公布の法律第七十一號に依り、總て帝國の貨幣整理資金特別會計に移屬され、右金額は減額となつたが、他方同時に明治四十三年度に於ける治道費、地方土木費補助及び平壤鑛業所第二次擴張の財源に充てる爲に一時借入を爲したから、同年度末には朝鮮總督府特別會計の負債に屬する國債の現在額は二千百十七萬五千四百二十二圓を示した。

明治四十四年度以降道路修築、海關工事竝びに鐵道の建設及び改良等の地方開發に必要なる繼續事業費は、朝鮮の一般歲入を以てしては支辨する餘裕がなかつたので、此等の財源は總て公債若くは借入金に依ることゝし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法を公布し、其の限度額を五千六百萬圓と定められ(其の後數回の改正があつて其の限度を擴張し、大正八年三月には一億七千八百萬圓となる)、同時に又朝鮮事業公債金特別會計法が公布され、明治四十四年度から該法に依り公債金の整理を爲した。因みに大正八年三月內地に於ける事業公債金特別會計法の公布に伴ひ、朝鮮事業

公債金特別會計法は廢止せられ、朝鮮に於ける國債も中央政府に於いて一般事業公債と統一整理せられるに至つた。

第七　恩賜金並びに御大禮記念事業

府郡臨時恩賜金　韓國併合の際　明治天皇は特に朝鮮に於ける民力の休養並びに產業・敎育の奬勵發達及び凶歉救濟の事に軫念あらせられ、臨時恩賜金三千萬圓の內、一千七百三十九萬八千圓を全半島十二府三百十七郡に配與して基本金と爲し、道長官をして之を管理せしめ、其の利子を以て兩班・儒生其の他恒產無き者に對する授產事業、普通學校及び私立學校の補助、並びに凶歉救濟の費用に充てしめられた。而して明治四十三年十月訓令第四十六號を以て、此の基本より生ずる利子の使途に關する方針を示し、其の利子は凡そ五分の三は授產に、五分の一・五は敎育に、五分の〇・五は之を凶歉救濟の資に充つることゝした。今其の各々に就いて、左に之が梗概を述べる。

(一)　授產事業　明治四十三年十月訓令第四十六號の趣旨に基づき、各道に於いて地方の狀況に應じて一定の方針を確立し、養蠶・機業其の他繩叺等の製造に關する傳習所又は講習所の設置、絲蠶・機業・製絲等の事業に對する補助をなし、種畜・種雞・蠶種・製絲機・織機・果樹等の配付又は貸與を行ひ、尙ほ巡回敎師を置き各種の指導をも爲さしめた。

(二)　敎育事業　本項に關する事業開始以來大正五年度迄に、本補助金を基礎として設立したる公立普通學校は總計三百二十一校に及び、尙ほ補助を受けた學校は各年異動あるも試みに大正五年度分を示せば、公立普通學校四百二十校・私立學校六校・幼稚園一箇所の多數に達してゐる。

(三)　凶歉救濟事業　凶歉の救濟は種穀・農具・食糧を給與するを主眼とし、又必要に依り醫藥・家屋料・被服等をも給與してゐる。

臨時恩賜金事業と地方費事業　府郡臨時恩賜金事業の管理は地方費事業と同樣道長官に屬するものなるに拘らず、恩賜の趣旨を一般に徹底せしめんが爲、從來別に歲入出豫算を設けて地方費事業との區別を明かにした。然して今や事業創始以來既に六年を經過して諸般の施設も其の緖に就き、恩賜の趣旨漸く一般に周知せられたるが故に、大正五年十二月府令を以て、臨時恩賜金管理規則を改正し、大正六年度より之を地方費豫算に編入し、其の施設を統合充實し、以て一層の效果を發揮せしめることを期した。

恩賜罹災救助基金　明治天皇の崩御に際し、大正元年九月十三日畏くも金二十萬圓を慈惠救濟の資として　御下賜ありたるに依り、之を基金として恩賜罹災救助基金を設定し、大正三年三月府令第三十五號を以て其の管理規則を制定した。次いで大正三年五月　昭憲皇太后の崩御に際しても、同じく慈惠救濟の資として十一萬五千圓を　御下賜ありたるに依り之をも該基金に加へ、尙ほ國庫よりも大正二年度及び大正三年度に於て、各五萬圓宛を支出して該基金に繰入れ、此の基金より生ずる收入を以て非常災害の場合、罹災者の救助に充てしめた。此の外、非常天災の都度、御內帑金の　御下賜ありたるが、寺內總督時代には前後八回に亙り其の金額三萬九千圓に上つて居る。

恩賜賑恤資金　大正四年十一月十日御大禮に際し賑恤の資として朝鮮に二十萬圓を　御下賜

ありたるに依り、之を基金として大正五年一月府令第一號を以て、恩賜賑恤資金管理規則を發布し、同時に訓令第一號を以て恩賜賑恤資金窮民救助規程を發布し、以て恩賜賑恤資金を設定した。本資金は、之より生ずる利子を以て癈疾、不具、老幼、孤獨等に對し賑恤するものである。

御大禮記念事業　大正四年十一月を以て　大正天皇卽位の大禮を京都に擧げさせ給ふ旨仰出さるゝや、各地方に於て御大禮記念事業を企畫するもの頗る多く、御大禮當日までに計畫の確定を見たるもの四千十六件に達した。仍つて本府は努めて事業の選擇、指導等に萬全を盡し、以て曠古の大典を記念せしむるに遺憾なきを期した。

第八　土地調査事業

事業の端緒　舊韓國時代に於ける土地調査の端緒を尋ぬるに、明治三十一年量地衙門を置きたるにあるも不成功に終つた。其の後、財政顧問時代に更に第二次の計畫が進められ、明治四十三年三月勅令第二十三號を以て臨時土地調査局官制の制定を見、續いて同年八月法律第七號を以て土地調査法の公布となり、こゝに初めて該事業の成立を見るに至つたのである。

事業の創始　舊韓國政府時代に於ける臨時土地調査局は、官制公布後久しからずして併合の爲廢廳となり、明治四十三年九月勅令第三百六十一號を以て、朝鮮總督府臨時土地調査局官制公布せられ、總裁は政務總監を以て之に充て、其の下に副總裁を置き、局を庶務、調査、測量の三課に分ち、頗る宏大なる組織を以て事務を繼續實施し、大正元年八月制令第二號を以て、新たに土地調査令竝びに

府令を以て同令施行規則を制定公布した。

本事業當初の計畫は其の後數次の改正を見たが、第四次の計畫（大正四年一月）に依れば、總豫算二千四十萬六千餘圓、調査期間は八年十箇月にして、大正七年十二月を以て全部の終了を告げる豫定となつて居る。

第九　産業と貿易

一　農業

(一)　改良奬勵

當時の方針　農業は朝鮮産業中の大宗とも稱すべく、之に從事する者總人口の八割を占め、其の總生産額は併合當初に於いて二億四千八百萬圓を超え、其の輸移出額は輸移出總價額の七割以上を占むる實況であるので、農事の改良發達を圖るは朝鮮の富力增進上最緊要なる事である。故を以て保護政治確立以來、農産振興の大眼目として、左記の事項に基礎を置いた。

(一)　氣候、土質の適否に鑑み適所に適應作物を分布すること　(二)　在來作物の品種を改良すること　(三)　有利なる新作物を輸移入して栽培の普及を圖ること　(四)　肥料の增施を圖ること　(五)　水利灌漑の設備を改善すること　(六)　未墾地の利用を增進すること　(七)　家畜家禽竝びに其の製品の改良增殖を行ふこと　(八)　養蠶其の他の副業の奬勵を行ふこと

併し之が實行に當つては、當時農民の知識程度低く農法頗る幼稚にして、農家經濟亦貧窮であつた等の實情に鑑み、左の四大要綱を以て根本方針とした。

（一）奬勵事項の多岐に渉らざること　（二）其の實行簡易にして費用の支出は皆無又は少額なるべきこと　（三）其の效果の的確なること　（四）實地に就き具體的に指導を爲すこと

以上の方針の下に、勸業模範場及び道種苗場等の勸農機關を設け、優良種苗・種子・種畜の配付、耕作又は飼育方法の實地指導等種々なる方法を講じて農產物の改良增殖を企圖した。其の結果、成績頗る擧り、單に米麥の生產額に就いてのみ謂ふも、明治四十三年米一千四十萬石、麥六百二十萬石なりしもの、本期の終なる大正五年には米一千三百九十三萬石、麥八百六十一萬石に上つて居る。其の他は推して知るべしである。又大正五年には一層農事改良奬勵上最も緊要と認むる事項十目を擧げて各道長官に指示し、之が徹底を期せしめた。

（二）各種農作物及び果樹

米作　米は施政當時より生產年額一千萬石を超え、朝鮮內の需要品として、將又輸移出品として農產物中第一位を占むるも、在來米は品種劣等にして異品種混淆し、品質・收量共に良好ならざるのみならず、耕種及び調製の方法亦粗放を極め價値を損すること大なりしを以て、本府施政以來極力之が改善に勗め、一面麥類及び補食作物たる甘藷・馬鈴薯等の品種の選定栽培竝びに貯藏の方法を指導奬勵して、半島內に於ける米の消費高を節減して其の輸移出高の增進を圖つた。

米の品種改良增殖の施設として、第一期に於いては早神力・多摩錦・穀良都等十數種を選定し、之を奬勵種として奬勵普及せしめたる結果、優良品種の作付段別は急激に增加し、明治四十三年約一千町歩に過ぎざりしものが、大正六年には五十九萬餘町歩に增加し、其の收穫量六百九十七萬石を算し、全產額の半以上を占むるに至つた。

玆に特記すべきは、大正三年初めて朝鮮より宮中に於ける新嘗祭供御の新穀を獻納する光榮に浴し、爾後每年內地人及び朝鮮人各一名を選んで米竝びに粟の耕作者に指定し、各耕作者は本府竝びに當該道及び郡監督の下に、誠意謹愼以て之に從事する恒例となつた事である。

麥・大豆・粟・豆等　麥は農家の重要食糧品なる方に於いては畜の裏作として奬勵した。また大豆・粟・粟豆・豌豆等に關しては、特に品種の選定に注意すると共に之が增產に努力し、何れも良好なる成績を博した。

陸地棉　朝鮮では古來棉花が相當普及されて居つたが、勿論之は東洋棉系統のもので所謂在來棉である。其の後明治三十七年に至り若松領事が木浦在勤となつてより、陸地棉の試作を全羅南道高下島に始めた。是が朝鮮に於ける陸地棉栽培の嚆矢である。此の試作の結果を契機として、棉花栽培協會が組織せられ、後明治四十五年に至つて、其の事業を朝鮮總督府に引繼いだ。爾來一般農民も陸地棉の有利なるを悟り、栽培面積も漸次增加し、明治四十四年には其の面積三千町歩、實棉約二百七十四萬斤を收穫し、栽培戶數は四萬三千戶に達した。併合後に於いては全羅南道を始め、南鮮各地に之が栽培を奬勵し、明治四十五年寺內總督は棉作奬勵に關する訓示を發すると共に、南鮮六箇道を奬勵區域とする第一期計畫を樹立した。此の計畫は大正元年から向ふ六箇年間に

其の栽培面積を十萬町歩に達せしめんとするものである。因みに本計畫は其の後一箇年の繰延べをしたが、大正七年作付面積九萬四千町歩、收穫高六千萬斤に達した。

煙草　煙草の栽培は古來普ねく全道に行はれ、舊韓國政府は之に對する賦課を以て一大財源と爲し、將來專賣制度を布く方針の下に煙草耕作稅を制定した。併合後は財源調査部の一部として煙草耕作の改良奬勵に力を效し、主要産地には若干の模範耕作人を置き、本府技術員を派して、耕作、乾燥、調理等の實地指導を行ひ、主要地には煙草耕作組合を設けて、資金の貸付共同販賣等諸種の便宜を圖り、又良種を選んで之を奬勵した。

米穀檢査　米穀は朝鮮に於ける生産品の大宗をなし、輸移出品中の首位を占むるものである。其の品質の改良如何が貿易上至大の關係を有するは言を要せぬ所である。因つて生産上の奬勵と相俟つて朝鮮米改良の實を擧げ、併せて産米の聲價を向上し取引の圓滑を圖る爲、輸移出米の檢査を行ふ必要あるを認め、大正四年二月府令を以て米穀檢査規則を發布し、道地方費、商業會議所若くは穀物組合を檢査主體として、輸移出又は道外搬出をなさむとする玄米の檢査を實行し、不合格品は嚴重に之が輸移出を取締つた。

果樹栽培　朝鮮古來の果樹は品質不良なるを以て京畿道蠶島及び咸鏡南道德源の二箇所に勸業模範場支場を設け、其の品種及び栽培法の改良を圖つた。其の結果、苹果は最も顯著なる成績を擧ぐるに至つた。

(三) 畫業

畫業は統監府設置以來、舊韓國農商工部に於て大いに之を奬勵し、蠶業傳習所、同講習所、稚蠶共同飼育所、模範桑田、桑苗圃等の奬勵機關を勸設する等大いに斯業の發達を期した。總督府設置後に於いても、特に此等施設の進捗に力を盡し、大正元年寺內總督より特に訓令を發して、蠶業の改良奬勵に關する要項を示し、各道に於いては該方針を遵奉し、鋭意施設の充實を圖り、以て今日盛況の基礎をなすに至つた。

(四) 畜産

牛　朝鮮牛は體格偉大、體質强健、性質溫順にして、農業用に適するのみならず、廣く飼養せられ且つ價格低廉であるので、內地及び露領方面にも輸移出されて居る。因つて本府に於いては外國種等の混血を禁止し、專ら同種蕃殖の方法に依つて其の長所及び美點を助長する方針を採り來つたが、優良牛の數漸次減少の傾きあるにより、大正五年七月府令を以て保護牛規則を發布し、各道に於いては本令に基づきて夫々保護牛規程を發布して之を實行した。又飼料として良好なるルーサン、クロバーの栽培、牡牛の去勢等を奬勵し、なほ朝鮮牛の移出に對しては、明治四十二年に於いて釜山に移出牛檢疫所を設置した。

牛市場　大正三年市場規則の發布せらるゝや、牛市場も一般市場と同樣、公共團體又は之に準ずるものに經營を認可することゝなり、私設市場は之を認めぬことゝした。又大正四年七月朝鮮重要物產同業組合令の制定を見、大正五年二月官通牒に依り、各道に畜產同業組合の設立を慫慂した。

牛皮の改良　朝鮮の牛皮は歐洲戰亂以來其の需要著しく增加し、其の輸移出額は大正五年に於

いて三百五十九萬圓に達して居る。然るに從來の牛皮は皮質毀損の缺陷ある爲、剝皮法の改良鹽乾皮法を奬勵し、又改良鞍具を使用せしめて鞍傷を豫防し、朝鮮人牛醫の講習會を開いて鍼療烙鐵の濫用を防止する等鋭意之が改良に力めた。

馬　馬に就いては便宜上第二期に於いて說くこととする。

緬羊　明治四十二年勸業模範場は初めて洋種緬羊の試育を行ひ、又大正元年更に蒙古羊の飼育を試み、大正三年に至つて始めて江原道洗浦に勸業模範場所屬の牧羊支場を設けて、九十七頭の試育をなすに至つた。

豚・鷄　養豚及び養鷄は共に古くより行はれたるも、在來種は何れも經濟能力低く遺憾の點が多かつたので、明治四十三年寺內總督時代農業技術官會議に於いて、之が改良方針につき協定するところがあつた。右の方針に基づき、最近昭和九年度迄に各道農事試驗場種畜場等に於いて配給した種畜は、種豚三千餘頭、種鷄一萬七千餘羽、種卵六萬四千顆に達してゐる。

獸疫豫防

(一) 牛疫血清製造所　本府に於いては獸疫豫防に就いても亦夙に意を留め、明治四十四年農商務省は牛疫血清製造所を釜山府の西南一里半慶尙南道東萊郡沙下面に創設した。

(二) 獸疫豫防令　以上の如く奬勵を加へたる結果、家畜の飼養著しく增加し、各種家畜傳染病發生の爲に蒙る被害も尠くないので、大正四年四月制令を以て獸疫豫防令を公布し同年八月より施行した。

狩獵　施政當時は狩獵に對する取締が不充分なる上、累年狩獵者激增の傾向あるに鑑み、明治四十四年四月府令第四十六號を以て狩獵規則を制定し、狩獵者に對する免許制を實施した。

(五) 耕地

概說　明治四十四年末現在の調査によれば、半島に於ける耕地面積總計は、二百七十二萬七千百五十九町歩であつて、其の中畓九十九萬二千八百九十七町歩、田百七十三萬四千二百六十二町歩で、之を全半島の總面積に比すると、其の比率僅かに一割二分四厘である。之れ卽ち未墾地開拓竝びに水利事業興起の必要を如實に物語るものであると謂はねばならぬ。

國有未墾地の開拓　明治四十年七月舊韓國政府は國有未墾地利用法竝びに同法施行細則を制定施行し、確實と認むる者に之を貸付し、其の貸付期間を十箇年とし、事業成功の上は其の土地を受貸付者に拂下げ又は付與することゝした。併合後も該細則に改正を加へて之が實施を强化するところあつたが、穀價の昂騰につれ漸次大規模の拂下又は貸付を受くるものを生ずるに至つた。

水利施設　舊時に於ける灌漑水利は堤堰、洑の設到る處に存在し、其の數前者は三千七百三十五、後者は九千三百八十六箇所の多きに達して居たが、此等は何れも自然の荒廢に委ねられ、殆んど效用をなさゞる狀況にあつた。仍つて明治四十二年以來、之が修築復舊の調査を進め、一面國庫補助金をも與へて之が改修を奬勵した。併合後は更に補助金を增加し、且つ土地改良專任の技術員を增置して水利事業の指導監督に當らしめた。

水利組合條例　日露戰役後、內地人農事經營者の移住頓に增加するに及び、水利施設振興の必要

益々緊切となりたるを以て、明治三十九年三月舊韓國政府度支部令を以て水利組合條例を公布し、地方利害關係者をして組合を組織せしめ、該組合に對し必要なる費用、夫役、現品及び土地を組合員に賦課する權能を與へ、以て土地の灌漑及び開拓に關する事業を經營せしめた。此の水利組合は、全羅北道萬頃、東津二江の流域に於いていち早く著手せられ、沃溝西部水利組合（明治四十二年八月認可）を嚆矢として、四十三年中に合計六箇の組合設立を見、大正五年度末迄には十三組合となつた。

治水調査　朝鮮には鴨綠江、大同江、漢江、洛東江等の大河があつて運輸交通の中軸をなし、其の產業と關係する所頗る大であるが、一方には殆んど毎年多大の水害を起し、兩岸の平地は之が爲非常に損害を蒙つて居る。仍つて大正三年四月府令を以て河川取締規則を發布し、同時に漢江、錦江、洛東江以下十五大河川を指定して特に總督の管理とし、其の他の河川は各道知事の管理に屬せしめ、以て治水事業の素地を確保することゝした。而して大正四年度に於て前記指定河川の踏査を大體結了し、大正五年度以降七箇年を期し、更に精密なる實測調査を施行し、以て將來に於ける治水及び水利の實施計畫を確定する方針を執つた。

(六)　勸農機關

勸業模範場　本場は明治三十九年統監府官制に依り、初めて京畿道水原に設置せられたものであるが、明治四十三年十月新官制實施と同時に朝鮮總督府勸業模範場と改稱し、朝鮮總督府の管理に屬せしめ、從來の種々なる勸農機關を合併して官設勸業機關の統一を圖り、半島に於ける農事に關する學問上、技術上の總本山たらしめた。

道種苗場　道種苗場は始め國費に依る地方勸農機關であつて、明治四十一年三月以降逐次道廳所在地に設置せられたものである。併合後は之を地方費經營に移し、國庫の補助を與へて之を經營せしむることゝした。尙ほ明治四十四年度より府郡臨時恩賜金事業として經營せられたる種苗圃も各地に設置せられた。

朝鮮農會　明治三十九年の創設に係り（元韓國中央農會と稱す）本部を京城に置き各道に支會を設け、會員の總數併合當初に於いて三千餘名を算し、官民の間に仆立して農林業の指導奬勵に努め、以て農事改良の普及を確實にし、且つ當業者の實行に援助を與へる等、斯業發展の爲貢獻する所頗る多大なるものがある。

東洋拓殖株式會社　同會社は明治四十一年十二月同會社法に基づき、朝鮮富源開發の目的を以て設立せられ、帝國政府保護の下に朝鮮に於ける農業拓殖の爲に、必要なる移民の募集分配、資金の供給等の業務に從事し、附帶事業として水產業、荷爲替業其の他朝鮮拓殖上必要なる事業を營むものである。同會社は帝國政府より其の設立後八箇年間毎年金三十萬圓の補給を受け、舊韓國政府よりは其の引受株に對して、明治四十二年中第一回拂込出資地として驛屯土二千四百三十六町歩の引渡を受け、且つ殘餘拂込出資豫定地として田畓合して七千二百八十三町歩の貸貸を受け、又同年度中に田畓合して二千三百四十七町歩を買收し、明治四十三年度に於いては、政府貸貸地の一部を返還して代地を交換受領し、更に全羅南北道及び黃海道に於て土地を買收した。斯くて漸次其の所有地を增加し、大正五年度末に於いては、同社の所有地畓四萬九千二十二町歩、田一萬九千六百

四十八町歩、山林二千二百七十二町歩、雜種地二千四百三十八町歩、計七萬三千八百八十二町歩餘に達して居る。此等の土地管理經營の爲に各地に出張所を置き、京畿道蘿島には直營農場を置く等、適切なる施設を講じ、目下所期の目的達成に努力しつゝある。

二　林　業

概　說　朝鮮に於ける森林山野は其の總面積一千六百萬餘町歩で、全土の七割以上を占めて居る。然るに朝鮮古來の林政は甚だ不備にして、特殊の保護林たる封山、禁山等を除く外は之を無主公山と稱し、衆庶の自由採樵に委して顧る所がなかつた。之が爲林野の大部分は荒廢を極め、其の他多少の例外地に於いてのみ森林を見るの有樣となつた。是を以て一朝豪雨あれば忽ち氾濫し、其の災禍實に謂ふべからざるものあり、加之國有私有の境界不明であつて、國家人民俱に權利の行使上非常な不便を感じたのである。

森林令及び林野調査　舊韓國政府は、明治四十一年森林法以下の諸法令を公布して森林行政の根本方針を定めた。又明治四十三年三月より八月までの六箇月間に於いて半島全土に亙り、濟州島其の他海島を除く簡易なる林籍調査を行つた。是れ實に近世林政に着手した最初である。併合後に至り、明治四十四年六月森林法を廢し、新たに森林令を制定して林政に關する根本方針を樹立し、直ちに國有森林の區分調査に着手し、大正十三年度に至つて一應の完了を見るに至つた。該調査の結果に依ると、要存置國有林野は五百十九萬町歩、不要存國有林野は百五十一萬町歩で、此の外私有林野は一千二十三萬町歩に上つた。

愛林思想と造林奬勵　半島の山野は前記の如く荒廢すと雖も、鴨綠江、豆滿江沿岸の森林地帶、其の他山岳島嶼に森林の存在するもの尠からざるを以て、極力此等成林地の保護に意を用ひた。又一面人造模範林設置の方針を執り、明治四十年初めて國費を以て、京城白雲洞と平壤牡丹臺の二箇所に事業を開始した。其の內白雲洞は全然砂山の如き無立木なるを以て、先づ砂防工事を施し、然る後之に植林した。之れ實に半島砂防工事の嚆矢である。又苗圃を水原、大邱、平壤の三箇所に設置し、一面內地より一二年生苗木を購入移植して面積五百餘町歩、植栽苗木八十萬本に達したが、明治四十三年新官制施行と共に苗圃は之を道に移屬せしめ、其の經費は國費より支辨し、更に增して八箇所とし、造林は國費を以て行ふ外、各道地方費及び面をして模範的に造林を實行せしめた。又明治四十四年四月三日の神武天皇祭日を以て、官民一齊に記念植樹を行ふの例を開き、其の他印刷物等を以て愛林の思想を喚起するに力めた。

朝鮮國有森林未墾地及び森林產物特別處分令　大正元年八月勅令を以て、朝鮮國有森林未墾地及び森林產物特別處分令を公布して、一般會計法に依る外、隨意契約に依り處分し得る途を開くこととした。

營林廠其の他　從來鴨綠江、豆滿江兩流域に屬する約二百十一萬町歩に達する國有林野に對しては、明治四十一年軍用木材廠の後を承けた統監府營林廠及び韓國西北營林廠を新義州に設置し、日韓兩國政府の共同出資を以て之を經營したのである。明治四十三年併合と同時に、新たに官制

を發して朝鮮總督府營林廠と改め、本廠を新義州に支廠及び出張所を上流樞要の地に置て、伐木造材運材、製材、販賣、林產物處分竝びに國有林調査等森林經營に關する一切の業務を管掌せしめた。

木材の販賣は當初軍用材を主とした官廳用材の供給のみに限られたが、漸次一般の需要に應ずることゝなり、大正五年度には收支差引益金五十一萬五千餘圓に達する實績を示した。

以上施設の外、大正元年度より國有林の一部を各帝國大學及び水原農林專門學校に貸付し、其の演習林として經營に委ねた。

三　鑛　業

併合前の狀況　昔時朝鮮に在りては一般に鑛業發達せず、明治二十七、八年戰役後、外國人にして半島に注目するもの頓に增加し、互に利權の獲得に狂奔する狀況となり、鑛山發掘權は多く外國人に之を許可するに至つた。是が先驅をなすものは、明治二十九年四月米國人ゼームス・アール・モールスに平安北道雲山郡一圓に於ける一切鑛物の採掘權を特許したのであつて、是れ實に外國人に該權を許した嚆矢である。

舊來韓國に於いては鑛業に關する何等の法規がなかつたが、統監府設置後明治三十九年七月初めて鑛業法及び砂鑛採取法を制定公布するに至つた。

合併後の狀況　併合後も依然右二法の效力を認めたが、本期の終りに至り漸く時世の進運と鑛業發展の氣運に伴はざるものあるを以て、大正四年十二月制令を以て、朝鮮鑛業令竝びに府令を以て同法施行規則を發布し、大正五年四月より之を實施した。本令實施後鑛業出願は劇增を來し、漸く斯業勃興の氣運に向へるを以て、京城工業專門學校に鑛山科を新設して、青年技術者の養成をなし、又民間製鍊業の振興は鑛山開設の前驅なるを以て、適當なる位置に製鍊所の設置を勸奬した。

鑛床調査　以上法規改正の外、本期に於いて斯業の基礎的事業を遂行したるものは鑛床調査である。此の調査は明治四十四年度より開始し、大正三年本府鑛務課出張所を設けて之を發掘調査したが、大正九年以後に至り何れも民間に移讓した。

此の調査の結果、有望と認めたる尙州、新興、義州の三郡に於ける金鑛を保留し、大正三年本府鑛務は精細なる報告書として之を刊行し大いに便益を與へた。

平壤鑛業所　平壤鑛業所は從來舊韓國政府農商工部の所管に屬してゐたものであるが、併合後朝鮮總督府平壤鑛業所と改稱し、本府の直屬となし、以後年々十萬噸以上の無煙炭を海軍煉炭製造所に供給する外、小型煉炭を製造して民間にも供給することゝした。

四　水　產　業

併合前の狀況　朝鮮在來の漁業は概して漁獲の方法幼稚にして、魚介海藻の養殖等に至つては、毫も顧みるところがなかつたが、內地人の半島沿海に通漁をなすに至り、始めて漁法等の改良を見るに至つたのである。抑々內地人の半島通漁の歷史は其の由つて來る所頗る古く、夙に明治三十七年に於いては、內地日本海沿岸竝びに九州一圓と半島の全沿岸は、相互完全に通漁し得る協定が

成立してゐた。其の後明治四十一年に至つて、韓國漁業法の制定公布となり、早くも免許漁業、許可漁業、屆出漁業の三制度を設け、水產動植物の蕃殖保護及び漁業取締の制度をも設くるに至つた。

併合後の狀況　併合後に至り、明治四十四年六月內地の漁業法に則り、漁業令、同令施行規則を制定發布し、特に本令に於いては漁業組合及び水產組合の設置を認めた。爾來內地人竝びに朝鮮人の組合は續々成立し、大正五年には組合數四十七、組合員合計一萬二百餘人に達して居る。就中內地人の移住漁村は保護政治以來之が奬勵をなし、內地府縣に於いても府縣費を支出して其の誘掖に努め、新漁業法に依り種々便宜を與へたる結果著しく增加した。斯くして大正元年四月本府に臨時職員二名を增置して、水產業に關する試驗及び調査事務を開始し、越へて大正三年には漁撈試驗船千鳥丸を建造し、沿海漁業の各種試驗を開始した。之が卽ち今日の水產試驗場の濫觴である。

又各道に補助金を交付して、漁船、漁具の購入を補助せしめ格別の奬勵を加へたが、其の結果漁獲高も年々增加し、明治四十三年漁獲總計八百萬圓なりしものが、大正五年には早くも一千六百萬圓の實績を示すに至つた。尙ほ大正二年五月海藻檢查規則を發布し、てんぐさ以下の六種の海藻に對して輸移出檢查を受けしめたが、之は水產品に對する檢查施行の嚆矢である。

五　商　業

併合前後の狀況　舊時朝鮮內に於ける商業は、國勢衰退、產業の荒廢、制度の不備、貿易の不振、經濟程度の幼稚等各種の原因より、微々として振はず、其の大部分は、物々交換時代の遺物たる所謂市場商業たるに止まり、常設店舖を有する商人は未だ少かつた。又市場以外の商取引の如きも、客主居間旅閣の如き數百年來慣行の機關に依つてのみ行はれ、商取引上近代的經濟機關を充分に活用し得るものは極めて僅少であつた。茲に於いて本府は先づ會社令を制定し、又市場規則を發布し、之に對する監督を周密にし、內地制度と基本を一にせる度量衡制度の普及完備を圖る等種々なる施設を講じ、以て斯業の進展に期する所があつた。

市場規則の發布　大正三年九月に至り、新たに府令を以て市場規則を制定した。而して本令施行の際、現に存在する市場にして會社又は個人の經營に屬せざるものは、道長官の指定する公共團體又は之に準ずべきものに於いて設置したるものと看做し、その他に於いて經營する市場は引續き之を經營することを許したるも、其の存續期間に種々制限を附し、漸次整理の方針を執つた。今其の實績を徵して見ると、大正三年末には、公設市場千百五、私設市場百三十八であつたが、昭和八年末には公設市場千四百六十四、私設市場三十三となり、其の總取引高は、大正三年の四千三百萬圓が、昭和八年には二億二百萬圓に上つた。又市場規則適用以外に於いて、釜山及び群山二箇所の穀物現物取引市場竝びに仁川米豆取引所が存在したことは注意を要することである。

度量衡の確立　明治三十五年韓國宮內府に平式院を置き、度量衡改正の事務を掌らしめ、同時に度量衡器專賣の目的を以て、同院中に度量衡器製造所を設け、專ら製造檢查の事に當らしめ、明治三十七年其の事務を農商工部に移し、鋭意之が普及に努めたが、種々の事情により、重要都市の外は未だ其の目的を達することが出來なかつた。然るに統監府設置後各般の事物其の面目を改むるに

及び度量衡制度確立の必要を認め、明治四十二年九月、度量衡法を改正すると共に施行規則を發布し、以て度量衡器の統一普及を圖ることを期するに至つた。之れ實に半島の計量制度上メートル法施行以前に於ける劃期的改革と謂はねばならぬ。併合後に於いても依然該制度の繼續徹底を圖り、明治四十五年を以て全道普ねく法令の施行を完了するに至つた。斯くて本期に於いて更に一歩を進め、大正五年より本府商工課龍山分室に於いて職工を養成して一部分の製作を開始し、又民間營業者を指導誘掖して製作を爲さしめ、漸次自給の方策を講じた。

商業關係機關

(一)　商業會議所　朝鮮に於ける商業會議所は、明治十二年釜山居留日本商人の設立に係る釜山商業會議所を以て其の嚆矢とし、爾來內地商人の渡來に伴ひ商業其の他開港場等に其の設立を見るに至つた。朝鮮人側に在つては、明治三十七年平壤・元山・京城・仁川に於いて設立せられ、漸次各地に及んだ。本府設立後は、同一地區內に在る內鮮人をして、一定の規律の下に共同せしむる必要を認め、大正四年七月、制令を以て朝鮮商業會議所令を公布し、同年十月一日より之を施行し既設の團體を整理した。(昭和五年朝鮮商工會議所令を公布し、名稱を商工會議所と改めた)

(二)　重要物產同業組合　本府は明治四十四年十一月、機宜の措置として同業組合の設置、役員の選任等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしむることゝしたが、未だ法規上何等の根據なく、組合の基礎薄弱なる上、營業者全部の加入を強制することを得ざる等不便尠からざるを以て、大正四年七月、制令を以て朝鮮重要物產同業組合令を公布し、同年十月一日より之を施行したのである。當初本令に依つて認可せられたものは、第一期中には畜產同業組合の二種のみであつたが、其の後漸次各種の組合が增加するに從ひ、各々その機能を發揮し、製品の檢査を勵行して、品質の整理統一を圖り、或は原料若くは事業用品の購入又は製品販賣の斡旋を行ひ、以て生產費の輕減販路の擴張を圖り、或は紛議の調停をなす等、所期の成績を擧揚するに至つた。

(三)　商品陳列館　明治四十五年、舊韓國政府農商工部廳舍を利用して之を改善整備し、同年十一月三日より朝鮮總督府商品陳列館として開館し、一般公衆の觀覽に供した。其の後、倭城臺の舊廳舍を改築充當したが、更に昭和三年現位置の新築に著手し、昭和四年十二月、第二次齋藤總督時代に此處に移轉し、名稱を商工獎勵館と改めた。

六　工　業

併合前の狀況　朝鮮の工業が往昔相當の發達を遂げたことは、之を今日殘存する遺物に徵しても、其の一般を想察することが出來る。然るに近代に至りては、多年秕政の結果漸次衰退を極め、殆んど見るべきものなき有樣に立ち至つた。從つて統監府時代に於ける工業は、尙ほ家內的手工業の範圍を出でず、日本人若くは外國人の營める一・二の外は全道殆んど一工場も見ざる狀態であり、又工業敎育機關としても、纔かに官立工業傳習所があるのみであつた。仍つて統監府設置以降は、地方有益なる工業企畫に對しては、極力補助獎勵を加へ、殊に機業は明治四十三年より巡回敎師を置いて之が改良に着手した。

併合後の狀況　本府設置後は、前記の諸施設を繼承し、且つ之を擴充し、地方費及び恩賜授產事業の施設と相俟つて、鋭意之が指導奬勵に努めた。本期の末に至りては、時局の影響として內地有力なる實業家が、朝鮮に事業を計畫する者續出し、巨額の資本を投じて、大規模工業を經營するもの所在に現出するに至つた。尙ほ斯かる實業界の趨勢と相俟つて、大正五年四月新たに京城工業專門學校の設置を見たのは、大いに注目すべき事である。

中央試驗所　工業の奬勵發展と相俟つて離るべからざるは中央試驗所である。同所は明治四十五年四月、行政整理の實施に當り、中央機關の整理緊縮を圖ると共に、努めて產業助長機關を充實する趣旨を以て新たに設置せられたものである。

七　企業及び時局の影響

併合前の會社　統監府の設置以後、內地人の企業に刺戟せられ、朝鮮人にありても、會社組織を以て事業を營まんとするもの漸く多きを加ふるに至つた。內地人の半島に於ける會社事業は相當古き沿革を有し、明治四十三年末現在に於いて、會社數百二、其の公稱資本金九百六十四萬圓に達した。次に本府施政前後に存在した朝鮮人經營の會社を擧げると、其の數合計二十一、其の公稱資本金六百五十七萬圓となつて居る。又內鮮人協同の會社としては合計二十であつたが、其の內で朝鮮銀行及び東洋拓殖株式會社の二特殊會社を除く外は、殆んど見るに足るものはなかつた。尙ほ當時外國人經營のものは合せて十社あつたが、其の大部分は鑛山業であつた。

會社令の公布　以上の如く一般經濟の漸進に伴ひ、會社企業も漸次增加の傾向を加へたので、將來に於ける朝鮮產業の健全なる發達を期するの必要を認め、朝鮮內に於ける會社の設立及び朝鮮外に於て設立された會社の朝鮮に於ける本店又は支店の設置に關しては、當分の間許可主義を採ることに定め、明治四十三年十二月、會社令及び同令施行規則を制定發布し、孰れも明治四十四年一月一日より實施したのである。

實施後の狀況　會社令の公布に就いては、世間往々種々なる批評をなすものがあつたが、其の後逐年堅實なる發展を遂げ、大正五年以降に於いては、大規模の組織と豐富なる資金とを以て、其の企業を計畫するもの相踵ぎ、從來の會社事業は、頓に其の面目を一新し向上の一路を辿るに至つた。

八　貿　易

概　說　從來に於ける朝鮮の貿易は、殆んど見るべきものはないが、明治四十三年總督府設置以來、政府の產業、金融、交通等に於ける諸般の施設著々其の效果を現はし、貿易上の地盤は漸く鞏固となり、明治四十三年には貿易總額六千萬圓であつたが、本期の終り、大正五年には一億三千萬圓となつて居る。尙ほ之を輸移出入の關係に就て見ると、輸移出貿易は、其の增進の率が輸移入貿易の率に比し一層著しいものがある。卽ち大正五年の輸移入總額は、明治四十三年の夫に比し二倍弱であるが、同一年次の輸移出總額は、優に其の三倍に達して居る。

關　稅　明治四十三年八月、併合實施と同時に帝國政府より關係諸外國へ發したる宣言、竝びに

明治四十三年八月二十九日制令第四號を以て、從來の條約には關係なく、帝國政府任意の處置として、爾後十年間內地及び外國に對し從來の協定稅率及び噸稅を維持することゝした。且つ同宣言に基づき同月同日府令を以て、開港場は新たに新義州を加へ、馬山浦を閉鎖する旨を公布し、從來の開港場に於て通商することを認めた。明治四十五年に至り、大體內地の制度に準じて關稅令、噸稅令、保稅倉庫令及び關稅定率令竝びに之等に附屬の法令を制定公布し、大いに關稅制度上の改善を施し、又同年朝鮮陸接國境關稅令及び其の附屬法規を實施して、鴨綠江、豆滿江上流地方に於ける貿易の秩序的發達に資する所あつた。

以上の關稅政策に準じて貿易も亦之が爲大いに發展し、其の結果關稅收入の增加を來し、明治四十三年度收入額三千六十萬圓なりしものが、大正五年度には五千三十一萬圓に達した。

九　始政五年記念共進會開設

企畫　此の計畫の端緒は早く大正二年に啓かれたるも、之を實行するには許多の經費を要するのみならず、多數の觀光客を收容するの準備がなくてはならぬ。仍つて一面之が豫算を大正三年の第三十一議會に提出し、他面に於いては既定工事たる京元鐵道及び朝鮮ホテル新築工事等の落成を待つ事となつた。而して同年三月帝國議會に於いて經費豫算五十萬圓（大正三年度十九萬餘圓、同四年度三十萬八千餘圓）の協贊を經、同年六月訓令を以て共進會事務章程を、八月共進會評議員に關する規程を定め、玆に愈々其の實施に着手するに至つた。

實施及び成績　本共進會は舊景福宮址に十八箇所三千七百餘坪に達する陳列館を新築し、大正四年九月十一日より十月三十一日迄五十一日間開設された。十月一日　閑院宮竝びに同妃兩殿下の御臺臨を仰いで、盛大なる開會式を擧行し、二日には日本赤十字社朝鮮本部第二回總會及び愛國婦人會朝鮮本部第三回總會が開催せられ、三日には朝鮮鐵道一千哩記念祝賀式が行はれた。陳列品は農業拓殖より美術品考古資料に至るまで十三部四十六類に區別し、其の出品總點數は實に四萬八千七百六十餘點の多數に上り、其の內、內地及び臺灣よりの出品八千三百餘點に及んだ。斯くて出品の審査を終了したる後、十月十七日を以て褒賞授與式を擧行し、出品人員一萬八千九百餘人中六千九百六十五人に對して褒賞を授與した。

總督訓告　寺內總督は本共進會の終了するや、其の翌年特に諭告を發し、同總督が　聖意を奉體し併合の際發したる諭告の方針に基き、官民一致克く今日の成果を擧げ得たる事を述べ、共進會の成績に鑑み、將來採るべきの途を指示して居る。其の述ぶる所は善く本期間の統治成績を概括したものである。

第十　金融

當時の狀態　韓末に於ける一般經濟界は頗る衰頽を極めた。國民經濟生活の大部分は市場經濟に繫がれ、其の金融も素朴的なる協同組合と看做さるべき「稧」就中「殖利稧」及び公金を融通する「外

制度竝びに不完全なる約束手形の機能をもつ「於音」によつて辛くも充されて居た。貨幣制度も古來一定のものなく、僅かに明治三十一年（光武二年）貨幣章程、明治三十四年（光武五年）貨幣條例を以て本位貨幣を採用せるも事實は空文に過ぎず、其の流通區域を全然異にせる白銅貨及び葉錢の二種類が竝び行はるゝの奇觀を呈してゐた。

一　貨幣整理

整理の方針　明治三十七年目賀田韓國財政顧問の就任するや、貨幣の紊亂を以て財政制度上第一の缺陷となし、着々整理の歩を進め、先づ同年十一月白銅貨濫發の源泉たる典圜局を閉鎖し、新貨の鑄造は專ら帝國造幣局に委託するの方針を採り、亞いで十二月に入り、貨幣整理中央金融機關設置金庫の開設等に著手し、多年の懸案たりし貨幣制度確立問題に曙光を與ふるに至つた。

整理の實施　明治三十四年（光武五年）公布の貨幣條例は金本位制であつて、日本の同條例と其の内容を殆んど同じうしたので、明治三十八年一月勅令を以て初めて之が實施を公布し、同時に舊貨幣の引上及び交換に關する勅令を公布し、貨幣整理の着手を宣明した。而して政府は更に勅令を以て、日本通貨の流通を公認すると共に、第一銀行と國庫金取扱に關する契約を締結して中央金融機關とし、又同時に第一銀行との間に貨幣整理竝びに整理資金借入に關する二契約を締結して、三百萬圓を借入れたる上、更に同七月に至り、種類竝びに品位、量目等、全然我國の貨幣と同一なる改正條例に據る新貨幣を鑄造して、其の流通を圖ると共に、第一銀行をして舊白銅貨引上げの任に當らしめた。統監府設置後に於いても、依然として目賀田顧問の政策を踏襲し、舊白銅貨は之を國庫金の收納に使用せしめた外、各農工銀行、地方金融組合をして、買收を勵行せしめ、葉錢の整理も頗ぶる順調に進行し、流石に困難なりし貨幣整理事業も、著手以來六星霜を經過して其の目的を達し、貨幣整理部の閉鎖せられたのは、韓國併合の翌年たる明治四十四年二月末日であつた。因みに以上六箇年間に於ける舊白銅貨の回收枚數は三億九千五百三十五萬枚、賠償金額は九百六十萬圓に達し、葉錢の回收金額は四百三十一萬圓に達した。

通貨の統一　前記韓國の改正貨幣條例に依り鑄造せられる新硬貨は、帝國貨幣と殆んど同一のものなるも、併合の結果、朝鮮の貨幣は帝國貨幣法に依る貨幣を以て之を統一する方針を採り、現に流通せる貨幣は、貨幣整理一段落後、漸次帝國貨幣と交換して之を葉錢と共に引上ぐる事とし、他面明治四十四年十月補助貨普及基金として、國庫金の内より五十萬圓を朝鮮銀行に預け入れ、同行は之を各農工銀行及び地方金融組合に配付し、舊韓國補助貨の引揚と相俟つて、帝國補助貨の普及に努めしめた。斯くて大正七年四月、愈々帝國貨幣法を朝鮮に實施し、同時に舊韓國貨幣の處分に關する法律を公布し、舊韓國貨幣の通用が、全然禁止（葉錢を除く）せられるに至つたのは大正九年十二月末日であつた。

二　金融機關の擴充

過渡期の施設　上記の如き幣制未曾有の大整理に當り、多少の經濟的動搖は蓋し已むを得ざる

所のものであつて、殊に最も其の打撃を蒙つたものは京城商人であつたのである。故に下に述ぶる倉庫業竝びに手形組合は、何れも此の過渡期に對する救濟を基調とするものである。

(一)　漢城共同倉庫會社及び政府倉庫　從來韓國に「外劃」なる制度あり、稅金を商民に貸付け、商民は之を米穀其の他の買附資金に供用し、其の代金を國庫に返納する慣習であつて、其の間弊害が少なくなかつたが、又一種の金融作用を營んだ。然るに徵稅法の改善金庫制度の實施は、當然に斯の如き變則の方法を許さゞるに至つたので、商民は資金供給の途を失ひ、農民も亦米穀の賣出に困難を感じ、京城を中心として一種の恐慌を來した。依つて明治三十八年九月發布の共同倉庫會社條例に基づき、京城商民の有力者を株主とし、政府補助の下に資本金三十萬圓を以て、漢城共同倉庫會社を設立し、同年十二月より業務を開始し、倉庫業務の外、金融業務を營ましめ、地方に支庫を設けて、米穀擔保貸付をも爲さしめた。又別に明治三十八年十月、平壤倉庫を初めとして、各地に政府直營の倉庫を設置し、資金の融通又は信用を以て、商民に米穀買入資金を供給した。

(二)　手形組合　明治三十八年九月約束手形條例及び手形組合條例を發布し、手形の性質を明確に規定すると共に、手形は手形組合員に於いてのみ發行し得るものとし、自今舊白銅貨及び葉錢に依る支拂を絕對に禁止した。明治三十九年に至り、約束手形條例を廢止して手形條例を公布し、新たに爲替手形及び小切手を公認し、同時に手形組合員に限り手形を發行するを得る制限を撤去し、舊來の於音票又は類似手形の發行受授をも禁止した。

農工銀行　以上韓國時代の金融施設は、皆過渡期に於ける一時の消極的施設に過ぎなかつた。仍つて韓國政府は、統監府指導の下に、明治三十九年三月勅令第十三號を以て、農工銀行條例を公布し、政府は其の株式を引受け、又は無利子の貸下金をなして、專ら地方農工業の改良發達を目的とする資金供給機關の設立を圖つた。是に依つて同年六月、漢城農工銀行先づ設立せられ、次いで平壤、大邱、全州、普州、光州、忠州、鏡城、海州、公州の各地に及び、以上十行の資本金一百十萬圓の內拂込金四十九萬三千五百八十五圓、政府の株式引受金額三十萬七百四十圓、同貸下金額七十六萬八千九百圓であつて、この外に尙は日本興業銀行の農工債券四十五萬圓を發行して貸付資金となした。明治四十年に至り、更に咸興の一行新たに設立されしも、他面合同も行はれ、結局行數に於いて六行となつたが資金と規模とに於いて大いに充實と擴張を來した。

其の後財界の趨勢は、從來の條令を革たむる必要を將來し、大正三年五月制令を以て新たに農工銀行令を發布し、專ら農工資金の普及に努めしむることゝなつた。而して普通銀行業務の兼營は當分の內之を認むるも、漸次制限禁止するの方針を執ると共に、一面物資移動の便宜を招かしむる爲、生產物に對する貸付、爲替、荷爲替の取扱を認めた。因みに此等の農工銀行は實に第二期に於ける朝鮮殖產銀行の前身をなすものである。

地方金融組合　明治四十年五月三十日勅令第三十三號を以て、地方金融組合規則が公布された。同規則によると、同組合は特定區域に居住する朝鮮人たる農民を以て組織せられる社團法人である。故に一見產業組合に近似するが如きも、其の內容は大いに異り、農工銀行の補助機關たる地位を占め、農業資金の貸付を主とし、倉庫、委託販賣、共同購入、通貨の整理、農事改良等の附隨業務を行ひ、

（後年之等の附隨業務は廢止された）尙ほ特に勸業施設の進まざる時代に於いて、改良種子の播布、新式農業用器具器械の貸與配布、模範田の經營等にも力を盡して、農業の發達を企圖する極めて特色ある且つ適切なる金融機關である。本組合の實現は小農に對する特殊金融機關として、目賀田財政顧問が伊藤統監に對し開陳した意見に基づくと謂はれて居る。

本組合は明治四十年六月組織された光州地方金融組合を嚆矢とし、其の後續々各地に設立せられ、同四十一年末には認可を得て業務を開始せるもの四十八組合に上つた。大正三年農工銀行令の公布に伴ひ、同年五月制令を以て新たに地方金融組合令を公布し、九月一日より實施した。これに依ると組合の設立は原則として自由設立主義をとるも、業務經營資金として一組合に付一萬圓の基本金を下付する外、年々經費の一部を補助することゝし、更に農工銀行業務の代理又は媒介をも爲すことを得せしめた。

東洋拓殖株式會社　同社は朝鮮に於いて拓殖事業を營む目的を以て、同會社法に基づき、明治四十一年十二月創設せられたものであつて、帝國政府は、創立後八年間、毎年三十萬圓を補給し、韓國政府は、事業用地の一部として國有地を現物出資し、以て拓殖事業の改善振興に儘らしめたものである。夫れ故に同會社は勿論純然たる金融機關ではないが、拓殖資金供給機關たるの機能をも有し、ことに大正三年農工銀行に事業資金を供給するに至つて、益々其の機能を擴大し、この方面に於いても沒すべからざる功績を奏しつゝ今日に至つて居るのである。

普通銀行　從來朝鮮人經營の普通銀行としては、大韓天一、漢城の兩銀行があつて、朝鮮人間の商業融金の疏通に當つてゐたが、當時銀行業に關する特別法規なく、其の成績頗る不振の狀況にあつた。依つて明治三十九年三月、勅令を以て銀行條例を公布し、證券の割引及び爲替事業竝びに預金貸付を營業とするものは、其の名稱の何たるに拘らず銀行とし、一律に度支部大臣の監督を受けしめ、且つ一切の營業に對し認可制度を採用して業務の統一を圖つた。次いで明治三十九年八月には、韓一銀行創立せられ、茲に鮮人側に三個の商業銀行を見るに及び、金融機關の利用者漸く多きを致し、各行何れも相當の收益を擧げて併合直前に至つた。內地人經營の普通銀行は、明治十一年釜山に開設したる第一國立銀行支店（今の第一銀行）を以て其の濫觴とし、爾來日鮮貿易の伸張と共に、內地人銀行の設立相踵ぎ、第十八銀行が第一銀行と共に京城其の他重要なる地に支店出張所を設け、明治四十一年末には本支店數二十九を算するの盛況を示した。斯くて併合に及んだのであるが、其の後も內地人又は朝鮮人に依り經營せられるもの、外、更に內鮮人合同經營に係る銀行の設立を見るに至つた。卽ち鮮南商業銀行、龜浦銀行、大邱銀行、釜山商業銀行の如きそれである。その結果、從來の監督及び準據法等を統一する必要を生じ、大正元年十月更に制令第五號銀行令及び總督府令第二十六號銀行令施行規則を制定發布した。

中央銀行　韓國政府時代には明治三十八年第一銀行に對し、國庫金取扱及び貨幣整理事務一切を委託すると共に、第一銀行券に强制通用力を附與して中央銀行の實を與へ來つたが、明治四十二年七月二十六日、帝國政府との覺書に依り中央銀行設立の承認を得、同日法律第二十二號韓國銀行條例を公布した。同條例に依れば、韓國銀行は株式會社とし、本店を京城に置き資本金を一千萬圓

とし、韓國政府及び日韓人に限り株式を所有せしめるものとする。韓國銀行には兌換券發行の權限を賦與し從來第一銀行の取扱ひ來れる舊韓國國庫金取扱事務及び貨幣整理事務其の他の中央銀行事務全部を承繼せしめ、又從來舊韓國政府の承認を得て發行した第一銀行券は、之を韓國銀行の發行したるものと看做して、韓國銀行に於いて之を銷却せしめることゝし、明治四十二年十一月事務の引繼をうけ、同十一月二十四日を以て其の業務を開始した。明治四十三年八月韓國併合の行はるゝや、制令第一號を以て韓國銀行條例の效力を繼續するの意を明かにし、次いで翌四十四年三月、新たに朝鮮銀行法を公布し、八月十五日より之を實施して、韓國銀行は朝鮮銀行と改稱し、韓國銀行設立の日に於いて、朝鮮銀行法に依り設立したるものと看做された。

三　利息制限令

利息制限令の公布　朝鮮に於ける金利は一般に高く、其の弊地方に於いて殊に甚しく、月五分乃至二割の驚くべき高利を貪る金貸業者も尠くなかつた。仍つて明治四十四年十一月、制令を以て利息制限令を制定公布し、一般金利に對して制限を置き、地方金融を緩和して良民を保護するの策を執つた。同令に依ると特定のものを除き、總て之を元金百圓未滿年三割以下、元金百圓以上千圓未滿年二割五分以下、元金千圓以上年二割以下に制限されてある。本令施行に依つて從來の惡弊を一掃し、地方金融界に與へたる好影響は蓋し甚大であつた。

第十一　交通・運輸・通信

一　鐵　道

韓國鐵道の創始（京仁線）　朝鮮に於ける鐵道は、明治二十九年米國人「モールス」に京仁鐵道敷設權を與へ、翌三十年工事に着手したのが最初である。この事業は半途にして、澁澤榮一等の組織する京仁鐵道引受組合（明治三十二年京仁鐵道合資會社と改む）に讓渡され、明治三十二年九月、仁川、鷺梁津間二十哩餘を竣功し、兩地間の假營業を開始した。翌三十三年七月には、漢江架橋工事が竣功して線路も京城まで延長された。

京釜線　米人「モールス」が京仁鐵道の敷設權を得ると、在鮮竝びに內地邦人の間に、京釜鐵道株式會社が組織され、辨理公使加藤增雄の折衝の結果、明治三十一年九月に至り、該鐵道敷設權は同會社の發起人代表者佐々木清麿・乾長次郎の兩名に許可せられた。斯くて明治三十四年同會社は、總額二千五百萬圓の資金を以て其の組織を完了し、同年八月を以て南北兩端より起工し、明治三十六年に至り、京仁鐵道をも買收し、同三十八年一月一日より京釜全線の開通を見るに至つた。

軍用鐵道京義線及び馬山線）　日露戰役當時、我が參謀本部は、明治三十七年二月臨時軍用鐵道監部の編成を命じ、京義線（京城・新義州間）及び馬山線（馬山・三浪津間）の鐵道速成に著手し、馬山線は三十八年五月、京義線は三十九年三月を以て全部開通した。

統監府の鐵道經營　平和克服の後、帝國政府は、明治三十九年六月勅令を以て統監府鐵道管理局官制を公布し、七月一日其の實施と共に、前記の京釜・京仁兩鐵道を買收し、同年九月京義・馬山兩軍用鐵道を統監府の管理に移した。其の後一時內地鐵道院の所管に屬したが、久しからずして併合實施となり、再び朝鮮總督府の管理に復歸する事となつた。

併合後の鐵道

(一)　國有鐵道　明治四十三年併合の結果、同年九月、韓國鐵道管理局を朝鮮鐵道管理局と改稱したが、九月三十日勅令を以て朝鮮總督府鐵道局官制を公布し、同局に於いて鐵道の建設、其の他一切の事業竝びに輕便鐵道及び軌道に關する事務を掌ることゝした。これに依つて敷設されたものに、平南線（明治四十三年十月開通）、京元線（大正三年八月竣工）、湖南線（大正三年一月竣工）がある。又咸鏡線は大正三年十月、南北兩端から工事に着手した。

(二)　鴨綠江架橋と鮮滿聯絡　次に滿鮮兩鐵道連絡の要衝たる鴨綠江橋梁は、明治四十二年八月其の工事に着手し、四十四年十月に至り全部の完成を告げた。此の架橋工事が着手されると同時に、南滿洲鐵道株式會社は政府の命令に基づき、安奉線路の廣軌改築工事に着手し、四十四年十月に安東縣・奉天間百七十哩の全工事を終り、鴨綠江鐵橋落成と日を同じうして開通式を擧行した。玆に於いて鮮滿兩鐵道の連絡全く成り、朝鮮鐵道は歐亞交通上の主要線たるに至つた。

(三)　鐵道ホテルの經營　右の如く鮮滿連絡完成以來、各國人の朝鮮を通過する者日に多きを加へ、適當なる洋式旅館の必要を痛感するに至り、大正元年釜山・新義州兩ステーション階上に之を設け、更に大正三年京城に朝鮮ホテルを設けた。

(四)　私設鐵道　以上國有鐵道の外、私設鐵道に至つては、總督府設置以後普及の要を認め、一定條件の下に補助金を交付することゝし、大正四年度に於いて、全北輕便鐵道に對し一萬圓を交付した。次いで五年度より朝鮮中央鐵道を加へ、漸次其の補助金額を遞增した。

(五)　軌道・輕便鐵道　軌道及び輕便鐵道の經營は、鐵道幹線の培養上、成るべく民間の企業を奬勵する方針を採り、輕便鐵道に對しては、明治四十五年先づ朝鮮輕便鐵道令を制定したが、其の發達頗る微々たる有樣で、舊時代の軌道があるに過ぎなかつた。その主なるものは卽ち一は京城電氣株式會社（舊稱日韓瓦斯電氣會社）の經營する京城市街の電氣鐵道で、一は平壤市街鐵道合資會社の經營に係る平壤府內の人車輕便軌道で、一は釜山軌道株式會社の經營に係る釜山鎭・東萊間の軌道で、其の他地方に二・三の輕便鐵道があつた。

二　水　運

併合前の狀態　舊韓國政府時代に於ける朝鮮の海運は、殆んど見るべきものがなかつた。統監府設置後に至り、韓國政府は航海業奬勵の爲、明治四十一年以來、本邦人經營の半島沿海航路に對し一定の條件の下に補助金を交附して、之が促進發達を奬勵するところあつた。

朝鮮郵船株式會社の成立　併合後總督府に於いては、從來個々に分立せる航海業者を集めて一團とし、以て一大會社を組織せしむる必要を認め、兼ねて關係方面に慫慂するところあつたが、其の

結果、明治四十五年一月に至つて資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の完成を見るに至つた。仍つて、總督府は同社に對し、明治四十五年四月以降三箇年を期して、半島沿岸各方面に對する九線の命令航路を定め、之と同時に大同江航路を鎭南浦汽船會社に、錦江航路を江景居住松永某に命令したが、之が本府補助命令航路の第一期である。斯くて漸次補助航路を開設し、大正四年に於ける命令航路は十四線を算するに至つた。

港灣修築其の他　統監府時代は、總額四百餘萬圓を以て釜山・仁川・鎭南浦等十一箇所に對し、夫々應急的の稅關設備工事を施したが、工事半途にして併合となつた。その後朝鮮總督府に於いて之を繼承し、明治四十四年度以降、九箇年繼續事業として之を施行したが、その中元山港は、大正四年より豫算百五十萬圓、五箇年繼續事業として修築することゝした。

右と相俟つて、一面朝鮮船舶令・同船舶積量測度令・同船舶檢査令・同登錄稅令等を發布して、從來區々たりし船舶行政を統一すると共に、海員審判制度の確立・燈臺及び航路標識の增設・朝鮮水先令の發布等此の方面の發展に大いに努力した。

三　市區改正及び道路

當時の市街及び道路　朝鮮の都市は城壁を以て圍繞すれども、其の組織の完備せるものとては殆んど之なく、城の內外道路は、狹隘汚穢にして屈曲甚だしく、街衢爲に不整を極め、交通衛生上の缺陷多く、將來文明の交通機關を發達せしむるに於いて支障少からず、道路は自然の荒廢に委し、絕えて人工修理を加へざるを以て、旅客は僅かに畦畔を通行し、貨物は人肩・牛馬背に依り之を運搬する狀態にあり、河川は橋梁を缺くもの多きを以て、多くは渡船に依らざるべからざる實狀であつた。

京城其の他の市區　市區改正の韓國政府時代に行はれたのは、仁川と大邱の二市街のみであるが、本府設置後、先づ京城・平壤・全州・海州及び釜山の四市街に於いて、市區改正工事を施行し、漸次開港場道廳所在地其の他の主要都邑に及ぼした。殊に京城は中央政務機關の所在地なるを以て、之が市區改正は、國費を以て經營することゝし、第一期工事として、大正二年度以降國費年額三十萬乃至四十一萬圓を豫算に計上し、主要路線は車步道を局分し、交通頻繁なる區間にはターマカダム又はアスファルト工法に依り路面の鋪裝を實施した。尙はまた釜山の市區改正は、明治四十一年以降、居留民團に於いて計畫實施せられてゐたが、併合後は本府に於いて該工事を續行することゝした。

道路網の確立　朝鮮には從來道路修築に關する法規なく、管理上統一を缺くの虞ありたるを以て、明治四十四年四月、府令を以て道路規則を制定し、道路を一・二・三等及び等外の四種に區別し、一・二等道路は本府に於いて、三等道路は道廳に於いて、等外道路は府郡廳にて之を管理することゝした。

道路改修の實施　道路網の改修は、第一期計畫として一・二等道路中最も重要なる各等路線三十四線を選定し、明治四十四年度より大正六年度に至る七箇年の繼續事業として、工費一千萬圓を以て之が修築を爲し、併せて京城市街線の改修及び漢江鐵橋の架設を行ふことゝした。又右の外、特に急施を要する一・二等道路に對しては、國庫より補助を與へ、地方廳をして施行せしめ、三等道路は專ら地方費を以て改修を行はしめた。

四　郵便及び電信

通信事務の二系統　韓國政府は、明治二十九年、農商工部所管の下に郵遞局を置き、日本の制度に倣つて郵便事業を經營することゝなり、明治三十三年には、萬國郵便聯合に加盟した。電信は明治十八年清國政府が、京城・義州間及び京城・仁川間に架設したのに始まる。尙ほ半島に於ける日本側の通信事業を見るに、是は如上のものより遙かに早く、明治九年釜山の開港に伴つて、同地に郵便局を開設し、同十三年以來、元山・京城其の他主要地に、順次郵便局又は郵便出張所を設けてゐる。

韓國通信事務の委任　日露戰役の末期即ち明治三十八年四月一日、韓國通信事務を帝國政府に委任取極決定以降は、通信事務の施設を擧げて帝國政府の管理に移すことゝなり、同年七月一日より、兩國共通の組織の下に統轄せらるゝに至つた。次いで同年十一月統監府の設置となり、同府官制と同時に統監府通信官署官制が公布せられ、翌三十九年一月十日より、統監府管理の下に掌理することゝなつた。爾後漸を逐ふて局所の數を增加し、明治四十年度末には、四百八十七局所を算した。而して韓國併合となり、通信事業も名實共に帝國政府の管掌する所となつたのであるが、寺內長谷川兩總督の時代に於いては、極力之が充實擴張を行ひ、その結果、大體に於いて、機關の體系が整ふに至つた。

內鮮間海底電信線　朝鮮と內地との間に存在した長崎・釜山間海底電信は、明治十六年丁抹國大北部電信會社に免許を與へて敷設せしめたもので、其の線條は二部より成つて居たが、一部は明治二十三年、我が國通信省が之を買收し、一部は併合直後明治四十三年十月更に買收を了した。斯くて此の海底電信線は、全部帝國の所有に歸し、內地と朝鮮との電信系統は、玆に完全なる劃期的一聯絡を保つに至つた。（鎭海要港部檢閱濟）

無線電信　無線電信は、總督府設置に前後して、月尾島（京畿道）小靑島（黃海道）木浦港門島（全羅南道）各燈臺に裝置したが、此等は未だ公衆の通信用に供するに至らなかつた。

電話　電話は明治三十五年京城及び仁川間に通話事務を開始したのを嚆矢とするが、同三十八年通信機關合同の際には其の加入者數僅かに六十五人に過ぎなかつた。又帝國政府の經營に係るものは、明治三十五年京城及び仁川の兩郵便局に交換事務を開いたのを始めとするが、明治三十八年には加入者數一千三十七人であつた。又其の通話區間も擴張して平壤・釜山にも及んだ。

第十二　電氣事業

併合前の狀況　朝鮮に於ける電氣事業は、明治三十一年米國人「コールブラン」が電車・電燈・電話の三電氣事業經營の權利を獲得し、漢城電氣會社を創立したのを以て嚆矢とする。即ち電車の運轉は、明治三十二年四月から、電燈の點火は、同三十四年五月から始めて漢城（京城の舊名）に於いて見るを得るに至つたのである。次いで明治四十年前後から、元山・釜山等に於いて、帝國居留民に依つて電氣供給事業を計畫するところあつたが、何れも開業する運びに至らなかつた。

電氣事業監督制の統一　從來は統一的の法規及び中央監督機關を缺き、該事業監督の適正を期

し難い狀態であつたので、明治四十四年三月、朝鮮總督府令第二十四號を以て、電氣事業取締規則を制定發布すると共に、電氣事業監督に關する事務を總督府通信局の所管に屬せしめた。

併合後の狀況　併合後諸般の制度確立せられ、半島の民心漸く安定すると共に、各種の事業を企圖する者が益々多くなつたが、電氣事業に在つても併合前に經營を許可せられた元山其の他の地方で、著々事業の開始を見るに至つたばかりでなく、併合直後に於ける電氣事業の勃興は實に目覺ましく、明治四十四年、同四十五年に亙りて許可せられたもの、鎭海其の他主要都市に於いて九事業を算するものがあつた。然るに大正三、四年に至つて、財界不況の影響を受け、一時停頓の狀を呈したが、既設事業は此の間に於いて、漸次其の基礎を固むる素地を作つた。

第一回發電水力調査事業の實施　前述のやうに、併合の前後から百般產業の興隆に伴ひ、本府は全鮮の發電水力調査を行ふの必要を認め、明治四十四年から大正三年に亙る四箇年繼續事業として、之を實施することゝなつた。右調査は洛東江外八水系に就いて行つたものであるが、その結果、主要水力地點三十九箇所、其の發電力約三萬三千九百馬力を得た。

第十三　祭祀及び特殊事項

一　祭祀

朝鮮神社造營の準備計畫　神祇の崇拜は追遠報本の念を敎うし、國家觀念と離るべからざる關係を有するを以て、總督府は施政日尙ほ淺きも深く思を玆に致し、大正元年度より朝鮮神社造營準備費を豫算に計上し、各般に亙つて詳細綿密なる調査に著手し、大正四年度に於いて其の調査を終了し、殊に其の奉建地に就いては、半島の中央に位置して明治聖代より最も關係の深い京城府內の淨地を選定して、神域となすことに定め、之が實施は次期に引繼ぐことゝなつた。本計畫成るや、一般人民より域內に植栽すべき獻木の出願をなす者尠からず、本府も亦管內の國有林より、樹木三百五十餘を選定獻納した。（因みに朝鮮神社は大正十四年六月朝鮮神宮と改稱せられた）

神社寺院規則の發布　併合前後に於いて內地人集團のある土地には、必ず何等かの神社を設立奉祀し、寺院も亦何等かの形で存在した。然し乍ら此等神社寺院の中には、往々維持方法確立せず、設備體裁を得ざるものありしを以て、之が改善をなすの急要なるを感じ、大正四年八月神社寺院規則を制定發布し、十月一日より之を施行した。之が併合後に於ける社寺行政の嚆矢であつて、本期の末頃には、右規則に據つて創立を許可せられたるもの各道を通じて三十四社の多數に上つた。

二　特殊事項

御大典奉祝　大正天皇御卽位大禮を京都に執行せらるゝや、朝鮮に於ける民衆は、其の內地人たると朝鮮人たるとを問はず、齊しく衷心より寶祚の無窮を祝し奉らざるものはなかつた。此の日午後三時三十分の定刻を以て全鮮一齊に　聖壽の萬歲を三唱し、曠古の大典を祝し奉り、各地の神社寺院敎會堂等にては適宜式典を行ひ、越えて十四日大嘗祭の當日には內

鮮人共に家業を休止し、御大喪前後の三日間は都鄙一般に夫々の趣向を以て欣喜奉祝の誠意を表した。朝鮮より　御大典の盛儀に參列した者は、王族代表者を始め總督、軍司令官、各部局長、道長官以下文武高等官、朝鮮貴族、各道内鮮人總代等九十五名であつた。又半島内に於いて八十歳以上の高齢者にして尚齒の恩典に浴し、天杯及び酒肴料を拜受した者、無慮三萬二千三百九十二名、同日大赦の恩典に浴したるもの一萬九十二人に達した。御卽位大禮の當日、一般賑恤の　御趣旨を以て鉅資を朝鮮にも頒賜し給ひ、之によつて恩賜賑恤資金の設定を見た事は別項記載の通りである。

高麗板大藏經の寄獻　慶尚南道陜川郡の古刹伽倻山海印寺の藏經閣に保存する大藏經板は、今を距る約七百年前高麗高宗の時の雕造に係り、板木の數八萬一千餘枚、殆んど完全に遺存し其の歷史的遺物として貴重なることは今更言ふまでもない。依つて寺内總督の發意により、此の原板を以て大藏經三部を印刷に附し、大正十四年十二月、勅裁を經て其の一部を　皇室に緣由深き京都泉涌寺に奉納した。尚ほこの印刷に當つて多少の缺板ありしことを發見し、その部分を補刻し、以て舊版を完全にした。

始政記念日の設定　明治四十三年十月一日は、朝鮮總督府諸官制の實施と共に新政の開始せられた日である。仍つて大正四年より毎年十月一日を以て、朝鮮總督府始政記念日と定め、當日は管下諸官署の事務を休止することゝ爲し、以て永く此の盛事を記念することゝした。

第十四　地方制度の改正

府制の實施　大正三年及び同四年は、過去五箇年の經驗に鑑み大いに地方制度の上に改正を施し、從來の宿題を解決すると共に、地方行政の統一刷新を圖つた記憶すべき年である（地方官官制の條參照）。抑々内地人、朝鮮人、外國人を前に述べた如き各相異りたる制度の下に置くことは、行政上圓滑を缺くの虞あるのみならず、内鮮人を同一行政の下に置くは、其の融合同化の目的を達するに於て、極めて必要の事である。茲に於いて諸般の準備全く成るや、愈々大正二年十月制令第七號を以て府制を公布し、同年同月、制令第八號を以て學校組合令及び漢城衛生會の撤廢と同時に府制を施行し、内地人の敎育に關する事務のみは、之を學校組合に繼承せしめ、其の他は一切之を府に引繼がしめた。此の結果、韓國併合に伴ふ治外法權撤去の完成を告げたるのみならず、朝鮮全土を通じて内鮮外人を同一制度の下に統治し、併合後に於ける施政統一の實を擧ぐることを得るに至つた。

府郡面の廢合　府郡面の從來の行政區域は、舊韓國政府時代の區域を踏襲し來つたが、大正三年三月一日より府郡の廢合を實施し、同年四月一日よりは道長官をして面の廢合を施行せしめた。右の結果、府は著しく其の區域を限縮したが、其の數は從前の通り十二府で、郡は九十七郡を減じて二百二十郡となり、面は一千八百面を減じ、其の後八月更に一面を減じて二千五百二十一面となつた。從つて此の際郡面共に其の名稱竝びに位置を變更したものも尠くない。

島制の施行　大正四年五月新たに島制を創設し、濟州島、鬱陵島は從來の郡を廢して島廳を置き、島司をして島全般の行政事務を管掌せしめ、特に島令を發する權限を與へ、一面に島司をして警察

官を兼ねしめ、警察行政をも併せ行はしむることゝした。

第十五　教育制度の樹立

一　朝鮮人教育

併合前の教育　朝鮮の教育は、古來儒學を宗とし、科擧に應じ人格を修養するを以て目的とするものであつたが、明治二十七年に至つて科擧制度の廢止となり、次いで同二十八年には範を帝國に採つた教育制度が樹立せられた。この結果は、當時に於いては特に見るべきものなかつたが、該制度は實に半島に於ける新教育の先驅をなすものとして注意すべきものである。

その後、明治三十八年保護條約の締結せられる前後より、朝鮮人竝びに外人宣教師により設立せられた各種私立學校は、著しく增加するに至つたが、其の內容の見るべきもの殆んど之なく、且つ中には不穩なる教科書を使用するものさへ尠くなかつた。斯くして愈々統監府の開設となり、明治三十九年三月、起業資金中五十萬圓を割いて臨時學事擴張費に充て、之を以て大いに教育の刷新を企圖することゝなつた。玆に於いて明治三十九年八月、普通學校令、高等學校令、師範學校令、外國語學校令を一時に公布し、明治四十一年には高等女學校令、私立學校令を、同四十二年には實業學校令を公布し、玆に初めて朝鮮教育の基礎を築くに至つた。

併合後の教育

(一)　半島教育の大本　教育は國家百年の大計であつて、半島統治盛衰の由つて懸る所である。夫れ故に新たに總督政治を半島に布くに當り最も愼重なる研究を要するを以て、併合の初年は之に對して何等の施設をなさず、翌明治四十四年八月、始めて勅令第二百二十九號を以て朝鮮教育令を制定公布して其の大本を確定した。卽ち同令第二條に於いて、教育は教育に關する　勅語の趣旨に基づき忠良なる國民を育成することを本義とすと規定されてある。是れ卽ち帝國教育の本義が、內地と朝鮮とに於いて決して異ならない事を明示したものである。加之同年十月二十四日を以て、教育に關する　勅語をば朝鮮總督に下付し給はれたのである。然して同年十月總督府令を以て、普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校、實業學校、私立學校の諸規則其の他關係法規を制定公布し同年十一月一日より朝鮮教育令を施行し、同時に總督は諭告を發し、其の中に「教育ハ特ニ力ヲ德性ノ涵養ト國語ノ普及トニ致シ以テ帝國臣民タルノ資格ト品性トヲ具ヘシメルコトヲ要ス」と明示されてある。

(二)　學制の大要　朝鮮教育令は謂ふまでもなく、朝鮮人のみの教育に就きて規定せられたものであつて、本令に於いては普通教育、實業教育、專門教育を認めたが、師範教育、大學教育に付ては未だ何等の規定がなかつた。今本令竝びに關係諸法規に依り、當時の學制の大要竝びに之に關聯した事項を述べると次の通りである。

(イ)　普通教育　普通教育の機關は、普通學校、高等普通學校及び女子高等普通學校である。

普通學校　普通學校は修業年限四年とし、國語教授を主として國民性養成に力めるを以

て本領とし、まだ一面に於いて鄕黨を指導して、地方敎化の中心たらしめんことを期して居る。されば併合以來、之が增設改善に付ては大いに力を盡し、本期の終り頃には四百四十七校を算した。尙ほ普通學校設立維持に關する費用は、公立普通學校費用令を以て定められ、其の經費支辨の方法等より、之を官立・甲種公立・乙種公立・補助指定及び私立の五種に區別したが、明治四十四年度より、官立の外は單に公立及び私立の二種とし、同時に私立學校の整理を行つた。

高等普通學校　高等普通學校の修業年限を四年とし、敎科目は大體中學校と同樣で、國語を必修とし、英語を隨意科とし、實業（農業又は商業）を課した。本期に於いては、官立高等普通學校は京城・平壤・大邱の三箇所で、他は私立高等普通學校が五校あるに過ぎなかつた。

女子高等普通學校　女子高等普通學校は修業年限を三年とし、敎科目は大體高等女學校と同樣で國語を必修とした。

(ロ) 敎員養成　最初の敎育令に於いては、師範學校の設立を認めず、官立男女高等普通學校に修業年限一年の師範科又は敎員速成科等を置くことを得せしめた。その後、本期の事業漸く其の緖に就くや、大正二年三月府令を以て京城高等普通學校附設臨時敎員養成所規程を改正し、同所を二部に分ち、第一部に於いては、普通學校朝鮮人敎員を、第二部に於いては、普通學校內地人敎員を養成することゝした。

(ハ) 實業敎育　新學制に依る實業敎育の機關は、農業學校・商業學校・工業學校及び簡易實業學校である。抑〻朝鮮に於ける實業敎育制度は、併合の前年に創設せられたもので、併合の當初は農業學校十八（農林を含む）商業學校三に過ぎなかつたが、地方勸業機關の技師・技手等が、校長又は敎員を兼務して大いに其の效果を擧ぐるに努力したものである。尙ほ併合直前に、實業補習學校規程が公布されてあつたが、新敎育令に依り簡易實業學校と改められ、本期の終りには其の數公・私立合して七十四校に達して居る。

(ニ) 專門敎育　大正四年三月新たに專門學校規則を制定發布し、又同時に訓令を發して、專門敎育實施の素地を作り、且つ大正五年四月專門學校官制を定めて、先づ京城專修學校・京城醫學專門學校・京城工業專門學校の三校を置くことゝし、之が規定を發布すると共に、一方從來より存續せる農林學校・醫學講習所・京城專修學校に於ける組織を、該規程に合致すべく改定し、玆に初めて新學制に依る專門學校の設立を見るに至つた。因みに前記農林學校が、朝鮮敎育令に依る專門學校に昇格し、水原農林學校と改稱せられたのは次期大正七年四月である。

(ホ) 敎科用圖書　明治三十九年八月普通學校令の公布せらるゝや、舊韓國政府學部は非常なる速度を以て普通學校用敎科書の第一次編纂を了し、明治四十年度より之を各官公立普通學校に使用せしめ、引續き第二次の改訂編纂に著手した。その後併合となり、從來學部編纂の敎科書は自然不適當となつたので、更に新敎育令の精神に順應すべく普通學校各敎科の敎科書は本府の編纂に成るものある場合は之を用ひしめ、その他は文部省檢定及び其の他の圖書中より本府の認可せるものを用ひしめた。

(ヘ) 私立各種學校　大正四年三月專門學校規則の發布と同時に從來の私立學校規則に改

正を加へ、十箇年の豫備期間を與へて漸次之が改善を促すことゝした。其の改正の重點は專門教育を爲す私立學校の設立者は財團法人なることを要すること、私立學校の教員資格に關すること等であるが、就中私立各種學校の教科課程は必ず朝鮮教育令に依り本府制定の各學校規則に準じて之を定むべきものとした。其の結果、私立學校に於いては宗教の教科を加へ、又は其の儀式を行ふことを得ざることゝなつた。是よりして、私立各種學校は何れも統一せる方針に向つて改善の歩武を進むるに至り、基督教諸派の中、美監理派に屬する諸學校は何れも進んで其の學則を改正したが、長老派に屬する諸學校は猶ほ之を躊躇し以て次期改革の時に及んだ。

(ト) 國語の普及　朝鮮教育令に於いて國語の教育に重きを置いた事は既說の通りであるが、私立學校に於いても新政の趣旨理解せらるゝに從ひ、漸次國語を加ふるもの多く、まだ一般朝鮮人に在りても國語習得に對する熱心、年と共に旺盛に赴き、地方警務官憲、地方官吏又は篤志者間に於いて施設せる國語講習會等到る處に開設さるゝに至つた。これが爲に本府は別に速成國語讀本を編纂出版し、無料にて配布使用せしめた。

(三) 留學生　舊韓國政府は東京に留學生監督を置いて之が保護取締に任じたが、併合後は內鮮人各一名の監督を置き、尙ほ東京留學生監督部內に寄宿舍を附設し、又朝鮮總督府留學生規程を設け、官費を以て留學生を派遣すると共に一方私費を以て留學するものに對しては、豫め道長官を經由して總督に屆出を爲さしむることゝした。斯くして本期の末に於いては官費生は三十八人、私費留學生は總計五百三十六人を算したが、朝鮮自體に於ける專門教育の施設漸く全からんとする時期に到達せるを以て、漸次地方長官をして制止せしむる方針を取つた。

(四) 儒學の處分　儒學教育の中樞たる成均館は韓國併合後も尙ほ微々として存在したが、京城內の四學は何時しか自然廢學となり、地方の鄕校は文廟を享祀する機關として殘存した。

(イ) 經學院　本院は明治四十四年六月府令を以て發布せられたる同院規程に依ると、經學を講じ文廟を祀り風敎德化を裨補するを目的とし、同年九年舊成均館を廢して夫と同位置に設置せられたものである。明治天皇は特に本院に對し臨時恩賜金二十五萬圓を下賜して其の基金に充てしめ給ひしかば總督は訓令を發し同院職員を訓諭する所があつた。

(ロ) 鄕校　元來鄕校は政府の命令を以て地方各府郡に設備せしめた舊時の敎育機關であるが併合前に於いては既に修學機關たるの實を失ひ、單に文廟の享祀を以て能事となすに至つた。仍つて明治四十四年十月府令を以て文廟直員を置き、文廟を直守し庶務に從事せしむることゝした。鄕校には從來韓國政府より下付したる學田、地方儒林の鳩材其の他附屬の財產が附屬して居たが、明治四十三年四月鄕校財產管理規程を制定し、此の財產收入は郡內の公立學校又は指定したる學校の經費竝びに文廟の修理享祀に使用せしめた。

(ハ) 書堂　これは舊來の初等敎育機關であつて、各道到る處に存在し、何れも皆初步の漢文敎授及び習字を爲すに止まるも、遽かに之が廢絕を圖るは時宜に適せざるものあるを以て、徐々に之を改良發達せしめる方針を執つた。本期の終りに於ける書堂の數は、各道を通じて二

萬一千八百餘であつて、其の中改良書堂の數七百有餘に達してゐる。

二　內地人教育

學校組合　併合以前より半島內各地に於いて、所在內地人兒童に對する教育及び其の他の事業をなす爲に日本人會なるものがあつたが、此の會は法人にあらざるを以て、明治四十二年十二月統監府令を以て學校組合令を發布し、學校組合を以て法人とし、組合の財產より生ずる收入及び授業料其の他の收入を以て其の經費を處辨し、猶ほ不足ある時は組合費を賦課徵收する權能を認めた。是より從來の日本人會は殆んど學校組合に組織を改め、明治四十四年度末には其の數百五十八を算した。朝鮮に於いては未だ學齡兒童に對し義務教育の制度は布かれて居らぬが、明治四十五年三月に至り新學制を制定發布し、學校の種類に應じ之を統一して大樣內地諸學校と同一ならしめ、又公立學校はすべて居留民團及び學校組合の外設立を許さゞる事となす等漸次其の面目を更新し、茲に國民教育の實績を擧ぐるに於いて略々遺憾なきに至らしめた。本府は學校組合に於いて經營する小學校に對して、年々勘からざる補助金を與へて其の發展を助長したが、尙ほ學校の設けなき僻陬地方の學齡兒童に就學の便を與ふる爲、道學校組合又は教育會等に年々相當補助金を支給し、兒童寄宿所を設備經營せしめた。斯くて大正五年度末に於ける學校組合數は三百二十九を算し、併合當初の二倍以上に上り、之に對する國庫補助金は合計三十四萬二千餘圓に達して居る。

專門教育其の他　大正四年三月新たに朝鮮人教育の專門學校規則を發布し、同時に私立學校規則を改正した際に、朝鮮人教育の京城醫學專門學校及び京城工業專門學校に於いて內鮮人子弟の混合教育を施す途を開いた。又前年八月府令を以て內地人を教育する私立學校に關する規則を制定發布し、大體朝鮮人教育に關する私立學校規則に準ずることゝした。當時內地人側專門學校の主なるものには東洋協會植民專門學校京城分校があつた。

續いて內地人小學校教員養成の必要を認め、明治四十四年三月勅令を以て朝鮮總督府中學校附屬臨時小學校教員養成所を設置し、中學校卒業者を入學せしめた。

三　教員心得

大正四年十一月十日　大正天皇の御卽位大禮を京都に擧げさせ給ふや、大禮訖るの後特に文部大臣を宮中に召させられ、教育振興に關する　御沙汰を下し賜ふた。朝鮮に於いては曩に勅令を以て朝鮮教育令を公布し、教育勅語の　御趣旨を以て教育の大本と定められ、明治四十四年十一月二十四日該勅語を朝鮮總督に下し給ひ、今又益々先帝聖訓の御趣旨を發揚せらるべき旨の　御沙汰を蒙つたのである。此の時恰も朝鮮に於いては專門學校規則が同年三月を以て發布せられ、來る大正五年度より朝鮮教育令に依る專門教育の實施を見んとする時であつた。仍つて寺內總督は朝鮮教育令及び其の他諸法令、訓告等の精神に則り、大正五年一月四日訓令を以て教員心得を發布し、教育者の日常遵守すべき條項を示して其の據る所を知らしめ、以て　聖旨に答へ奉らむことを期した。該心得は三大綱九注意事項より成り、半島教員の日常服膺實行すべき所のものである。

第十六　氣象觀測及び朝鮮民曆

氣象觀測　天體の觀測は往古より朝鮮に於いて行はれたが、近世の氣象觀測事業は明治三十七年帝國政府の創設したもので、後之を統監府の管掌に移し、次いで同四十一年四月更に韓國政府に引繼ぎ、併合後本府の所管となつたのである。當時仁川に觀測所を設け、京城、平壤、釜山、元山等の八箇所に測候所を置いたが、機構の擴張整備に努めた結果、大正五年前後に至つて、粗々全鮮氣象觀測網の完備を見るに至つた。

內鮮標準時の統一　明治四十一年四月一日帝國中央標準時に對し、三十分の時差を置いて標準時としたが、內鮮の關係極めて密接となりたるを以て合併後明治四十五年一月一日より中央標準時に據ることゝした。

朝鮮民曆　朝鮮は古來支那曆法を遵行したが、明治三十一年(光武二年)より舊韓國政府に於いて太陰曆を主とする明時曆を編製頒布した。然るに此の明時曆は、明治四十二年より「大韓隆熙何年曆」と改められ、太陽曆を主とし太陰曆を對照として編製された。併合後明治四十四年度よりは本府に於いて更に民曆を編製し、其の標題を「明治何年朝鮮民曆」とし太陽、太陰對照とし、帝國の大祭祝日を卷頭に明記して頒布せしめた。而して該民曆の編纂は大正元年より仁川觀測所之に當り、之が印行頒布の事務は本府學務局に於いて管掌した。

第十七　宗教及び享祀

概說　朝鮮には從來何等布教上の取締法規なく、統監府設置後明治三十九年十一月宗教の宣布に關する規則の制定せられたのが其の最初である。併合後に至り、朝鮮人側の寺院に對しては、明治四十四年六月制令を以て寺刹令を公布し、神道、佛教、基督教の一般布教に關しては大正四年八月府令を以て布教規則を制定發布し、內鮮外人の別なく均しく之を施行適用したのである。布教規則は信教の自由に何等制限を加へざるは勿論、その施行の結果は事實上內鮮外人を問はず宣教行爲を公認せられることゝなり、社寺竝びに布教行政の方針は玆に始めて確立を見たのである。

一　內地神、佛道各派の布教

神道　內地神道の朝鮮に於ける布教は、明治二十六年天理教が釜山に於いて試みたる布教を以て其の嚆矢とする。次いで同三十年頃神理教も亦釜山に開教し、同三十九年宗教の宣布に關する規則制定後は、更に金光教及び其の他諸派の布教を見るに至つた。

佛道　內地佛教の朝鮮半島に於ける布教は、遠く三百四十餘年前に遡ることが出來るが、文祿役後は其の跡を絕つてゐた。それが明治十年に至つて、再び釜山に眞宗大谷派が復起したのを契機とし、日蓮、淨土等の開教相次いで起り、併合後に至つては大正四年八月布教規則の公布と相俟つて、寺院、布教所等の設備年を逐ふて增加し、爾來漸次各宗派布教の盛行を見るに至つた。

二　朝鮮在來佛教

沿革　半島の佛教は其の傳來極めて古く、高麗時代に於いては佛教を以て國家鎭護の法とし、一時異常なる興隆を來たし、名僧知識の輩出するもの亦尠くなかつた。然るに李朝に入りては抑佛崇儒の國是を定め、官府の抑壓常に甚しく、寺院は全く社會と隔絕して僅かに餘喘を保つ有樣となり、遂に僧侶は一般社會より輕侮の的となり、殿堂は大半遊宴の巷と化し去るに至つた。

寺刹令の實施　明治四十四年六月制定實施せられた寺刹令及び同令施行規則は、實に朝鮮佛教をして瀕死の狀態より蘇生せしめた所のものである。之に依つて久しく頽廢を極めた寺刹も、新たに住持を置き寺法を定め財產保有の方法確立し、大いに其の面目を一新したるのみならず、數百年來抑壓せられた僧尼は、玆に一視同仁の政化に浴するを得、他の宗教者と均しく布教の任に膺るに至つた。本令施行の結果、從來の寺刹は統轄整理せられ、本寺三十、末寺一千三百七十一を算した。

三　基督教

概說　今現に朝鮮內に布教せられてゐる基督教には舊教あり、新教あり、舊教にも天主教、希臘教あり、此等の諸宗は又其の傳道の團體によつて各々教派を異にし、而も大概何れも併合前より半島に布教を開始してゐるものであるが、其の先驅をなすものは佛國天主教である。

天主教最初の傳播　天主教が朝鮮に始めて足跡を印したのは、今を距る三百三四十年前に當るが、その一般朝鮮人間に知らるゝに至つたのは、凡そ西曆第十七世紀の初葉からである。半島天主教の開教緣起は正祖八年（西紀一七八四年）清への冬至使一行に加はつた李承薰なる一學徒が、同地にて洗禮を受け、多くの天主教關係圖書を將來せしことに發生する。當時政府は該教を以て異端と見做し、教徒を捕へて悉く極刑に處し、該書の坊間にあるものを火中に投する等極力之が絕滅に奔命するところあつたが、大勢は寧ろ益々京城を中心として各地方に瀰漫するに至つた。

天主教宣教師の渡來と迫害　朝鮮人間に布教を試むべく外國宣教師の半島に渡來したのは、正祖十九年（西紀一七九五年）北京主教より派遣せられた淸國人神父周文謨を以て嚆矢とする。彼は官憲の目を潛つて布教すること七年に及び、彼の入鮮當時四千と稱せられた信徒も一萬人に增加し、朝鮮天主教は躍進的な發展を遂げた。然るに純祖元年（西紀一八〇一年）に至つて所謂辛酉の大邪獄が行はれ、周神父を初め多數の信徒が處刑せられ、數多著名の學者、政治家が容疑者としてこの災厄に遭つた。この後、天主教徒の取締は一層嚴重となつたが教徒等は聊かも屈せず、純祖三十四年には淸國人神父劉方濟なる者が潛入し、次いで佛國神父モーバン・シャスタン及び主教アムベール等何れも萬難を排して入鮮し、再び教勢の復興に熱中した結果、信徒は約九千人に達した。玆に於いて憲宗五年（西紀一八三九年）第二回の大迫害を蒙るに至つたが、彼等は却つて益々布教の決意を固くし、教禁の稍々緩むに乘じて更に多數の宣教師を送つた。その後朝鮮人最初の神父たる金大連の殉教を示稱する所謂第三大受難（西紀一八四六年）を經て、李太王三年（西紀一八六六年）の第四回大迫害に至るのであるが、この間信徒の人員は既に二萬三千人に達してゐる。この迫害には、當

時在住した主教・神父の多數は刑死し、僅かにリデル外三人の神父は辛うじて逮捕を免かれた。

迫害後の形勢　迫害は丙寅後も尙ほ數年間繼續したが、李太王十年興宣大院君の退隱するに及び、從來の鎖國主義は一變し玆に迫害も亦漸次緩和せられた。次いで同王十三年卽ち明治九年には我が國と江華條約の成立となり、これを契機として歐米諸外國とも相次いで通交條約を締結し、その結果、天主教布教も自然默認せられて愈々勃興の氣運に向ひ、光武二年(明治三十一年)には京城の中央に大天主堂の獻堂式が行はれるに至つた。此處に注意すべきことは天主教會が朝鮮人傳道の爲說教所を設け、專門の神父を置いて之を當らしめたことである。

露國正教會の傳道　此の教會の朝鮮傳道は明治三十三年(西紀一九〇〇年)に始まるが、程なく日露戰役の勃發となつて停止した。平和回復後また復興したが教勢は不振である。

新教各派の傳道　新教各派の傳道は明治九年の朝鮮開國を以て一期を劃することが出來る。朝鮮開國以前に於いてはチャールス・グツラフ(和蘭傳道協會宣教師獨逸人)やロバート・ジヤメーソン。トーマス(長老派宣教師蘇格蘭人)等が半島の西海岸に來たが何れも何等得る所がなかつた。明治九年江華條約締結の結果朝鮮は從來の鎖國主義を脫して開國主義を採り、明治十五年に米國、同十六年に英國及び獨逸と夫々通交條約を締結したが、之に依つて此等諸國の基督教布教の自由を認められ、明治十七年米國北長老派の宣教師ホレース・エス・アレン博士の入鮮を先驅とし、爾後各派の宣教師は續々渡來するに至つた。彼等は何れも熱心に朝鮮語を研究習得して布教事業に當つた

が、長老派及び美監理派に屬する六派は長監聯合協議會を組織し、全朝鮮及び間島・南滿洲に亙つて布教の區域を定め、布教に全力を注ぐ外、學校・病院・幼稚園及び其の他の事業を經營した。此の時代の事業として今も存續する主要なるものは培材學校・梨花女學校・セブランス病院等である。

統監府設置後の狀況　明治三十九年統監府開設せらるゝや、同年十一月には宗教宣布に關する規則を制定して公然布教の自由を認め、神道佛教・基督教を論ぜず一視同仁の取扱をした。併合後に於いては、その布教の普及に伴ひ附屬事業は著しく發達し、教會堂・學校・病院等は地方到る處殆んど其の設立を見ざるところなき狀況となつた。殊に早くから釜山に癩病院を設けて、患者の救療に從事しつゝあるのは特筆すべきことである。

日本基督教各派の布教　日本基督教各派の布教は、主として在鮮內地人間に於ける傳道を目的とするものであつて、日露戰役前後に開始せられたものである。卽ち明治三十六年に日本組合教會、同三十七年に日本メソヂスト教會、同四十年に日本基督教會の此の地に於ける創設を見た。

四　宗教類似團體

韓國の末期に當り政綱の弛廢・社會の不安竝びに時勢變遷の副產物として發生したものは宗教類似の團體である。之が魁をなしたものは哲宗十二年(文久元年)崔濟愚によつて創唱せられた東學であつた。此の教は後に至つて(明治三十九年)天道教・侍天教の二派に分れた。當時之と前後して種々なる教團の現出を見たが、其の說く所多くは迷信に趨つて、未だ一つの宗教として認められ

る域に達したものはない。今其の主なるものを擧ぐると、天道敎・侍天敎・靑林敎・普天敎・太乙敎・太極敎・太宗敎・檀君敎・大倧敎・關聖敎等が之れであつて、何れも相當の信者を擁して居る。

五　享祀

朝鮮從來の規格を存續し、享祀の典禮を行ふ儀制を約說すると左の通りである。

(一) **殿**　上古より高麗朝に至る迄の歷朝の始祖及び特殊の功德ある先王の遺靈を祀り、追遠報本の誠敬を致す所の齋場であつて、其の數は崇靈殿(檀君)・崇仁殿(箕子)等八箇所である。

(二) **陵**　上古より高麗に至る迄の歷代王者の遺骸を埋葬した墳墓であつて、現に其の所在の明瞭なるもの九十八箇所あるも就中、今尙は奠幣併饌の禮を以て春秋兩次に官より享祀を行ふものは、箕子陵・東明陵等六箇所である。

(三) **祠院**　祠院とは祠宇(鄕祠)と書院とを併稱したもので、其に名儒賢臣の遺靈を祀つた所である。其の內書院は祠宇の外別に家屋の設備をなし、地方靑年子弟を集めて德を磨き學を講じ、所謂士林修養の場所であつた。然るに後世に至り大いに祠院濫設の弊を生じ、其の間之に伴ふ諸種の弊害に苦んだが、李太王八年大院君執政の時に至り、斷然全國無數の祠宇・書院を撤廢し、特に由緖ある書院祠宇四十七のみの存續を許した。現在は其の中で四十四書院を存する。

第十八　民生の向上

概說　寺內總督は併合當時、特に諭告を發して、一に治下生民の安寧幸福を企圖し、各道に慈惠醫院を增設して起死回生の仁術を施さんことを誓ひ、又從來朝鮮人の多くが徒らに空理を談じて放漫に流れ、終に無爲徒食の遊民となる弊を指摘し、宜しく華を去り實に就き、懶惰の陋習を一洗して勤儉の美風を涵養すべきことを誡めた。因つて今其の具體的施設に就き略述することゝする。

一　衛生行政其の他

衛生行政　朝鮮に在つては諸種の制度昔時より萎靡廢頹に歸し、衛生上の施設の如きも全く見るべきもの無く、加ふるに迷信を尙び不潔を厭はざる等の陋習拔くべからざるものがあつた。從つて醫術は毫も進步せず、一般人民の衛生思想は極めて幼稚であつて、其の生活狀態は未だ未開の域を脫しないものが多かつた。寺內總督諭告中に「名醫を置き良藥を備へ云々」といへるも、蓋しこの現實に發露した衷心の仁慈に外ならないのである。

抑々朝鮮に於ける衛生行政機關の設置は韓國政府內部に衛生局を置いたのを以て嚆矢とする。保護政治確立後、大韓醫院を創立して衛生行政の中樞機關と爲し、主要都市に於ける上水道敷設計畫を樹つる等、大いに衛生行政に貢獻するところあつたが、韓國併合を經て新官制施行せらるゝと共に、舊韓國內部所管の衛生事務は總督府內務部地方局衛生課の手に移り、衛生行政中警察に關する事務は警務總監部に屬した。その後明治四十四年八月に至つて、更に總督府醫院及び道慈惠醫院を除く外、總て警務總監部に移管し、茲に初めて衛生行政事務の統一が完成されるに至つた。

公醫其の他　警務顧問時代には、各道警務顧問支部及び分遣所に顧問醫を置き、警察事務の傍ら開業を認許して、僅かに地方醫療機關の不備を補つたが、大正二年十一月には府令を以て公醫規則を發布し、大正三年四月一日より、全道に百三十七名の公醫を配置すると共に從來の警察醫を廢した。而して醫師の增加は當面の急務なるを以て、翌三年七月醫師試驗規則を發布し、每年二回試驗を行ひ、以て醫師の增加を圖ると共に、一面朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所を醫師試驗規則に依りて指定し、其の卒業者に對して直ちに免許を與へることゝした。因みに同講習所は大正五年官立京城醫學專門學校となつた。

尙ほ齒科醫に就いては、大正二年府令齒科醫師規則を發布したが、當時全鮮を通じて僅かに二十一人の少數に過ぎざりしを以て、已むなく同年警務總監部令を以て入齒營業取締規則を發布し、入齒營業を免許して不足緩和の應急策とした。又朝鮮人は由來漢方醫の診療を喜ぶ風習があるので、大正二年十一月これ亦應急策として醫生規則を發布した。

次に大正二年よりは各地慈惠醫院に於いて、助產婦の養成を開始し、大正三年七月には、朝鮮產婆規則及び朝鮮產婆試驗規則を發布し、同年十月には府令を以て朝鮮看護婦規則を發布した。

阿片煙吸飮の弊風打破に關しては、舊韓國以來相當の努力を拂ひ來つたが、明治四十五年以降は、更に刑法を適用して制裁を加へ、以て絕對禁止の方針を執ることゝした。

藥品取締　藥品取締に關しては從來何等の規定もなかつたが、明治四十五年三月、制令を以て藥品及び藥品營業取締令、府令を以て同施行規則を發布した。

傳染病豫防　傳染病に關しては、舊韓國時代既に傳染病豫防規則が發布されてゐたが、其の規定は頗る不備にして施設の見るべきものは殆んどなかつた。天然痘に關しては、朝鮮人間に迷信が行はれ、寧ろ豫防措置を忌避するの傾向さへあり、舊韓國政府は、明治二十八年種痘規則を發布して種痘の普及を圖つたが、之れ亦實績の見るべきものがなかつた。併合直後は從來の規定に依つて、之が勵行に努めたが、その後實行上不便尠からざりしを以て、大正四年六月制令を以て傳染病豫防令を公布し、同年八月一日より附屬法令其の他を施行し、玆に防疫上の一大革新を遂ぐるに至つた。

保健衞生　保健衞生施設の第一たる上水道の普及計畫は、保護政治確立後直ちに其の實行に著手し、仁川・平壤・釜山及び木浦の上水道は早くも明治四十三年中に給水を開始した。仍つて同年九月には水道上水保護規則を制定して、其の保護に遺憾なからしめ、次いで明治四十四年四月一日を以て、外國人經營の京城水道を澁澤・シンヂケートの手を經て、政府が之を買收して京畿道廳の所管に移し、更に大正十一年三月三十一日設備一切を無償にて京城府に讓渡した。其の後各地にて上水道の敷設を實施するに至つたが、寺內總督時代に工事完了して給水を開始せるものは、前記の外に會寧・羅南・鎭南浦・群山・元山等がある。飮食物の取締に關しては明治四十四年以來、內地の法令を施行し、大正二年以降は各道に衞生の試驗室を設けることゝして此等取締の徹底を期した。

二　醫院・病院

朝鮮總督府醫院　朝鮮總督府醫院は、舊韓國時代京城に設置せられたる大韓醫院を併合と共に

本府の所管に移した中央醫療機關である。大韓醫院は明治四十年末に官制發布せられ、同年十月工を起して、翌年十一月其の工を竣へ、工費及び設計費三萬七千七百餘圓を投じたものであるが、併合と共に朝鮮總督府醫院となつて、同院官制の發布を見たものである。同院は朝鮮總督の管理に屬し、一般施療の外附屬醫學講習所を置き、又醫師、產婆及び看護婦の養成をも行つた。其の後大正二年に至り從來濟生院の經營に屬したる醫療部を移管し、又曩に濟生院の新營に係る精神病患者病舍を引繼ぎ、新たに精神病科を開設した。更に大正五年五月傳染病地方病研究科を同院に置き、朝鮮に於ける各種傳染病其の他の調査研究を開始せしむることゝした。

各道慈惠醫院　統監府設置以後、中央の醫療及び衞生の機關は粗々備はることを得たが、地方に在つては全然此等の機關缺如せるを以て、明治四十二年八月、陸軍大臣が醫療機械藥品等價格約五萬圓に相當する衞生材料を、統監府に移管したるを契機として、統監府は之を韓國政府に交付し、同政府をして、慈惠醫院官制及び同特別會計法を發布せしめ、內務部直轄の下に、先づ淸州、全州（昭和四十二年十二月）の二箇所に慈惠醫院を開院し、又翌年咸興にも開院した。其の後統監府は更に韓國政府を促して增設計畫を樹てしめたが、韓國併合直後に於いて各醫院の開院を見るに至つた。水原以下十箇所の慈惠醫院の事業目的は、都邑に偏すべきにあらざるを以て、大正元年に至り、更に安東、楚山、江陵、會寧、濟州の五箇所に之を增設し、また大體數郡毎に一診療所を設け、所管醫院より醫員及び助手を年一回又は二回派遣巡療せしめ、新政の德化を洽く僻陬の地方にも及ぼせしめんことを期した。大正三年四月には朝鮮に於ける窮民救療基金として、恩賜財團濟生會より四分利附公債證書額面七萬圓の寄附があつたので、この利子を各慈惠醫院に分割配付し、七月以降窮民の施療を行はしめることゝした。

龍山鐵道醫院　本院は明治四十年の開院であつて、當時統監府鐵道局と同仁會長との契約に依り、當初龍山同仁病院と稱し、專ら局員の診療を行つたものである。大正二年九月龍山鐵道醫院と改稱し、大正十五年四月鐵道局の直營に移し、爾來純然たる官設治療機關として今日に至つて居る。

癩救療施設　朝鮮には古くから多數の癩病患者があつた。本府は夙に之が救療につき計畫を立つるところあつたが、本期中には未だ其の實現を見るに至らず、これが救療の事業は、何れも外國宣敎師の經營に屬し、外國宗敎團體援助の下に慈善的に經營せられてゐた。

(一)　大邱癩病院　財團法人大英癩病者救療會の財的援助の下に、英領加奈陀人宣敎師アチバルート・グレー・フレッチャーが大邱府南山町の朝鮮式草葺家屋一棟を購入し、大正二年三月一日より患者十名を收容したのが、卽ち大邱癩病院の濫觴である。

同院にては入院者中輕症患者に對する施設として、自給自足の見地から幾分田畓の耕作を爲さしめ、或は家畜の飼育に當て、又女子には炊事洗濯等に從事せしむる等、夫々症狀體力に應じて共助的の作業を行はしめて居る。因みに同院の收容者は、總て施療である。

(二)　釜山癩病院　本院は慶尙南道釜山郊外に在つて、初め米國人醫師チャチルス・ヒュスデソ・アービンが、明治四十三年三月三十日數名の患者を收容したのに起源する。其の後、同四十四年十月大英癩病者救療會の經營に移り、宣敎師ノーブル・マクケンジーが其の管理者となつた。入

院患者は總て施療であつて、其の維持經營及び處遇は大邱癩病院と略々同樣である。

(三)　光州癩病院　明治四十四年二月米國人宣敎師ロバート・マントン・ウイルソンが、全羅南道光州郡孝泉面鳳仙里に療養所を建設したのに始まり、後麗水に移轉して愛養園と稱してゐる。

公私立病院　併合當時に於ける公立醫院としては、京城にある順化院（濟生會醫院の前身）と釜山・元山・群山・木浦の居留民團立病院のみであり、私立醫院としては全鮮を通じて、纔か百二十箇所に過ぎなかつた。然るに本期の末年たる大正五年には、總督府醫院の外に道慈惠醫院二十、公立病院は內鮮人の經營を通じて、その計二百五十八を算するに至つた。

三　朝鮮總督府濟生院

濟生院　濟生院は併合の際　御下賜の臨時恩賜金中五十萬圓を明治四十四年六月孤兒其の他不具者等の救濟資金として配與せられたるにより、更に政府交付金十一萬三千百五十九圓を加へて之を基金となし、同年同月府令第七十七號濟生院規程を發布し、成立した所のものである。同規程に依ると、濟生院は孤兒の養育、盲啞者の敎育及び精神病者の救療を目的とする財團法人であるが、同年八月に至り、一般病者救療資金として臨時恩賜金中、更に二百八十五萬五千八百圓を　御下賜された。本院は先づ第一著手として、私立京城孤兒院に養育中の孤兒九十餘人を收容して養育部を設け、盲啞者敎育及び精神病者救療は漸次開始することゝし、又一般病者救療事業は本院代行の意味を以て、其の基金の利子全部を道慈惠醫院救療事業擴張費に寄附することゝした。

然るに明治四十五年三月、朝鮮總督府濟生院官制竝びに朝鮮醫院及濟生院特別會計法の公布を見るに至り、本院の事業は朝鮮總督府濟生院に引續がれ、濟生院は單に臨時恩賜金及び政府下附金等より成る資金を管理する財團法人たるに止まるに至つた。但し精神病者の救療に關しては、明治四十五年二月、朝鮮總督府醫院內に醫療部を開設し、更に新病舍の新營に著手したものであるが、大正二年四月新築病舍と共に、之を朝鮮總督府醫院に移管する事となつた。而して之と同時に、本院は大正元年度末限り、其の財產全部を朝鮮醫院及び濟生院特別會計に寄附して、自ら解散するに至つた。

朝鮮總督府濟生院　大正二年四月には府令を以て朝鮮總督府濟生院規則が發布せられ、從來の養育部の外に新たに盲啞部を設け、同年十一月養育部附屬農場を開設し、將來農民とするを適當と認むる院兒七名を此處に移送して農業に從事せしめた。

(一)　養育部　養育部は京城舊宣禧宮址一萬五百餘坪を以て之に當て、各宿舍には保姆各一名を置いて、家族制度を執ることゝした。因みに大正五年度には男百四人、女四十五人を收容してゐる。又同附屬農場は約百十町步を有し、內約四町五反步は耕地である。

(二)　盲啞部　盲啞部は、京城舊崇義廟址二千六百坪を敷地とし、建坪三百六十三坪の宿舍を有してゐる。大正五年に於ける收容總數は、內鮮人男女總計六十二人であるが、此の中朝鮮人の女八名を數へてゐる。尙ほ修業年限は、盲本科三年、啞本科五年である。又盲啞部には一時速成科を置いたが同科は大正三年度限り廢止した。

四　墓地規則

從前の弊風　朝鮮は古來墓地尊重の美風に富んでゐたが其の習俗常に諸種の迷信を伴ひ惹いては遂に極端なる弊害を生み歸するところは墳墓隨處に散在し風敎及び衞生に害あるは勿論良好なる耕地を荒廢せしむる等の惡果を將來するに至つた。因つて明治四十五年六月府令第百二十三號を以て墓地火葬場埋葬及火葬取締規則を發布し從來の弊風を取締ることゝした。

墓地規則と其の實施　本規則に依れば墓地は特別の場合を除き總て公共團體をして設置せしめ共同墓地以外に埋葬することを禁止すると共に墓地の新設變更又は廢止は警務部長の許可を要することゝなつたが之れは聊か嚴に失する嫌なきに非ざるを以て其の後幾分改正緩和するところあつた。同規則の施行に當つては先づ京城府より漸次各道に及ぼす方針を樹て豫め地方官憲をして一般人民に法令の趣旨を懇諭せしめ又其の用地は國有林野を選擇供用し得るの便宜を設ける等特に周密なる注意を以て之に臨み大正四年以降全道に施行を了するに至つた。

五　地方改良

概說　地方改良の事たる素より至難の事業であつて之が爲に施設すべき事項は一二に止まらないが朝鮮の實狀に於いては先づ以て寧ろ新たなる收入を得せしめて生活上多少の餘裕を與へ之に依つて得たる利益を貯蓄せしめ以て物心兩方面より其の改良を期するに如くはない。本府はこの根本方針の下に民度を量り地方の事業に應じて夫々適切なる施設を爲すことに努めた。

勤儉貯蓄の奬勵　本府は從來地方の秩序安寧に留意し生命財產の安固を保障する爲諸般の施設を爲したことは既述の通りであるが一方屢々各道に訓示して勤勞貯蓄を奬勵し矯風奬善の施設を爲さしめ特に副業を奬勵して生產力の增進に努めた。而して副業の種類は地方の現狀に應じ併も其の材料は土地の生產物中より求め得べきものを選擇せしめ又朝鮮古來よりあつた契(契)を利用改善して貯蓄又は副業を目的とする稧又は組合を組織せしめ尙ほ各地に恩賜授產事業を興して民衆の生計に餘裕を與へ以て一般民風の振興に資せんことを期した。

民心の作興　更に又明治四十五年五月以來斯業に相當の識見を有する者を以て所在に巡回講話を爲さしめ尙ほ大正九年よりは面長其の他にして公共事業に盡瘁し地方の儀表たるべき者を簡拔表彰するの途を拓き其の他經學院講士及び地方公立學校職員をして地方の敎化民風の改善に努めしめることにしたが以上施設奬勵の結果は頗る成績を擧ぐることを得た。卽ち或者は講話を聽きて飜然無爲徒食の弊害を改め或者は卽日貯蓄を實行する等地方改良の趣旨に副はんとする者續出し更に夜間又は農閑期を利用して副業に從事する者漸次多きを加へ尙ほ又專業の餘暇を以て共同耕作を行ひ進んで冠婚葬祭其の他一般生活上の冗費を節する等黎民向上の將來期して俟つべきものがあつた。

第十九　舊慣及び歷史調査と文化保存

舊慣調査　朝鮮に於ける舊慣及び制度の調査は、明治三十九年の舊韓國政府に於ける不動産調査會を以て嚆矢とする。更に同四十一年には法典調査局が置かれたが、明治四十五年同局の廢止と共に參事官の管掌に移り引續き民商事に關する各地の慣習を調査し來つたが、大正四年五月以降は、其の事務を中樞院に移した。中樞院に於いては之を慣習制度及び風俗の三部面に區分し、鋭意之が調査を實行しつゝある。

朝鮮史料調査　本調査は簡易適切なる朝鮮史編纂の目的を以て企畫せられ、大正五年一月以降、三年間繼續事業としに開始せられたものであるが、その後中樞院をして之が衝に當らしめた。斯くて半島史の編纂は豫定通り終了したるも、該史は未だ出版せられるに至らずして止んだ。

古蹟調査　朝鮮に於ける古蹟調査の端緒は、明治四十二年工學博士關野貞等を囑託とし、半島内古建築物の調査を開始したるに始まる。次いで該調査の範圍は著名なる遺物、遺蹟にまで擴張し併合と同時に總督府内務部地方局第一課に於いて管掌した。又右調査と別途に、明治四十四年より、有史以前の遺物、遺蹟の調査を開始し、尚ほ碑文、鐘銘等金石文の調査を行つた。

其の後大正五年四月、該事務を總務局に移管して、事業の聯絡統一を圖り、同年七月古蹟及遺物保存規則を發布して之が取締を嚴にし同時に古蹟調査委員會規程を定めた。而して之が成果は大正四年三月、朝鮮古蹟圖譜第一册及び第二册を出版發行したるを初めとし、順次同圖譜竝びに古蹟調査報告書を刊行し、廣く世間を裨益するところあつた。その後此の事業は着々進行し、大正五年には、漢代四郡樂浪の遺蹟調査を遂げ、當時の遺蹟より幾多貴重なる遺物を發掘し、以て斯界の人目を驚嘆せしむるものがあつた。

朝鮮總督府博物館　大正四年九月より十月に亙り、京城景福宮内に、始政五年記念朝鮮物産共進會を開催するや、場内の中央に煉瓦建重層の美術館を建て、朝鮮各時代の美術工藝を中心とし、半島文化一班を紹介した。この共進會終了後、豫ての計畫に從ひ、該美術館竝びに舊景福宮殿を陳列館として、朝鮮總督府博物館を設立した。

第二十　在外朝鮮同胞に對する施設

(一)　朝鮮人の間島及び滿洲移民の沿革

併合以前の歴史　鴨綠江豆滿江の對岸地方即ち滿洲竝びに間島地方は、もと女眞部族の住地であつたが、李朝中期に至り、清朝が其の中より興起し、滿洲人(女眞部族)の支那本部移住を行つたので、この地方の人口は極めて稀薄となつた。由來この地方は、半島と僅かに一葦帶水の關係にあり、且つ人口稀薄なるに加へて地味は肥沃であつた關係上、自然國境地方の朝鮮人民が恒常的に移住する者多くなつた。李朝肅宗の時(日本正德三年、清康熙五十二年)彼國の穆克登が、清帝の命を奉じて白頭山を探檢し、山上に定界碑を立てたのも、畢竟此等の所緣が將來した事件と思はれる。半島人民の移住は其の後、漸次その數を增し、遂に露領方面にまで進出する有樣となつた。殊に李朝末期に入つては、一層此の傾向を馴致するに至つたので、明治四十年統監府臨時派出所を設置して、間島在住朝鮮人の保護に任せしむることにした。

次に表滿洲方面に於ける狀況を視るに、從來此の方面は、會哨なる制度を設けて、越江住民に對する取締が嚴であつたが、その後會哨制度の弛廢するに從ひ、朝鮮人の越江者は歲と共に增加し、殊に日露戰爭後安奉線の開通するに及んで、南滿洲鐵道沿線及び東支鐵道沿線吉林地方を目指して移住するもの多きに至り、遂に其の勢は更に北進西出して、東蒙古、鄭家屯、洮南、泰來方面迄伸展するに至つた。斯くの如くにして、朝鮮人の滿洲移住は漸次增加の一途を辿り、彼等は到る處荒蕪地を開墾して、水田耕作をなし、現在に於ける其の數は實に百萬を稱せられてゐる。

(二)　間島及び滿洲方面の施設

統監府臨時間島派出所の設置　江外移住の同胞に對して、舊韓國時代には何等施設する所なかつたが、統監府の設置せらるゝや、同府は豫め淸國政府に知照し、明治四十年二月一日間島に統監府臨時派出所を設置するに決し、同年八月、龍井村に廳舍を設けて其の事務を開始した。同派出所は、明治四十二年十一月一日を以て閉鎖されたが、當時の住民は悉く派出所に信賴して其の生業を樂しんだ。現在の間島中央學校（前身間島普通學校）及び間島病院（前身間島慈惠醫院）等は、何れも當時の施設に其の萌芽を發して居るものである。

併合後の施設　併合直後は、概して從來の事業を繼承したるに止まるが、大正元年十一月、勅令を以て本府事務官特別任用令を公布、爾來間島竝びに安東には、その地の領事を以て本府事務官を兼任せしめ、本府及び本府派遣員間との連絡を圓滑ならしめた。

間島普通學校は、明治四十一年韓國政府の設立經營に係るが、併合後は國費支辨の下に、會寧郡守をして經營事務を取扱はしめた。大正四年同普通學校附屬の簡易農學校を新設し、その後局子街、百草溝にも普通學校分校を新設した。

曩に統監府派出所の間島に設置せらるゝや、直ちに間島慈惠醫院を設け、內鮮支人の施療に從事せしめたが、同所閉鎖後は、間島總領事館附屬慈惠病院として存續し、併合後に於いては一層之を擴張し、慈惠醫院診療所と稱し、益々保護撫育の徹底を期した。

在外朝鮮人に對する施設は、統監府よりの引續を受けたる關係上、間島方面にのみ限られて居たが、大正三年に至り、鴨綠江對岸にも意を注ぐことになり、同年二月安東尋常小學校の一部を借受け、派遣教授所を設けて授業を開始した。又大正三年、安東領事館に事務員一名を派遣し、在住朝鮮人の教育其の他保護事務に從事せしむることゝした。

(三)　間島及び滿洲以外の移住

帝國領土外にある朝鮮人は、前述の支那又は露領に在留する者の外、北米合衆國及び墨西哥國に移民として在留するもの亦尠くなかつた。明治三十八年十一月十七日締結の日韓協約に依り、舊韓國外交權が帝國政府に委任せられて以來は、此等海外に於ける舊韓國の臣民は、總て帝國外交代表者及び領事官の下に保護さるゝことゝなつて頗る恩惠を受けた。尙ほ朝鮮人の海外移民は、明治三十五年墨西哥に移住したのが初めであるが、その成績不良なりして以て、明治三十八年四月、勞働者の海外渡航を禁止した。其の後統監府設置に至り、帝國政府は、舊韓國政府をして移民保護法を制定せしめ、明治三十九年七月之を公布した。該保護法は現今も尙ほ行はれて居るのである。

513172

第二期　長谷川總督時代

自大正五年十月十六日
至大正八年八月十二日

本期は、寺內總督時代に次ぎ大正五年十月より同八年八月に至るまで、約三年間、元帥陸軍大將伯爵長谷川好道が、第二世朝鮮總督として在任中の治績に就き概說するのである。此の期間は、併合後尙ほ未だ多く年所を經ず、從つて殆んど前期の延長とも稱すべく、勢ひ創業の時期を脫するに至らなかつた。本期間は、前期の牢より引續きたる歐洲戰亂が勢ひ終熄せず、これが半島に及ぼす政治上竝びに經濟上の影響、決して看過すべからざるものがあつた。その一斑として、豫て海外に在つて潛行せる併合反對の民族思想は、終に半島內に波及し、大正八年三月、所謂萬歲騷擾事件を惹起するに至つた。

大正八年一月二十二日併合以來德壽宮に在つて、日常御健康に渉らせられた李太王殿下には、突然病を以て薨去遊された。此の報　天聽に達するや、國葬の禮を行ふべき旨　勅命あり、大正天皇は宮中喪竝びに葬儀當日廢朝を仰出され、朝鮮總督府は府令を以て三日間歌舞音曲を停止した。

第一　本期の施政方針

本期は一に前期の方針を襲踏し、產業第一主義を以て進み、水利組合令を創定して農事の改良を奬勵し、鑛業令を公布して鑛種の統一改善を圖り、又農商工業の振興を圖るが爲、金融經濟の施設に於いて一段の向上を圖つた。制度の上に於いては面制を施行して、徐ろに將來自治機能を生ずる素地を培ひ、又刑事令の改正と相待つて監獄制度の改善を企圖した等は、其の著しいものである。

第二　面制施行

併合當初の方針　併合の際に制定された地方制度に於いては、面を以て最下級の國家行政區劃として之を存置し、面には面長を置き、從來の習慣に依つて、郡守、島司の事務を補助執行せしむるに止め、面制度の設定は他日の研究に委ねる事とした。其の後、大正三年には府、郡、面の廢合を行ひ、又屢々面吏員の講習等を行つて執務上の訓練をなし、面經費を節約して他日の用に備へんことを圖つた。然るに一方產業、土木、衞生に關する事業の進展は、益々地方制度改善の必要を痛感するに至つたが、未だ一般民衆は、遽かに內地に行はるゝ如き制度に倣ふ事は不可能の狀態である。故に當面の方針としては、努めて民度に適應する地方制度を制定し、面に事業能力を認むると同時に、面民の負擔を增加せずして地方の改善進步に資し、且つ從來各種の團體に依つて經營せられつゝある各種の事業を面に統一し、以て其の秩序的發達を圖ると共に、將來民度の向上に伴ひ、徐々に其の施設を擴張することゝした。

面制の施行　大正六年六月制令第一號を以て公布せられた面制は、卽ち此の趣旨に基づき制定せられたもので、同年十月一日から之を施行し、玆に地方制度の基礎を確立するに至つた。該制度

の要點は大要下の如くである。(一)面に於いて處理すべき事務は法令に別段の規定あるもの、外(イ)道路・橋梁・渡船・河川堤防・灌漑排水　(ロ)市場・農事・造林其の他產業の改良・害鳥蟲驅除　(ハ)墓地・火葬場・屠場・上下水・傳染病豫防・汚物の處置　(ニ)消防・水防　(ホ)其の他必要に應じ朝鮮總督の認可を受けたる事項とする。(二)面の職員は面長の外、面書記・有給會計員(面書記中より命ず)・區長(無給)とする。(三)指定面(朝鮮總督の指定したる面)に限り內地人を面長に任命し得ることゝし、內鮮人の相談役を置き面長の諮問機關とした。此の指定面には總數二千五百十二面中より二十三面を選定した。(四)面は面財產收入の外、賦課金及び夫役現品を徵收し得ることゝし、新たに使用料手數料の徵收を認め、又總督の認可を受けて借入金を爲すことを得しめたこと等である。

第三　財政調整と財源の涵養

補充金の還減　前期に於いて樹立せられたる財政調整計畫は大正三年度より始められたるものであつて、卽ち同年度に於いて受けた一般會計よりの補充金の內一百萬圓を減額したのを初めとして、爾後大正七年度に至り完了し、大正八年よりは、全く之を辭する計畫である。此の方針は、本期に於いても着々遂行せられ、遲滯なく之を完了することを得た。

諸稅令の公布　本期は以上の如く財政の調整をなすと同時に、一面時運に伴ふ政費の增加は到底免るべからざるのみならず、又各般施設の擴張に伴ふ豫算の膨脹は、到底避くべからざる情勢にあつた。故に歲入の增加を圖り、今後益々財源の涵養に留意し、以て財政の基礎を鞏固ならしめる必要上、左記三稅の新設、二稅令の改正を見るに至つた。

(一)酒稅令　舊酒稅令は明治四十二年舊韓國政府の制定に係るものであるが、規定不備の點多く、大正五年七月制令を以て更に本令を制定した。本令に依つて自家用酒の製造は朝鮮酒以外一切之を禁止し、朝鮮酒に在つても造石數に制限を附し、幾分稅率を高めて之を許可し、又酒精の課稅を開始し、なほ輸移入酒類に對しても同一の酒稅を賦課した。

(二)法人所得稅　大正五年八月より勅令に依つて所得稅法中法人の所得に關する規定を施行し、同時に府令を以て所得稅法施行規則を發布施行した。尙ほ本稅は大正七年四月、內地法の改正に伴ひ其の稅率約二割方引上げられた。

(三)戰時利得稅令の公布　本令は大正七年三月內地に於いて施行せる戰時利得稅法に倣ひ、同年五月制令第六號を以て公布せられた。因みに、巴里媾和條約の調印に伴ひ之を廢止した。

(四)地稅令の改正　明治四十三年以來施行せる土地調査の事業は、本期に入り完了を告げたるを機として、大正七年六月制令を以て地稅令を改正した。因みに土地調査の結果によると、課稅地總段別は四百二十四萬九千餘町歩であつて、之を從前の課稅總段別二百八十六萬七千餘町歩に比すると四割八歩の增加となつてゐる。

(五)煙草稅令の改正　大正七年六月煙草稅令の改正を行つた。之は一般經濟の進步に伴ひ、煙草の消費が著しく增進せしにより、課稅率を高め稅目の增設を行ひ、以て本府の歲計を向上せしむる手段に出でたものである。

(六)　砂糖消費稅令及び印紙稅令　此の二稅令は、共に大正八年四月の實施に係り、前者は負擔の激增を避くる爲、其の稅率を內地稅率の二分の一に定め、又後者は財產權の創設、移轉變更等を證明する證書、帳簿の作成に對し、輕微の負擔を課したものである。

(七)　戶稅及び家屋稅の地方費移付　地方費財源の補塡と同時に、國　補助金を整理する趣旨を以て、大正八年度より、從來の戶稅及び家屋稅を各道地方費に移付した。

第四　土地調査事業の完了

概說　前期に創始せられた本調査事業は、當初明治四十三年より七年八箇月の繼續事業として計畫せられたが、途中數次の更正を經て、最後に事業期間を八年十箇月とし、大正七年十月事業全部の完了を見るに至つた。實に豫定期限に先立つこと二箇月、而も約百萬圓の豫算を剩して、同年十一月四日を以て、臨時土地調査局官制の廢止を見るに至つたのである。

事業の大要　土地調査の事業は大別して　(一)土地所有權の調査　(二)土地價格の調査　(三)地形地貌の調査となる。就中地價は周到綿密なる調査を基礎として、市街地は百十五級、市街地以外は宅地を五十三級、田畓池沼及び雜種地を百三十二級とし、朝鮮全土を通じ統一的に之が調査を行ひ、地位及び等級を詮定し、以て地稅制度を確立するに遺憾なからしめたものである。本調査は半島の全地域に亙り之を行つたもので、土地總筆數一千九百餘萬筆に達して居る。加之、一筆毎に之が基礎たるべき土地臺帳附屬諸帳簿地籍圖を調製し、大正七年十二月までに各府郡島に引繼を了した。

今右調査の結果を概說すると、土地所有權の查定を爲したる所有權者は百八十七萬一千六百三十六人で、其の土地面積四百八十七萬一千七十一町步である。其の內、耕地の面積は四百三十三萬七千百四町步で、朝鮮全土の面積に對する耕地の割合は一割九分四厘、又山林總面積に對する耕地の割合は二割七分に相當し、又畓の田に對する割合は五割五分三厘となつてゐる。

高等土地調查委員會　土地調查令に依ると、臨時土地調查局長の土地所有權及び土地疆界の查定に對し不服ある者は、規定の期間內に不服申立を爲し、更に特定の場合には、查定又は裁決に對し再審申立を爲すことが出來る。本會はこの審理機關として、大正元年八月、朝鮮總督府高等土地調查委員會官制を以て設置せられたもので、委員長は政務總監を以て之に充て、委員は朝鮮總督府判事同府高等官、臨時土地調查局高等官等より成つてゐる。臨時土地調查局は前記の通り大正七年十一月四日限り廢止せられたが、本會は尙ほ大正九年八月まで存續した。

（た）又別に全鮮に亙り五萬分一二萬五千分一及び一萬分一（之は特定地のみ）の地形圖をも作成した。

第五　產業及び電氣事業

一　農　業

本期の一般狀況　本期に於いても、產業第一主義により殊に農業に重きを置き、之が改善發展に力を用ひつゝあるは前期と異ることなく、特に穀類、棉作、養蠶、畜牛等の增殖改良に就いては長足の

進歩を示した。今試みに新政の當初と本期の初(大正五年)とを對照すると、米は一千四十萬石より一千四百萬石に、麥類は六百二十萬石より八百六十萬石に、粟は三百三十五萬石より四百八十二萬石に、大豆は二百七十五萬石より四百二十三萬石に、棉は二千百萬斤より四千七百六十萬斤に、繭は一萬四千石より七萬二千石に、牛は七十萬頭より百三十五萬頭に增加し、其の他全般の農產概ね皆同一の趨勢を示し、其の價格總計は、實に二億二千萬圓より四億六千萬圓に激增して居る。

棉作　棉作は大正元年より、全羅忠淸慶尙各南北六道を奬勵區域とし、向ふ六箇年後七箇年に延長す)を以て其の作付段別を十萬町歩に擴張せんとする第一期擴張計畫を樹て、大正七年には作付面積九萬四千町歩、收穫は六千萬斤の實績に達した。玆に於いて更に大正八年以降十箇年を期し、作付總面積二十五萬町歩、生產高大約二億五千萬斤獲得の第二期計畫に入つた。因みに前記南鮮六道には陸地棉を京畿及び西鮮三道には在來棉を奬勵した。

甜菜栽培の奬勵　甜菜栽培の試驗は、夙に勸業模範場に於いて施行し來つたが、大正七年に至り、平安南道種苗場を以て專ら甜菜栽培の試驗研究に當らしめ、又一面平安南道、黃海道を以て奬勵區域となし、豫定の農家を以て試作を爲さしめた。

米穀及び大豆檢查の施行　近年其の移出を激增した米穀の檢查に關して、之が統一を圖る必要あるを認め、大正六年九月府令を以て米穀檢查規則を改正し、江原咸鏡南北三道を除く外、各道をして一般に地方費事業として之を施行せしめた。尙ほ大正六年九月府令を以て新たに大豆檢查規則を制定發布し、各道を通じて檢查の統一と品質の向上とを圖つた。

水利組合令の施行　大正六年現在に於いて、堤堰六千五百、洑二萬一千餘を算してゐるが、其の灌漑面積に至つては僅かに二十八萬町歩にして、水田總面積百四十三萬五千町歩の約二割に過ぎない。從つて米の產額は異常の豐年と稱せられし大正三年に於いて、猶ほ且つ千四百萬餘石の收量であつて、一段歩の平均僅かに六斗六升に過ぎざる有樣である。且つ前期に創始した水利組合も尙ほ僅かに十四箇所にして、其の面積二萬六千町歩に過ぎなかつた。

本府は以上の現況に鑑み、大正六年七月制令を以て舊條例を廢止して、新たに朝鮮水利組合令を公布し、又府令を以て同令施行規則を制定發布したのである。該令に依ると、水利組合は之を法人とし、其の目的は從來は灌漑排水の二項目に限られたるも、今回更に水害豫防の一項を加へ又營利事業を目的とする土地開拓を許さないこととゝした。

水利組合補助規程の發布　右法令の公布に依り、水利組合は制度上面目を一新したが、組合の設立に必要とする調査設計の完備には優秀なる技術者と多額の經費とを要するものあるに鑑み、大正八年四月本規程を制定して事業の促進を圖ることゝした。

蠶業令の施行　養蠶業は朝鮮の風土に適し農家恰當の副業なるを以て、之が奬勵施設は早くより實施し來つたところである。從つて其の成績は大いに見るべきものあつたが、從來之が取締の方面には未だ遺憾の點多く、蠶種の品質を害し蠶病の發生を見る等、養蠶家の損害尠からざる實狀にあつた。玆に於いて大正八年四月、制令を以て朝鮮蠶業令、府令を以て同施行規則を制定し、同年五月一日から之を實施した。同令の要旨は　(一)蠶種の製造を許可制とし　(二)蠶種製造者たると

養蠶者たるとを問はず、蠶病の豫防驅除につき充分なる處置を講ずること　(三)品種を統一すること　(四)桑苗蠶種繭の賣買に關する取締等である。

二　畜　産

馬　朝鮮在來種は、馬產の基礎馬に供し得ざる實狀に鑑み、先づ蒙古種と內地種とを交配し、全然新規に朝鮮の氣候風土に最適なるものを生產する方針を樹て、大正四年九月官通牒を以て在來種の增殖は一時中止せしめることゝした。然して此の實績は、當時蒙古馬原產地の動亂に影響をうけ、豫定の計畫に遺算を生ずるものあつたが、大正六年六月以降は江原道淮陽郡蘭谷面に勸業模範場牧馬支場を設置し、また大正八年七月慶興郡雄基邑白鶴洞に種馬所を設け、上述の改良增殖を圖ることゝなつた。但し蘭谷牧場は昭和四年四月、其の業務を李王職に繼承して今日に及んで居る。

豚鷄模範部落の設置　大正六年各道農業技術官會議の協定に基づき、各道に模範養豚雞里洞を設置して集中的指導を行つたが、その成績頗る見るべきものがある。尙ほ此等の地方に於いては、養豚雞組合の設立を見、年と共に數を增加し、現在は其の數六百餘の多きに達してゐる。

畜牛の取引改善　大正四年七月朝鮮重要物產同業組合令制定以來、漸次各道に畜產同業組合の設立を慫慂したが、大正六年以降は、本組合現在は郡農會)に依つて公正なる仲介を爲さしめてゐる。

獸疫血淸製造所の設置　明治四十四年四月農商務省經營の釜山牛疫血淸製造所は、大正七年に至り本府に移管され、同年三月朝鮮總督府獸疫血淸製造所官制の發布を見た。玆に於いて同所の事業は大いに擴張され、各種獸疫の豫防液、血淸及び痘苗の製造、配布、販賣を行ふことゝなつた。

畜牛の輸移出稅撤廢　朝鮮の畜牛は、使役牛として又肉牛として內地に於いて聲價を博し來つたものであるが、更に大正八年四月よりは、從來の生牛輸移出稅を撤廢して內地移出の奬勵を行つた。其の結果、大正八年の移出牛は四萬四千七百頭に達した。

三　林　業

造材の奬勵　前期の諸施設に依つて、半島の森林は面目を一新するに至つたことは既に述べた通りである。殊に森林令に於いて、國有林野の貸下げ竝びに讓與の特典を設けて以來非常なる便宜を得、地方費模範林、御大禮記念林等逐年增加し、又民間に於いても造林事業に著手するもの續出するに至つた。本期に於いても從來の施設を擴充し、益々林政助長の方針を取つた。

朝鮮國有森林未墾地及林產物特別處分令の改正　近年工業の勃興に伴ひ、林產物の賣却を出願するもの漸次增加するに至つた。仍つて大正六年十月本令を改正して、その取扱ひを簡易にし、其の範圍を擴張した。

朝鮮林野調查令の施行　前期に於いて要存置國有林野、不要存置國有林野の區分調查を行つたが、由來朝鮮林野の權利關係は曖昧混雜を極め、訴訟紛議其の跡を絕たない有樣である。因つて林野の國有、私有の區分及び私有林野各個の權利關係を確定するの緊急を認め、大正七年五月朝鮮林野調查令及び同附屬法規を制定し、地方廳に於いて林野の所有者及び境界を調查々定するの制度

を確立し、且つ本府に林野調査委員會を置き、本査定に對する不服の申立を裁決せしむることゝした。之は臨時土地調査事業と共に朝鮮全土の所有權を終局的に確定する重要なるものである。

水源涵養林の造成　水源の涵養は、國土保安及び産業開發の根本策たるを以て、一般的造林奬勵を爲すと同時に、大正七年度以降十一箇年間の豫定を以て、毎年補助金五萬圓を支出し、忠清南北を貫流する錦江の一支流たる美湖川流域の造林を開始した。之が斯の種造林の嚆矢である。

巨樹名木及び特有植物の調査保護　ケヤキ、イテウ、エンジユ、ビヤクシン、シロマツ等朝鮮特有の巨樹名木は、愛林愛鄉思想の涵養及び風致上保存の必要あるを認め、之が調査を開始し、殊に欝陵島道洞國有林及び南望臺山國有林には特有植物が多いので、何れも保護を加へることゝし、容易に採取を許さぬ事とした。

四　商工業

(一)　商業

晩近朝鮮の商業は、會社企業に對する一般の理解進歩し、内地企業家亦朝鮮事情を理解するに至り、會社の設立を出願するもの漸く其の數を増し、會社令に依り、大正七年度末までに許可したる會社の總數二百七、資本金額一億二千七百三十餘萬圓に達した。

(二)　工業

新工業の興起　朝鮮の工業は、各般産業の振興、交通運輸機關の整備に伴ひ、資力ある内地人の企業漸く多きを加ふるに至つたが、殊に歐洲戰役後の財界未曾有の好況に依り、朝鮮に於ける工業に投資するもの多く、頓に其の面目を革めんとする域に向つた。これ固より一般企業心の勃興に基づく當然の結果であるが、由來朝鮮に於ける工業原料が豐富であることも亦、一大原因であることは勿論であつて、前途に頗る洋々たるものがあると謂はねばならぬ。

當時勃興した新興工業の主なるものは、釀造業、煙草製造業、皮革製造業、パルプ製造業、燐寸製造業、紡織業、製糖業等であつて、大正七年には、資本金五十萬圓を超ゆるもの六社に上つてゐる。

在來の工業　朝鮮在來の工業に就いては、特に其の種類、特徴、將來の見込等を詳細に調査し、之が改善方針を樹て、以て指導奬勵に努力して居るが、其の主なるものを擧ぐれば、機業、窯業、金屬工業、製絲業、莞草製品業等がある。

時局の影響　本期は恰かも歐洲戰役中に際會せるが、大正六年四月帝國政府の對敵取引禁止令に卽應し、五月府令を以て之が實施に關し詳細なる事項を定めた。

五　水産業

概況　斯業は逐年顯著なる發展を遂げ、其の漁獲高も大正七年には三千二百八十六萬圓に上り、併合當時の約四倍に達した。近時内地人漁民の移住漸次增加し、大正七年末には内地人五戸以上の移住漁村約三十八、移住漁業者一萬二千九百餘人に上つた。因みに大正六年には、簡易水産學校を全羅南道麗水に設立し、又水産製品檢査規則を發布した。

六　鑛　業

大規模鑛業の勃興　本期は內地の有力なる鑛業者にして、大規模の設計に依り鑛業開發に從事する者續出するに至りたるを以て、大いに斯業の面目を革め、漸次探鑛又は創設の時代を去つて經營の時期に入つた。卽ち三井鑛山株式會社の价川鑛山及び金剛山鑛山、古河鑛業合名會社の平安鑛業所、久原鑛業株式會社の甲山銅鑛等が其の最も主なるものである。尙ほ又本府所屬平壤鑛業所に於ける採炭事業の擴張、穩山鑛山に於ける大規模の機械操業及び三菱合資會社兼二浦銑鐵製造所の事業開始の如き、是れ亦何れも特記すべきものである。

鑛床調査と地質調査所　鑛床調査は、明治四十四年度以降實施中のところ、大正六年度に於いて全く其の事業を完了した。其の結果は朝鮮鑛業の開發に多大の裨益を與へつゝあるが、本府は更に進んで、大正七年五月より新たに地質調査を開始し以て今日に及んで居る。之は朝鮮の地質、有用鑛物及び岩石、土性、水利及び土木に關する事項等を調査せんとするものである。

七　電氣事業

本期に於ける發展　大正三年歐洲大戰の勃發するや、我國の經濟界は俄然好轉し、各種產業は、何れも未曾有の活況を呈するに至つたが、電氣事業も亦此の影響を受け、全州、光州、開城、統營、晋州、咸興、會寧、金泉、浦項の各地に斯業の勃興を見るに至り、愈々中都市級にまで普及を見ることゝなつた。

第六　貿易及び關稅

本期の概說　近時に於ける各種產業の發展は、著しく商工業の開發を誘引するに至つたことは既述の通りである。殊に歐洲戰爭の影響に依つて、滿蒙、支那、露領亞細亞に對する販路擴張の氣運を促進するに至つたことは大いに注目に値する所である。之に隨つて貿易の伸展を將來し、大正六年には一億八千九百餘萬圓の數字を示してゐる。而して貿易の進展は關稅政策と相俟たなければならぬのは當然である。仍つて本府は大正四年鐵の採掘用品免稅の規定を設け、又同六年十月府令を以て、原料品に對する關稅免除の範圍を擴張した。次いで同七年三月石炭の輸入を無稅とし、製鐵事業用品の免稅制度を設ける等、產業發達に努力するところ頗る大なるものがあつた。

第七　貨幣及び金融機關の整理

一　貨幣の統一

貨幣法の施行　舊韓國貨幣の回收は、本期に於いても引續き實行し、著々豫期の成績に達し、漸く帝國貨幣に統一すべき時機に到達した。仍つて大正七年三月三十日、勅令第六號を以て帝國貨幣法を朝鮮に施行することゝし、同日法律第二十三號を以て、舊韓國貨幣は大正九年十二月末日限り通用を禁止した。但し葉錢は朝鮮の經濟事情に鑑み、當分の間從前通り通用せしめることゝした。

斯くて劃期的一大革新を告げたのであるが、當時歐洲大戰の齎す財界の好影響は、小額貨幣の不足を告げ、また當時猶ほ露國ルーブル貨幣は咸鏡北道一帶に多く流通し、加ふるに平安北道その他の一部には、支那通貨の流通を見る等、その前途には相當困難なる問題を遺してゐた。

小額紙幣　歐洲大戰の結果は、全國の諸工業著しく勃興し、それが爲大正六年に至り、補助貨の著しき拂底を告げ、遂に取引を阻滯せしめるの虞あるに至つた。茲に於いて帝國政府は、大正六年十二月二十九日勅令第二百二號を以て、講和條約締結後一箇年を限り小額紙幣を發行し、以て之が急需に應ずることゝしたが、大正六年十一月二十六日には、朝鮮へも小額紙幣十萬圓を移入して補助貨の拂底に備へた。

二　金融機關の整理

概說　歐洲戰亂勃發以來、朝鮮財界にも未曾有の殷盛を齎し、今や朝鮮の金融機構は、根本的大改正を加ふべき時運に逢着した。依つて本期に於いては、朝鮮銀行法、地方金融組合令等に大改正を加へ、又新たに朝鮮殖產銀行を創設するに至つた。

朝鮮銀行法の改正　半島經濟界の進展に伴ひ朝鮮銀行の業務は著しく發展し、殊に本期に入つては、北支滿蒙方面に支店を開設すると共に爲替決濟の關係上、神戸、下關に支店を置き、大正七年五月八日以降は、倫敦派遣員を常駐せしめ、また東部露領方面にも、出張所、派出所を設置することゝなつた。更に從來正金銀行が滿洲に於いて取扱つた金券の發行を繼承して、其の强制通用を公認せられ、近來常に一千萬圓に近き制限外發行を見るの狀況となつた。斯くして同行の資本金は、既に六年二月二十日に於いて、從來の一千萬圓に增加し、更に大正七年三月法律第大正二十八號を以て、同行の保證準備に依る銀行券發行限度を三千萬圓より五千萬圓に增加せられた。

滿洲に於ける朝鮮銀行券　本銀行の滿洲に於ける營業所增設の結果、同地方に於ける朝鮮銀行券の流通額は漸次膨脹した。仍つて大正六年十一月二十七日、勅令第二百十七號に依り關東州及び南滿洲鐵道附屬地に於ける朝鮮銀行券の無制限通用を公認し、從來同地方にて行つた橫濱正金銀行の金券發行を廢止すると共に、同行發行の金券を繼承した。

朝鮮殖產銀行の創設　朝鮮の經濟界草昧の時に當つて、農工銀行の金融上に於ける功績の偉大なりしは蓋し多言を要せざるところであるが、同銀行本店六、支店四十一の擁する僅々二百六十萬圓の資本にては、到底近時異常に發展せる朝鮮產業界の要求に應じ得ざる實狀に至つたので、大正七年九月限り之を解散し、新たに朝鮮殖產銀行を創立せしむることにした。茲に於いて大正七年六月制令第七號を以て、朝鮮殖產銀行令を公布し、之に依り同年十一月一日、株式會社朝鮮殖產銀行を設立せしむるに至つたが、本銀行は設立と同時に、農工銀行の權利義務一切を繼承した。本銀行の資金は一千萬圓とし、之が創立に當つて政府自ら株式六千五百九十八株を引受け、其の利益を保護した爲、設立の初期より十五年間特に利益配當を免除し、又設立以後五年間は、政府所有株式以外の株式に對し、年七分の利益配當を保證し、之に達せざる時は政府に於いて補給することゝした。尙ほ本銀行は今や各地方に發達しつゝある數百の金融組合の中樞機關たる使命を有するのであ

るから、本銀行の成立は朝鮮開發一新時期を劃したものと謂はねばならぬ。

地方金融組合令の改正　從來地方金融組合は、地方に於ける小農階級の金融機關たると共に農民の啓蒙的指導機關たる使命を果し來つたが、後者の事業は大正六年十二月以降之を行政官廳に委ねることにし、專ら前者の機關として其の伸長を期することになつた。此の結果は、相當見るべき成績を擧げるに至つたが、なほ且つ遺憾の點少なからざるものありしを以て、玆に劃期的の大改正を加へ、同年十月一日より實施さるゝに至つた。今其の要點を述べると左の通りである。

(一)地方金融組合なる名稱を金融組合と改めた　(二)村落組合以外府及び總督の指定する市街地にも之を設け、都市組合には手形割引業務の兼營を認めた　(三)組合員の聽業及び居住年數の制限を撤廢した　(四)出資一口の金額十圓なりしを十圓以上五十圓以下とした。改正金融組合令の實施と同時に、業務監督規定にも大改正を加へ、一方組合增設の計畫を樹て、大正七年度以降毎年五十箇所宛新設することゝした。其の結果、大正七年及び翌八年度中に業務を開始したるもの百三十三箇所に上つた。

金融組合聯合會設立　金融組合聯合會は、今回の改正に依り創設せられた機關で、一道を區域として組織し、理事長及び理事は總督の任命する所に係り、理事長には當分の間、道第二部長を充てることゝした。而して金融組合聯合會は、所屬組合の融資に當るのであるが、其の資金は政府よりの低利資金百三十萬圓及び朝鮮殖產銀行の借入金を以て之に充てることゝした。

之を要するに本會業務の監督は總督府自ら之に當り、資金の融通は主として朝鮮殖產銀行に於いて掌るものであつて、事實に於いて朝鮮殖產銀行は、聯合會の中央會と同一の作用を爲し、この方面に於ける金融機關の系統は、玆に殆んど完全に整理統一されることになつた。

朝鮮經濟協會設立　今回の金融組合制度の大改正を機緣として、從來に於ける地方金融組合會は解散となり、大正八年五月新たに朝鮮銀行、殖產銀行、東洋拓殖株式會社、總督府財務局及び金融組合等を打つて一丸とする朝鮮經濟協會なるものが生れた。本協會は金融組合事業の研究と共に廣く財政經濟の調査を爲し、併せて斯界關係者の連絡機關たらしめんとするものである。

東洋拓殖株式會社の擴張　時勢の進運は大正六年七月同會社法に改正を加へ、營業地域に對する制限を撤廢し、同年十月、本店を東京に移して京城を支店とし、業域を滿蒙に擴大し、更に大正七年五月、資本金を倍加して二千萬圓とした。歐洲大戰後に至り、更に業域を中華民國、東部西比利亞、南洋方面に擴張し、玆に大正八年九月資本金を五千萬圓に增加するに至つた。

第八　交通・運輸

一　鐵　道

鮮滿鐵道の統一　明治三十九年勅令第百四十二號を以て、南滿洲鐵道株式會社が新たに設立せられ、同四十年會社が政府の出資に係る鐵道其の他財產の引續を受けて營業を開始するや、先づ南滿洲に於ける最樞要なる交通機關を整備し、之が重大なる任務の遂行を期するが爲、鐵道各線の改

良を行ひ、凡て四呎八吋半の軌間に統一して彼我交通に支障なからしめた。之に依つて朝鮮と滿洲とは其の經濟關係竝びに交通關係が愈々密接なる度を加ふるに至りたるのみならず、世界的交通上離るべからざる連鎖を有するに至つた。然るに此の鮮滿兩鐵道が經營を異にし事業の首腦者を一にせざるが爲、其の機能を發揮する上に遺憾なる點が尠くなかつた。仍つて兩者の經營を一手に纏め、以つて鮮滿交通經濟の圓滿なる發展を期するは、頗る喫緊な事であつて、玆に鮮滿鐵道制度の改革が叫ばるゝに至つた所以である。右統一の形式は、朝鮮鐵道の經營をば南滿洲鐵道株式會社に委託することに定まり、大正六年七月三十一日、勅令第九十號を以て、朝鮮總督は其の管理する鐵道の建設、改良、保存及び運輸竝びに附帶業務を、南滿洲鐵道株式會社に委託することを得る旨公布せられた。玆に於いて朝鮮總督は、朝鮮に於ける國有鐵道に關する業務を擧げて同社に委託引繼を了し、尋いで八月十四日、委託業務の執行に關する命令を該會社に交付した。會社は右の委託を受けると共に、京城に同社の管理局を設置して京城管理局と稱し、理事一名を駐在せしめて、委託業務に關する處理を爲さしめることゝした。因みに從來の鐵道局官制は廢止せられ、新たに總督官房に鐵道局を設置し、其の下に監理課・工務課の二課を置いた。

私設鐵道及び輕便鐵道　私設鐵道は、第一期に於いて未だ見るべきものがなかつたが、偶々大正八年に入り、歐洲戰亂の影響に依る資金の橫溢を將來し、內地資本家にして、朝鮮の私鐵事業に著目するもの激增するに至つた。玆に於いて此等資金調達融通を增進する目的を以て、大正八年四月朝鮮財團抵當令を制定施行した。斯る情勢の下に、本期の末より次期の初めに亙つて俄然斯業の興隆を見るに至つた。

二　航運と船舶

航路の擴充　歐洲戰亂に際する時局の影響により、各地一般に船舶の不足を告げたるを以て、之が緩和策として、大正六年十二月以降、近海命令航路元山・浦潮斯德線を大阪まで延長せしめ、又朝鮮郵船株式會社をして、鎭南浦・大連間に自營航路を開かしめた。加之、淸津・敦賀間の航路を補助命令に追加し、元山・浦鹽斯德間の航海を結氷期間中と雖も續行せしむる等、極力海運の發展を圖つた。

造船規程　船舶に關しては、大正六年七月一日より朝鮮造船規程を改正實施し、又十月一日より戰時船舶管理令施行規則を制定施行した。

港灣修築　海陸聯絡完成の目的の爲、約一千萬圓の豫算を以て施行した釜山港外五港の內平壤・鎭南浦及び新義州は既に竣成し、釜山・仁川及び元山港の設備も逐年進捗し、仁川築港の眼目たる閘門式船渠は大正七年十月竣工を告げ、內鮮交通貿易上面目を一新した。尙ほ仁川・釜山に於いては大正八年度以降六箇年の繼續事業として第二期工事を實施した。

三　道路

第二期治道工事　第一期治道工事は、豫定の如く大正六年十月を以て竣工したので、更に第二期計畫を樹て、主要なる線路二十六線を選び、大正六年度より同十一年度に至る繼續事業として、之が

實施に著手した。其の總工費總算七百五十萬圓である。

第九　司法制度の改善

概說　司法及び行刑上の諸改善は、前期に於いて既に一段落を告げた關係上、本期に入つては、主として其の運用の適正を期するを以て要諦となした。從つて本期の施設は、全く前記の延長と見るべきであるが、社會の進運は、自ら二・三改善を施すべき必要を見るに至つた。即ち朝鮮刑事令の改正・共通法の實施・監獄增設等が夫れである。

朝鮮刑事令の改正　明治四十五年朝鮮刑事令公布以來既に六星霜を閱し、警務機關の普及と諸制度の釐革と相俟つて民心漸く安定し、昔日の如き集團的强盜又は殘虐手段の殺人犯も其の跡を絶つに至つた。依つて從來の除外例を削除して刑罰の緩和を圖ると共に、內鮮人間に存せる唯一の刑事實體法の區別を撤去し、以て法規の統一を期せんが爲、大正六年十二月制令第三號を以て、朝鮮刑事令の一部に改正を加へた。

共通法の公布　帝國が臺灣・朝鮮を領土とし、關東州に租借權を獲得するに及んで、新領土統治の便宜上各其の固有の慣習法を認容し、內地とは特殊の法令を施行し來つた。從つてこれ等特殊の法令は、自然內地法に牴觸せしのみならず、一面また各地域相互間に發生する法律關係にも、種々なる矛盾を將來するものがあつた。玆に於いてか、この不條理を除去する目的を以て公布されたのが卽ち共通法である。共通法の制定は、明治四十四年寺內總督の建言に基づき、拓殖局に於いて著

手せし調査に其の端を發するのであるが、其の後幾多の研究調査を積み、大正五年九月に至つて漸く定案を確定し、第四十議會の協贊を經て、大正七年四月十六日法律第三十九號を以て公布されたものである。共通法の實施は、各地域間を隔離した障壁を除却し、法規の矛盾牴觸を避け得るに至つたので、犯罪者の處分・民事・商事の取引其の他の法律關係に於いて便益ありしは言ふまでもなく、亦延いては朝鮮經濟界の發達に多大の効果を及ぼすに至つたものである。

轉籍と民事令及び民籍法改正の計畫　共通法第三條に、入家及び去家に關する規定を設け、一の地域の法令に依り其の地域の家に入る者は、他の地域の家を去る旨規定したが、この條項の實施は、手續其の他に於いて尙ほ研究の餘地あるものなることを認めた。仍つて共通法第三條は暫く其の施行を見合せると共に、大正七年一月以來、本府內に朝鮮民事令及び民籍法改正調査委員會を組織して、研究調査に著手することになつた。

訴訟代理業者　明治四十二年五月統監府令第九號辯護士規則の發布以來、訴訟事務に從事する所謂訴訟代理業者なるものを認めてゐるが、大正八年五月制令を以て訴訟代理業者に辯護士たる資格を附與することゝした。斯くて訴訟代理行爲は總て辯護士によつて行はれることゝなり、司法補助機關は玆に初めて統一された。

監獄の增設計畫　監獄に關する法令及び施設は、前記に於いて一應整頓を告げたりと雖も、其の設備に於いては未だ諸種の要求を滿足し能はざる狀況にあつた。仍つて大正六年監獄增設計畫を樹て、大正八年五月先づ大田本監設置の工事に著手した。因みに本期の末葉大正八年三月、突如

として萬歳騒擾事件勃發し、一時に拘禁者を激増したので、窮餘の一策として工場教誨堂等を加工して一時監房に代へ、或は又假監房を急設して、臨機の措置を講ずるの已むなきものがあつた。

看守教習所の設置　各監獄に於ける看守教習所は、職員の不足の爲殆んど有名無實となつたので、之が不備を補ふ爲、大正七年九月京城府西小門町に看守教習所を開設し、便宜之を西大門監獄の所管とし、刑務官吏養成の常置機關とした。當時は一般經濟界の影響として、刑務官吏を志願する者甚だ少く、且つ現職員の退職も續出し、之が補充及び養成には一方ならぬ辛苦があつた。

第十　祭祀及び教育

一　祭祀

朝鮮神社創建着手　第一期に於いて其の基本的調査を終つた本社創建事業は、本期に於いて之が工費總豫算を約百五十萬圓とし、大正七年度以後四箇年繼續事業として起工に着手した。斯くて大正八年七月十八日、內閣告示を以て其の位置を京城府南山に定め、祭神は天照大神、明治天皇の二座とし、社格を官幣大社に列せらるゝ事に治定せられた。

神祠に關する規則　前期に於いて樹立せられた神社行政に續き、大正六年三月新たに神祠に關する規則を發布した。之は近時地方に於いて小規模なる組織を以て崇拜の對象を得んとする希望續出したるに鑑み、神祠の創立、管理、維持等につき遺憾なからしめんとしたものである。

二　教育

普通學校三面一校增設計畫　公立普通學校は、前期以來刮目すべき普及をなしたが、大正八年よりは更に三面に付き一校の割合を以て增設の計畫を樹て、八箇年完成の豫定を以て其の普及を期することにした。

書堂規則　近時諸般教育上の整備は、獨り書堂のみを從來のまゝ放置すべからざる時運に逢着し、大正七年二月書堂規則を制定發布し、其の開廢等を府尹、郡守又は島司に屆出でしむることゝし、簡易なる取締を行ふことゝした。當時書堂は各道を通じて其の數二萬五千四百有餘、就學兒童數二十五萬九千餘人を算した。

第十一　衞生施設

小鹿島慈惠醫院　從來に於ける癩療養機關は、大邱其の他二・三の私立療養所があるのみであつたが、前期末（大正五年二月）に至り、全羅南道高興郡錦山面の一孤島たる小鹿島に土地を購入して慈惠醫院設置の計畫を樹て、院舍新營の工を起し、本期大正六年二月漸く工を竣へ、四月より院務を開始した。之が半島唯一の癩療養所である。同院は小鹿島の西半部に約十九萬五千八百餘坪の敷地を有し、有毒地帶と無毒地帶とを峻別し、病舍は男・女・夫婦・傳染の四病舍に區別し、棟數二十棟、建坪百七十七坪あり、收容定員を百人とした。

私立病院の取締　從來は病院に關する何等の規定なく、之が取締上不便尠からざる狀況に鑑み、大正八年四月府令を以て私立病院取締規則を發布し、同年六月一日より實施した。尙ほ之と同時に警務總監部令を以て私立病院の構造設備標準を定め醫療及び危險豫防上遺憾なからしめた。

醫師試驗規則の改正其の他　從來に於ける地方開業醫の極めて寥々たるに鑑み、大正五年十月從前の醫師規則に、同六年九月には齒科醫師規則に一部の改正を施し、醫師及び齒科醫師の資格に擴張を加へ、更に大正六年十月には醫師試驗規則を緩和し以て醫療機關の普及に資した。また同年四月日本赤十字社朝鮮本部の委託に依り、總督府醫院其の他二箇所に於いて看護婦養成を開始し、翌大正七年には私立朝鮮藥學校が設立せられた。(因みに同校は昭和五年專門學校に昇格した)

朝鮮阿片取締令の公布　歐洲大戰の結果は阿片、モルヒネ等の藥品は拂底の爲異常なる昂騰を來し、遽かに罌粟栽培者の增加を將來すると共に、一方阿片煙吸飮の惡風を誘發するの傾向を齎したせしめた。同令に依れば、阿片製造の許可を受けたる者の外栽培を嚴禁し、その生產物は總て之を朝鮮總督府に納付せしめ、政府に於いて一定の標準に依つて賠償することゝし、更に之を政府の指定した製藥者又は醫藥用阿片販賣人に賣下をなさしめた。

肺結核の豫防　本病の豫防に就いては、大正七年一月府令を以て、肺結核豫防に關する法令を發布し、以て之が病毒の散蔓防止に努めることゝした。

第十二　行旅病死人の救護施設

行旅病人救護資金の設定　從來は一般に事件の發生少く、何等特別の施設を必要としなかつた。然るに近時人口の增加交通の發達等に依つて、該事件が漸く增加するに至り、之が救護設備の必要を感ずるに至つた。仍つて臨時恩賜金の分配殘額及び其の預入利子を以て、行旅病人救護資金を設定し、大正六年四月府令第二十四號を以て行旅病人救護資金管理規則を制定發布した。

救護所の設置　以上事業の實施に關しては、主として地方に於ける宗教團體宗教家等を選定して救護所を設けしめ、之に補助を以て助成を加へる方針を執ることにした。爾來これに依つて其の設立を了したるもの京城、仁川等に九箇所を算し、大正八年度末迄に補助したる金額は合計二萬八千三百三十七圓に達した。

第十三　歐洲戰亂の影響と時局に對する措置

概說　大正三年六月勃發した歐洲大戰は五箇年を經過し、漸く大正八年六月を以て終熄を告げたが、之に依つて將來されたる世界各方面の影響は暫く措き、我が帝國殊に朝鮮半島に及ぼした影響の如何なるものであつたかは、吾人の最も留意を要する喫緊の問題である。今便宜第一期及び第二期を取纏め、下の項目に分つて略說することゝする。

經濟上の影響

(一)　產業と貿易　內地に於ける輸出貿易は戰爭勃發の當初稍々停滯せしも、大正四年下半期より形勢漸く好轉し、大正五年に入り輸出貿易の激進に伴ひ輸入貿易も亦增進した。半島に於ける貿易も、自然此の情勢を反映し一時輸移入の減退を示したが、時恰かも產業振興の時期に際會したるを以て、農鑛兩方面の生產物を主として輸出額は大いに增加し、その大宗たる米穀の如きは、大正四年度に於いて二千四百五十萬圓の出荷を計上し、尙ほ漸次販路を滿洲、支那方面に伸暢する氣運を示し、印度、南洋方面との貿易も前途有望なるに至つた。因みに從來他國に依賴せし綿織物の如きは、漸次自作自給の氣運を促進し、また一面大いに奢侈を誡め勤儉貯蓄の美風を向上する等、概して其の結果の良好なるものがあつた。

(二)　戰時輸出制限　大正三年九月農商務省令の發布せらるゝや、戰時中工業原料及び其の他の物品の輸出取締に就いては總て內地と步調を一にするの方針を採り、爾來數次府令を以て制限品目を指定し、大正六年に於いては其の品目六十種に上つた。

(三)　物價騰貴と米麥の輸出制限　國民日常生活に必須なる物品の缺乏を防ぎ、價格の調節を圖る目的を以て、大正七年三月一日府令を以て從來の戰時輸出制限品目中に、新たに米麥及び小麥粉を加へ三月八日より之を實施した。但し米麥は關東州、滿洲其の他の在住本邦人に對する關係他と異るを以て、之が取扱に關しては、大體內地の施設に策應することゝした。又當時の對策として、總督は諭告（大正七年八月三十一日）を發し、各道長官をして其の保管せる凶歉救濟の資金を適宜に活用すべきを指令し、なほ精米の節約、粟麥等の混食を奬勵し、業者の買惜み買占めを嚴禁した。

(四)　阿片に關する取締　歐洲戰亂以來、阿片、モルヒネ等の拂底を來したる結果、自然罌粟栽培者の增加を將來し、その結果、阿片使用者を誘發する傾向を實したるにより、大正三年以來、特に此の取締を强化するに至つたことは、別項衞生の條下に說述の通りである。

時局に對する措置　大正三年八月、宣戰の詔勅渙發せらるゝや、寺內總督は特に諭達（八月二十四日）を發して一般官民に告ぐるに、克く　聖意を奉體して奉公の誠を效し、帝國の威武に信賴して冷靜業に勵げむべき旨を述べ、又一般人民に對して深く輕擧妄動を誡めると共に、一面新聞雜誌の記事は嚴務總監部をして嚴重に之を取締らしめ、又半島在住の敵國民に對しても及ぶ限り保護の途を講じた。當初に於いては、一般の人心稍々興奮の兆を呈したが、膠州灣の陷落と共に全く平穩に歸し、爾後却つて帝國の威武に信賴する念を厚くするに至つた。その後戰局の擴大延長するに從ひ、一部不良の徒輩は、或は國權恢復に藉口して詐僞的行爲を敢てし、或は納稅を拒み、或は在外鮮人の敎唆に應じて愚民を煽動する等の擧動を敢てするものあるに至つたが、此等に對しては毫も假借する所なく檢擧掃蕩に努むるところがあつた。又秘密結社竝びに不逞輩の潛入を嚴に取締つた。

所謂萬歲騷擾事件

(一)　其の原因　大戰終局の前後より、世界思潮の變動に刺戟せられた在外不逞朝鮮人が、巴里に於ける平和會議を廻つて朝鮮獨立の策動を企て、大正八年一月、東京及び朝鮮に宣傳し、特に天道敎徒及び耶蘇敎徒を煽動するところがあつた。果然同年二月八日に至り、東京に於ける朝鮮人留學生が、朝鮮基督敎靑年會館に於いて獨立運動會議を開き、獨立請願書決議文等を貴衆兩議

院各國大公使館各新聞社等に郵送せし事件が突發した。これを契機として彼等の一派は、半島に於ける天道教々主孫秉熙を動かし、又學生貴族等をも誘つて玆に一大示威運動を惹起するに至つた。時恰かも京城は李太王殿下の國葬準備中であつて混雜を極めた最中であつた。

(二)　經過　該騒擾事件は三月一日京城・平壤・鎭南浦・宣川・義州・元山等に於いて、獨立宣言書を發表すると共に示威運動を開始したのを其の端緒とする。彼等の獨立宣言書を發表するや、官憲に於いては直ちに孫秉熙を始め首領二十九人を一網打盡に捕縛したが、運動は之によつて消滅せず、獨立宣言書其の他の不穩文書は依然青年學生等の手によつて各地に散布せられ、無智の民衆は獨立既に成れるものと誤信し、附和雷同して隨所に萬歳を齊唱する群集を出現した。因つて此の事件を獨立萬歳騒擾事件と稱した。騒擾發生の當初は概して萬歳を齊唱するに過ぎなかつたが、漸次暴動的色彩を帶び、遂には官衙・面事務所を襲撃破壞し或は警官・官吏等を毆打殺傷するが如き兇惡なる事態を生じた。此の騒擾は、三月下旬より四月上旬まで最も猖獗を極めたが、四月十日前後より其の勢頓に減退し、四月末に至り漸く終熄を告ぐるに至つた。

(三)　措置　騒擾の鎭定に關し、總督は數次諭告を發して流言蜚語の根據なき事を諭し、又官公吏・地方有力者等をして、民心の善導綏撫に奔走せしむると共に、之が鎭撫に當つては絶對穩和の手段を執り、萬已むを得ざるものに限り守備兵を派遣して警戒せしめた。

(四)　有識者の態度と事後の民心　騒擾の起るや、地方有力者は概ね愼重の態度を持して之に參加せず、或は特に各地を巡回して民衆を說諭し、或は一身の危險を顧みずして騒擾の制止に努力したものもあつた。又地方民衆中には、一時後難を恐れて曖昧なる態度を持したもの少くなかつたが、此等は鎭定後直ちに良民に復した。

治安維持に關する法規制定　從來に於ける治安維持に關する法規としては、內鮮人各別に設定せられた保安法なる法律があつて、今尙ほ効力を有するものであるが、朝鮮獨立騒擾事件發生を機とし、同年四月制令を以て「政治に關スル犯罪處罰ノ件」を公布し、斯る行爲の取締を嚴重にした。

第三期　齋藤總督時代

自大正八年八月十二日
至昭和二年十二月十日

本期は長谷川總督時代の後を承け、大正八年八月十二日海軍大將男爵齋藤實朝鮮總督に、法學博士水野錬太郎政務總監に任ぜられ、爾後昭和二年十二月に至るまで、八年有餘に亙る間を指すのである。隨つて昭和二年四月、齋藤總督が在官のまゝゼネバに於ける日英米三國海軍々備制限會議に日本全權委員として臨み、同年十月歸朝するに至るまで五箇月間、陸軍大臣陸軍大將宇垣一成の代理たりし期間も合せ含まれるのである。此の期間內に政務總監は、水野錬太郎、有吉忠一・下岡忠治・湯淺倉平と四代の交迭を見た。齋藤總督はゼネバより歸還後健康勝れず、辭表を捧呈して十二月十日聽許の　恩命を拜した。

本期の初めは、獨立騒擾事件の後を承け民心猶ほ未だ安定せず、大正八年九月二日齋藤總督竝び

に水野政務總監相携へて京城に赴任するや、南大門驛頭に於いて爆彈を投下したものがあつた。

從つて內外治安の情勢は未だ樂觀すべからざるものありとは云へ、過去九年間の治績は偉大なる效果を奏し、殊に產業の發展に於いては實に著しきものがあつた。而して今や世界大戰は漸く其の終りを告げ、之が齎し來たる影響は、經濟、思想其の他各般の方面に深刻なる波紋を投ずるに至つたことは云ふまでもなく、玆に半島に於ける統治は、方に一轉期に逢着したものとなすべきである。換言すれば方に創業の時期を脫して守成の時期に入つたものと認定すべきである。仍つて、本期を以て假に守成第一期と定め、以下此の間に於ける治績を述べることゝする。

本期の劈頭卽ち大正九年一月十日、平和克服に關する詔書が渙發せられた。仍つて總督は十五日諭告を發し、深く民心の荒怠を誡め、益々質實剛健の氣風を振作し、以て國運の發展を圖り世界の平和に寄與すべきを告げた。次いで大正十二年九月一日、關東に於ける大震火災突發し、畏くも天皇陛下には深く　震襟を惱ませ給ひて、之が善後の方策に關する　詔書を下し給ひ、續いて大正十二年十一月十日には、國民精神作興に關する　詔書が渙發せられた。玆に於いて總督は亦官民一致只管　聖旨を服膺し、苟も其の趨嚮を誤ることなく、共存共榮の精神を涵養すべき旨を諭した。

越えて三年、大正十五年十一月より　大正天皇は御不例に渡らせられ、萬民擧つて御平癒を祈願し奉つた甲斐もなく、同年十二月二十五日遂に崩御遊ばされた。輒ち齋藤總督は諭告を發し、唯徒らに悲傷慈嘆に沈むことなく永久に　大御心を奉體し　陛下に對し奉りて忠誠を捧げ、臣民の本分を守り、各々其の業務に安んじ以て國恩萬分の一に報い奉るべきことを告げた。

是より先、大正九年四月には李王世子垠殿下と梨本宮方子女王殿下との御婚儀を擧げさせらるゝあり、尋いで同十三年一月　皇太子殿下御成婚に當つては、朝鮮社會事業二十二團體に　御內帑金八千五百圓を下賜せられた上、從來經學院從祀の儒賢十八名に對し祭粢料を賜はつた。また大勳位李王坧殿下には、大正十五年一月病を發せられ、遂に四月二十六日薨去遊ばされた。仍つて特に國葬を行はせらるゝ旨　勅命あり、次いで宮中喪竝びに葬儀當日廢朝仰出された。斯くて六月十日、京城府舊訓練院廣場に於いて奉訣式が行はれ、翌十一日京畿道楊州郡金谷里に斂葬せられた。

次に本期に於いて遠く海外より我が朝鮮を訪れたる文武兩方面の二人の名士ありし事を忘れはならぬ。卽ち一人は歐洲大戰に際し佛蘭西を危機より救ひマルヌの勇將として知られたるジョッノル元帥で、一人は考古學の造詣深き瑞典國皇太子グスタフ・アドルフ親王である。殊に同親王は親しく慶州金冠塚遺跡竝びに平壤樂浪遺跡を研究し、吾人に深き印象を殘された。

最後に一言すべきは總督府廳舍の新營である。豫て愼重調査の結果、敷地を舊景福宮構內にトし、總工費豫算三百萬圓を以て一大廳舍を新築するの計畫を定め、大正五年以降八箇年に亙る繼續工事として同五年七月より起工した。然るに其の後物價騰貴の爲、工事費に不足を生じ、更に豫算を追加し、大正十五年十月一日を以て落成式を擧行しこれに移轉した。其の經費總額六百七十五萬餘圓である。而して該廳舍は復興式五層建坪二千二百十九坪餘、總延坪九千四百七十一坪餘、鐵筋混凝土構造の堂々たる建築物である。

第一　本期の施政方針

本期の當初に於いては先づ本府官制を改め、從來總督の任用は武官に限りたる制限を撤去し、又在來の憲兵警察制度を廢止して普通警察制度に改め、尙ほ官吏・教員等の制服帶劍を廢止する等、總督政治の重點を文化的開發に置くことを明かにした。之が爲に時人は普通に文化政治と稱するに至つたが、統治の根本方針に於いては前期と何等異なる所なく、卽ち併合の　詔書を奉體し、益々一視同仁の大御心を擴充し、半島をして天業恢弘の樂土たらしむるにあるは勿論である。

然るに飜つて當時の大勢を通觀すると、歐洲戰亂後世界の大勢より來れる變調を受けて、財界は漸次不況に陷り、思想方面は益々惡化して民心は輕佻詭激に流れ、殊に大正八年萬歲騷擾の直後に當り、之が挽回の容易ならざる折柄、各地方に於ける大水害に次ぐに關東地方の大震火災を以てし、財界の蒙つた打擊は實に非常なるものであつた。本期は恰かも此の時期に際會したのであつて、一面半島の隔世的進步發達に順應して、政治上・社會上幾多積極的施設をなすと同時に、一面國策遂行上財政緊縮の方針を採り、治安の維持・民意の暢達・內鮮人差別撤廢・文化的向上等を施政の眼目とした。其の實現せられた最も著しきものとしては、警察制度の革新・大學敎育の創設・墓地規則の改正・會社令の撤廢・笞刑令の廢止・專賣制度の實施等枚擧に遑あらず、殊に地方制度を改正し他日自治制度確立施行の根柢を作りし如きは、本期に於いて忘れてはならぬ事柄である。斯くして本期は前期竝びに前々期の創立時代に續き、內外變革多事の時に當り、茲に守成の大業を劃策實行し得たるは確かに總督政治に一新時期を劃したものである。

第二　官制改革

詔書竝びに訓示　大正八年八月十九日朝鮮總督府竝びに同地方官々制の改正と同時に、詔書の渙發せらるゝあり　皇上夙に朝鮮の康寧を以て念と爲させ給ひ、其の民衆を愛撫すること一視同仁　陛下の臣民として秋毫の差異之なきことを宣せられ、且つ世局の進運に從ひ總督府官制改革の必要を認め、玆に之を施行せしめらるゝ　御趣旨を述べさせ給ふた。同月十二日朝鮮總督齋藤實の任命を見、九月三日新總督は京城着任と同時に、本府及び所屬官署に對して施政方針に關する訓示を發し、又同月十日諭告を以て大體の趣意を一般人民に宣示した。

本府官制改正　本府官制は明治四十三年制定以來數次の改正を經たが、今次の改正は其の根本的のものであつた。卽ち　(一)總督任用の範圍を擴張して、專ら陸海軍大將を以て之に充つるの制度を廢すると共に、舊官制中總督ハ　天皇ニ直隷シ委任ノ範圍內ニ於テ陸海軍ヲ統率シ朝鮮防備ノ事ヲ掌ルの條項を削り、安寧秩序保持の爲必要と認むるときは、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得せしめた。(二)總督府の組織は事務簡捷の趣旨に依り、六局四部制に改めた。卽ち從來の內務・度支・農商工・司法の四部を內務・財務・殖產・法務の四局に改め、從來內務部に附屬した學務局を各四局と對等とし、從前獨立官廳たりし警務統監部を廢し、本府に警務局を置いて警察衞生に關する事務を統轄せしめ、次に總督官房の總務・土木・鐵道三局を夫々庶務・土木・鐵道

の三部としたのである。斯くて各局課の分課及び分掌事務を整理し、極めて重要なる事項の外は努めて局部課長の專行に委ねた。右の外、從來本府に於ける執務振は、稍々中央集權に過ぐる傾向ありし故、事務の簡捷を圖ると同時に、地方官廳の權限を擴張する措置を講じ、其の他煩瑣に失すると認むる事項は努めて省略にすることゝした。

地方官官制改正　本府官制改正と同時に地方官々制を改正し、從來の道長官を知事と改め、又憲兵警察制度の廢止に伴ひ、警務總監部及び各道警務部は廢止となり、其の代りに各道知事をして警察權を行使せしむることゝし、其の下に第三部を置き道事務官を以て第三部長と爲し、地方警察竝びに衞生事務を執行管掌せしめた等は、その要旨の主なるものである。

其の後の改正　齋藤總督は著任匆々擧明した統治の新方針を實現する手段として、本府及び地方廳に必要なる職員を增加し、且つ朝鮮人官吏任用の範圍を擴張する爲、必要なる豫算を第四十二議會に提出したが、偶々同議會は解散となりしを以て、更に大正九年八月の特別議會に提出して其の協贊を經、翌大正十年二月第二次官制改正の發布となつて、茲に監察官、民情視察事務官、理事官、古蹟調査課等の新設を見、又從來各道の第一部を內務部に、第二部を財務部に、第三部を警察部に改め、同年四月煙草の專賣實施せらるゝに當り、新たに專賣局が新設された。

大正十三年十二月一日、一般行政、財政整理の方針に則り更に本府官制を更め、從來總督官房に屬した庶務部及び土木部竝びに監察官、監査官の廢止を行ふと共に一般職員の定員を減少し、一方產米增殖計畫の進展に伴ひ土地改良部を新設した。（昭和二年五月）又大正十四年三月末日限り、從來の南滿洲鐵道株式會社に對する委託經營を解除し、同年四月一日外局として朝鮮總督府鐵道局を新設し之と同時に總督官房の鐵道部を廢止した。

官制改正に伴ふ施設

(一)　內鮮人官吏の差別撤廢　朝鮮人文官の待遇は、併合以後漸次改善せられたが、未だ多少の差別あるを免れなかつた。仍つて新官制改正の趣旨に依り、大正八年十月從來の朝鮮人たる文官の分限及び給與に關する規定を廢止し、內地人官吏と均しく高等官々等俸給令及び判任官俸給令の適用を受けしむることゝした。

(二)　公立普通學校々長任用　從來校長には內地人を限り任用したるを、大正八年十月以降朝鮮人訓導をも公立普通學校長に任用するの途を啓き、大正九年度に於いては朝鮮人校長の數十九名を算した。

(三)　特別任用の範圍擴張　朝鮮人中材幹あるものを廣く總督府及び地方廳に登用する爲、大正十年二月勅令を以て從來に於ける特別任用の範圍を擴張した。

以上の如く時勢進運の結果、內鮮人官吏の待遇は全く同一となり、朝鮮人の人材登用の範圍が非常に擴大せられた事は大いに注目すべき事柄である。

第三　民意暢達

墓地規則の改正　併合の當時發布施行せられた墓地規則は、其の取締急激に失し却つて民情に

適せざる所があつた。仍つて本期に入るや、大正八年九月之を改正し、向後は個人と雖も三千坪以內に限り、既存の祖先又は配偶者の墳墓に接續して私有墓地を設くるを許すことに改めた。

民意聽取と新聞發刊　新總督は著任匆々各道知事の選拔せる內鮮人五十一名を京城に招集し、其の施政方針を說明し、之と同時に參集者より民情竝びに意見を聽取した。又大正八年十二月以降、朝鮮人經營の諺文新聞たる時事新聞、朝鮮日報、東亞日報等の發刊を許可し、其の後、國語新聞に於いても新規發刊を認めたもの數種に上り、集會の制限の如きも努めて之を緩和する方針を執つた。

中樞院の改善　本院に關しては、今次の制度革新を機とし、名實共に、之が活用の方針を執り來つたが、大正十年度には更に其の組織を改正して、地方有力者及び新智識者を加へ、以て其の機能を全からしむる方針を採つた。

參與官會議　從來各道參與官の會同を爲したること尠かりしを以て、大正九年六月各道參與官（朝鮮人）を本府に招集して會議を開き、訓示、指示及び協議をなし、總督は親しく新施政の方針を說示し、併せて地方の民情を聽取した。

言路の開疏　朝鮮では昔時より言路を開き個人の上疏を納れる慣習があつたのに鑑み、總督及び政務總監は著任以來努めて內鮮外人等有志に面接して其の建言陳情を聽取し、且つ懇ろに新施設の趣旨及び其の見解を開示する等、百方官民兩者の意志疏通を圖つた。

朝鮮語奬勵手當　從來本府は朝鮮人に對し國語普及を奬勵せるは勿論であるが、一方本府竝びに地方廳の職員に對し、朝鮮語の學習を奬勵し來つた。因つて一層之が奬勵に努むる爲、更に大正十年五月朝鮮總督府及び所屬官署職員朝鮮語奬勵規程を發布し、試驗の上、其の成績に依つて甲乙丙三種の等差を設け、月二十圓より五圓に至るまでの手當を支給することゝした。

周知と宣傳　大正九年十二月、庶務部に情報係を設け、活動寫眞映寫の外、各種の邦文、諺文及び英文小冊子を刊行し、同時に又情報委員會を設け、大正十年には各道に於いて施政方針周知の講演會を開催し、尙ほ人民に近接する朝鮮人たる地方官、女敎員竝びに中樞院參議を內地に出張視察せしむる等、大いに內地事情の理解を慫慂するところがあつた。又本府に活動寫眞班を新設し、朝鮮開發の實況を內地重要都市に於いて紹介すると共に、內地發達の實況を洽ねく各道に紹介せしめ、尙ほ此の施設を聞島及び琿春地方竝びに滿洲、露領中朝鮮人の移住者多き地方に及ぼしたが、到る處好感を以て迎へられ豫期以上の成績を博した。更に外人の視察團には、機を捉へて朝鮮事情の紹介に努むると共に、進んで外國向の映畫を作成し、大正十年九月以來、歐米に於ける帝國大使館其の他の特殊團體に其の映畫を委託した。

斯くして施政方針の周知、內鮮の融和は警務機關の整備、不逞者の屛息と相俟つて民心の安定を馴致し、祝祭日の國旗揭揚、內鮮人戀親融和を目的とする會合、團體の發達等好反響を見、漸次其の度を高むるに至つた。

第四　地方制度の改正

目的　當時現行の制度としては、道に三名、府郡島に二名の參事を置き、道知事、府尹、郡守、島司の

諮問に應せしむる機關としたが、此等は皆な政府の任命に係るものであつて、未だ民意を反映せしむるに遺憾の點が多かつた。仍つて本府は約一年間各方面に亙り愼重なる調査研究を重ねたる結果、一は以て民意の暢達に資し、一は以て地方自治に對する習練をなし、以て將來地方自治制度確立に至るべき階梯として、茲に地方制度の改正を見たのである。

改正法規と其の要旨　今次の改正法規は、總て大正九年七月二十九日を以て公布せられ、同年十月一日より施行せられた。卽ち　(一)制令第十二號府制改正　(二)制令第十三號面制改正　(三)制令第十四號朝鮮學校費用令廢止)　(四)制令第十五號朝鮮道地方費令(從來の地方費法廢止等が之である。今回改正の要旨は、府面學校費及び地方費の各地方團體に對し、公選又は任命の諮問機關を設置したことであるが、其の機關は諮問機關たるに止め、之が完全なる自治制度の實施は、他日今一層の人文發達實力增進を俟つことにした。府協議會、面協議會、學校評議會、道評議會は、卽ち此の趣旨を以て設けられた所の諮問機關である。而して此等協議會竝びに評議會の議員は道知事、郡守、島司の任命に依るものもあるが、多くは一般人民より選出したものである。

實施成績　右議員選擧の制度は、半島に於ける全く無經驗の事柄であるが、大正九年十一月二十日協議員及び評議員の選擧を行つた結果は、何れも適當なる人物が選出せられ、棄權者の數も極めて少く豫期以上の好成績を示した。次いで同年十二月二十日を以て府郡島學校評議員の選任、又同日を以て道評議會員の選任を終へ、茲に地方制度改善に關する一新時期を劃するに至つた。尙ほ新令施行當時に於いては府十二、指定面二十四、普通面二千四百八十二である。

第五　治安の維持

一　警察制度の樹立

憲兵警察の撤廢と新制度　大正八年八月、總督府官制の改革に際し、從來の警察官署官制を廢止して、警務總監部及び各道警務部を罷め、本府に警務局を置いて全道の警察及び衞生の衝に當らしめ、同時に地方官々制に改正を加へ、警察權を道知事に移したことは既述の通りであるが、此の制度の確立に伴ひ、各府郡に警察署を設け、警視、警部を以て其の長に充て、警部の下に警部補を置き、從來朝鮮人に限り任命した巡査補を廢して、內鮮人共一律に巡査に任命して差別撤廢の意を明かにした。

警察機關の擴充　大體一府郡一警察署、一面一駐在所の標準を以て擴張充實を圖り、更に必要なる箇所には二以上の警察署若くは駐在所を設置することゝした。茲に於いて新たに約一萬人の巡査を要する事となり、內地府縣より多數の巡査を採用し、又憲兵にして警察官を希望するものを任用する外、內地より三千名を募集した。

警察官講習所　大正八年八月新設せられたる警察官講習所は、右新募の巡査を訓練教育するのみならず爾後常に之が補充に努め、又現在の警部以下をも隨時召集して適當の教習を施し、以て警察官の素質向上に力めつゝ、今日に及んで居る。

二　治安狀態

上海假政府　大正八年三月鮮内に於いて彼の萬歳騒擾事件の勃發するを見るや、同年四月十七日上海に在りたる不逞朝鮮人等は、李承晩を推して大統領とし、大韓臨時政府と僭稱し、臨時憲章を制定し、鮮内運動と相呼應して運動を始め、京城及び安東縣に聯絡機關を設けた。該政府は新聞の發刊、不穩計畫の煽動を實行し、又密かに同志を諸方に送つて資金の募集に着手した。本府に於いては、新たに配置した警察力を以て極力之が取締に任じ、彼等の陰謀を未然に摘發し、以て彼等をして施す術なきに至らしめた。こゝに於いて、大正九年三月頃より彼等は强盗と化して殺傷掠奪を行ひ、或は爆彈を携へて恫喝するものあるに至つたが、其の財力の涸渇と當局の間斷なき彈壓とに依つて、漸次衰亡の一途を辿るに至つた。偶々大正十年春夏の交に開催せられた太平洋會議は、彼等最後の望を囑した所のものであつたが、會議は彼等の期待に外れ、鮮内外共に至極靜穩に經過せしを以て、更に一頓挫を來し、其の後種々の曲折を孕み紛爭に紛爭を重ねた結果、同十二年六月該政府は遂に分裂解散するに至つた。尤も該政府の名のみは存したが、李承晩も其の後職を罷め、全く有名無實となつた。その後彼等は專ら地下運動の形式を執り、巧みに人心を煽動して、不逞精神の喚起に努むるところあつたが、大正十五年四月二十六日、李王垠殿下の薨去の旨公表せらるるや、齋藤總督を暗殺せんとして、誤つて他人を死に至らしめた所謂金虎門事件を惹起し、又六月十日故殿下の國葬に際しては、一部不良の學生を煽動して、獨立萬歳を高唱し不穩印刷物を撒布したが、之に應じて妄動するものは殆んどなかつた。斯くして鮮内は大體に於いて安定を示すに至つたが、在外朝鮮人の一部には獨立運動として米本土、布哇、露領、上海及び西北間島等に微弱ながら尚ほ餘喘を保つて蠢動して居るものがある。

國境對岸の匪徒　南滿洲竝びに間島等國境對岸地方に蟠居せる匪徒は、前記不逞者と氣脈を通じて、屢々鮮内に入り來つて兇行を擅にした。彼の大正八年九月二日、齋藤總督の京城着任の際、爆彈を投じて南大門驛頭を騒がした兇漢姜宇奎の如きも、韓國併合に憤慨して支那吉林省に移住し、朝鮮獨立の爲蠢動して居つた者である。彼等は我が警察權の及ばざる外國領土内に在るを奇貨とし、良民を煽動脅迫して資金の募集に努め、就中國境對岸地方の者は隊伍を組み武器を携へ、大正九年以來、屢々國境を越えて朝鮮内に潜入し、財寶を奪ひ良民を拉去し、或は官公吏を暗殺し、甚しきに至つては警備機關を襲撃して武器を奪取する等の兇暴を恣にした。斯くて大正九年三月十六日の間島天寶山事件以降は、彼等の横行その極に達し、内鮮支人の被害甚だしきものあるにより、帝國は自衛上軍隊を派遣し、之を掃蕩して良民の保護に任じた。此の結果、北間島一帶の秩序は忽ち回復せしを以て、我が軍は翌年撤退し、之に代ふるに外務省警察官を以てし、專ら治安の維持に任じた。西間島地方は、此の種の施設を缺くため、不逞者は依然鮮内に潜入して金品を强奪し、人命を害ふ等の兇暴を敢てするものがあつた。仍つて大正十四年六月十一日、本府警務局長三矢宮松は奉天に於いて支那當局と國境警備に關する協定を遂げ、爾來積極的掃蕩を實施するに至りたる結果、匪賊は漸次蟄伏し、中には歸順を申出づる者等も出現し、同方面の治安は漸く維持された。

義烈團　之は上海僞政府に直屬し、而も暗殺兇暴の實行を目的とする團體で、其の根據を上海に置き、屢々團員を朝鮮に送つて兇行を敢てし、以て人心を煽らんとせしものである。曩ち大正九年八月十五日新義州驛を爆破せんとしたるを手初として、同十年九月十二日元總督府廳舍(倭城臺)に爆彈投下、同十一年三月二十八日陸軍大將田中義一暗殺未遂(上海)同十二年一月十二日京城鐘路に爆彈投下等、爾來幾多の事件が突發してゐるが、是等は何れも此の義烈團なるものゝ現れである。

趨向の變轉　斯くして不逞鮮人等は鮮內に於いては國權回復の到底見込なきを覺り、彼等は最後の手段として之を列國に訴へんとする策に出で、大正九年八月頃より此の方面に策動するところあつたが、何等の效果も見ずして失敗に終つた。玆に於いてか、彼等は從來の如き集團的直接運動を止め、向後產業の發達竝びに教育の振興に全力を傾倒し、專ら民族自立の基礎的培養を爲し、以て他日に備へんとする趨向に轉化した。其の結果は、民立綜合大學設立の唱議となり、或は物產奬勵運動となつて、一時盛に活躍するところあつたが、何れも時日の經過と共に龍頭蛇尾に終つた。

斯かる情勢の下に於いて、公然親日主義を標榜したる協成會(京城閔元植主宰)・大東同志會(平壤鮮于錤主宰)の起つた事は、時勢の推移を語る一事象として、大いに留意を要する事柄である。

共產主義運動　大正九年には、早くも在上海朝鮮人間に、高麗共產黨なるものが起つてゐたが、大正十一年四月に至つて、朝鮮青年會聯合會內の左翼青年學生團體に於いてソウル青年會を組織した。又翌十二年一月東京に於いて內地留學生一派が北星會を組織し、その夏に入鮮して新思想研究會を組織したが、此の會は翌年分裂して火曜會・北風會となり、右ソウル青年會と抗爭狀態を現出

した。この間海外からは屢々共產黨員が入鮮策動し、遂に第三インターナショナルより宣傳費入手の運動を展開するや、鮮內各派は急速なる進展を爲し、大正十三年朝鮮勞農總同盟・朝鮮青年總同盟の全鮮的統一機關を創立するに至つた。然して之は忽ち當局の彈壓によつて影を沒するに至つたが、大正十四年四月に至り、更に朝鮮共產黨・高麗共產青年會・黑旗聯盟なる三箇の秘密結社が形成せられた。而も斯かる結社は本より久しく存在を容すべきにあらず、成立匆々にて官憲の知るところとなり、大正十四年十一月第一次共產黨事件及び大正十五年六月に於ける民族主義者の運動と提携せる共產黨第二次計畫の檢擧により、殆んど其の全貌を消失するに至つた。

共產主義運動の一轉　其の後彼等は全く民族的政治運動に方向を轉換し、共產・民族兩主義を合同せる新幹會なるものを組織し、昭和二年二月其の組織を發表し、又此の傍系たる女性權友會を作り、鮮內到る處に兩支會の設置を見るに至つた。又これと前後してソウル青年會系と火曜會系の一部は合流してML朝鮮共產黨を組織するに至つたが、是より以後は事件の性質益々複雜化し、學生運動・勞働爭議・民族擁護運動等となつて所在に曝露するに至つた。

支那人襲撃事件　在滿支那官憲は、大正十四年六月締結の所謂三矢協約に依り、匪賊の鎭壓に任ずべきに却つて之を惡用し、在滿朝鮮人を壓迫するとの新聞記事が傳るや、痛く內鮮人を刺戟し、遂に昭和二年十二月七日、全羅北道裡里青年會事件を勃發するに至つた。此を契機として所在に居留支那人を襲撃するもの續出したが、幸にして警察官憲の措置宜しきを得て大事に至らなかつた。

以上は本期に於ける治安狀態の大略であるが、之に依り本期の狀態が前期竝びに前々期に比し

如何に相違せるかを知り、又之に對する警察力の活動が如何に重大であつたかを知り得ると思ふ。

治安維持に關する法規の施行　爰に大正八年三月朝鮮獨立運動の勃興するや、同年四月制令を以て政治に關する犯罪處罰の件を公布した。其の後內地に於いては大正十四年四月、法律第四十六號を以て治安維持法が公布せられ、同年五月直ちに勅令を以て之を朝鮮にも施行せられ、更に大正十五年四月法律第六十號を以て「暴力行爲處罰ニ關スル件」が公布せられ、同年九月勅令を以て朝鮮にも施行せられた。因みに治安維持法は、昭和三年六月一部改正せられ以て今日に及んで居る。

第六　司法制度

一　裁判制度の改善

裁判機關の整備　晩近時勢の進運に伴ひ民刑事々件の激增を來し其の結果、大正十一年度に於いて光州地方法院全州支廳及び平壤地方法院新義州支廳の昇格となり、大正十二年七月には更に咸興地方法院清津支廳をも地方法院に昇格せしめたが、時恰かも行政整理に際會し、大正十三年十二月十五日限り天安、永興等の六支廳は廢止の已むなきに至つた。斯くて本期末に於ける裁判所は結局、高等法院一、覆審法院三、地方法院十一及び四十六箇所の地方法院支廳竝びに百六十九箇所の出張所を有することゝなつた。尙ほ大正八年八月には、從來の法務部を廢止して法務局と爲し、其の後、監獄課は行刑課と改められ現在に至つた。また大正十一年十二月制令を以て朝鮮總督府裁判所令を改正、翌年一月一日之を實施して、裁判所の權限を擴張すると共に其の整理を行つた。

朝鮮人判事檢事の權限擴張　從來朝鮮人たる判事檢事の權限は、民事に在つては原被兩告共朝鮮人たる事件、刑事にあつては被告人が朝鮮人たる事件に限られて居たが、大正九年三月朝鮮總督府裁判所令に改正を加へ、內地人たる判事檢事との間に存したる權限上の差異を撤去した。

判事の身分保障　本府判事の身分に關しては、從來何等特別の保障なく、一般文官と同一の待遇であつたが、大正十年八月制令を以て從前の制令に改正を加へ、完全なる獨立の地位を保持せしめるに至つた。因みに本府檢事は內地の檢事と異なり身分の保障なく、文官分限令に依ること他の一般官吏と同樣である。

判事の特別任用　判事の特別任用に關しては、既に寺內總督時代に於いて述べたが、大正九年七月朝鮮の特殊事情に顧みて、新たに制令を以て「朝鮮總督府判事ノ特別任用ニ關スル件」を公布施行した。之に依れば、本府判事は地方法院支廳に補職せられ、當分の內五年以上判任官以上の官職に在つて司法事務に從事し、判任官五級俸以上の俸給を受けた者の中から別に朝鮮總督の定めたる考試を經て任用を爲すことゝなつた。

判例調査會　高等法院の判決は法の解釋の統一、法と社會との調和に關する重要なる意見を發表する故、同院は事實上朝鮮に於ける社會規範の制定者であると謂ひ得る。仍つて本院に於いて判例調査會なるものを設け、大正十二年四月以來一定の方針に則り、臨機院長始め各判事會同して調査を續けて居る。本會は元來私的の會合に過ぎないが、其の絕えざる努力の結果は、社會規範の

改善是正に相當多大の貢獻を爲しつゝある。

二　朝鮮民事令及び民籍法の改正

概說　時代の推移に應ずる爲、既に前期に於いて朝鮮民事令及び民籍法改正調査委員會を組織して、研究調査に著手したのであるが、本期に入つて漸く其の成果を得、大正十年十一月制令を以て朝鮮民事令中に改正を加へ、先づ朝鮮人の能力に關しては民法の規定に依るべきことゝし、同年十二月一日から之を實施した。次いで親族及び相續に關する事項に就いても朝鮮民事令の規定を改正し、又府令を以て民籍法を根本的に改正して朝鮮戸籍令を制定し、此等の改正法規は大正十一年十二月之が公布を見、同十二年七月一日から施行した。

民事令改正の重點　本令は親族及び相續に關する諸制度に先立つて、先づ能力に關する事項の改正を行つた。輒ち本令改正の主要點は（一）成年制度を設けて滿二十年を以て成年と爲し未成年者の能力を制限したこと（二）準禁治產の制度を新設して、殊に浪費者の財產保護の途を拓いたこと（三）從來不明確なりし無能力者の保護機關を確立して、其の保護を確實にした點にある。

因みにこの改正に依つて、能力に關しては內鮮人共に同一制度の下に立つことになつた。次に親族及び相續に就いては朝鮮の事情と內鮮法制の統一等を愼重に調査し、民法中婚姻年齡裁判上の離婚、私生子の認知、一般の親族會、相續の限定承認及び財產の分離に關する規定を朝鮮人にも適用することゝし、又分家、絕家再興、婚姻及び協議上の離婚、緣組及び協議上の離緣等の如き身分上の法

律行爲は、單に儀式又は意思表示のみを以て足れりとせず、府尹又は面長に屆け出づることに因つて初めて効力を發生するものと定めた。

以上の如き實體法上の改正に伴ひ、人事訴訟手續法を朝鮮人にも一般に適用し、人事訴訟法に規定なきものに就いては、當事者處分權主義を排して裁判所干涉主義を認めることゝした。

朝鮮戸籍令の制定　朝鮮に於ける民籍に關する制度は、從來殆んど其の成績の見るべきものがなかつた。然るに隆熙三年（明治四十二年）民籍法を制定し、民籍事務は警察官署をして取扱はしめることゝなり、玆に初めて民籍制度が確立された。併合後地方行政機關の完備に伴ひ、大正四年四月民籍事務は擧げて府尹、面長の所管に移つたが、今次の朝鮮民事令改正に從ひ、民籍法の廢止と同時に新戸籍令の公布となつたのである。

新制度は大體內地の戸籍法に範を採り、之に朝鮮特殊の實體關係（廢家、隱居、家督相續人の廢除等は朝鮮の慣習上認められないものを斟酌したものである。其の改正要點は一々此處に述べる遑もないが、（一）戸籍事務の監督を道知事、郡守から裁判所の任務に移したこと（二）朝鮮と各地域との間に於ける家の出入に就いて、其の原因を問はず、入除籍の手續を爲し得ること（三）戸籍公示の制度を設けたこと等が其の主なるものである。尙ほ大正十五年十二月、皇室令第十七號王公家軌範竝びに昭和二年四月制令第十二號「王公族ヨリ、朝鮮ノ家ニ入リタル者及朝鮮ノ家ヲ去リ王公家ニ入リタル者ニ關スル件」の制定に伴ひ、同年四月府令を以て其の入除籍の記載手續、其の他の戸籍に關し必要な事項を定め、同年五月十日から實施した。

共通法第三條の施行　共通法第三條は手續法上の連絡を缺くが爲、一時施行延期の已むなきに至つたことは前期に於いて述べた通りであるが、大正十年六月、府令第九十九號を以て「朝鮮人ト內地人トノ婚姻ノ民籍手續ニ關スル件」を發布し、同年七月一日から共通法第三條の施行を見た。斯くて內鮮人間の送入籍の問題は完全に解決せられ、內鮮融和上に多大の効果を齎した。

破產法及び和議法の施行　朝鮮の破產制度基準法規となつて居た舊商法破產編は明治二十三年の制定に係るものであるが、內地に於いては大正十一年四月完全なる破產法及び和議法が制定せられたので、上記民事令の改正に當り右二法を引用し、大正十二年一月一日、內地と一齊に之を施行することゝした。

三　朝鮮刑事令の改正と笞刑令の廢止

朝鮮刑事令の改正　內地に於ける、大正十一年五月刑事訴訟法の改正に伴ひ、朝鮮刑事令に對し幾多の改正修補を加へる必要に迫られた。仍つて同年十二月制令を以て本令を改正公布し、改正刑事訴訟法の實施期たる同十三年一月一日から之を實施した。尙ほ以上の改正に伴ひ、其の附屬法令たる諸種の規程等にも若干の改正を加へ、改正刑事令と共に、同十三年一月一日から施行した。

笞刑令廢止　笞刑は古來朝鮮に於いても廣く適用せられ併合後に於いても朝鮮人の微罪に對する制裁として暫らく之を存置したのであるが、大正九年三月制令第五號を以て同月末日限り之を廢止した。其の結果朝鮮人は內地人と全然同一なる刑罰制度の下に立つに至つた。

四　司法諸制度の改正

供託制度の改正　朝鮮に於ける供託は、明治四十五年三月朝鮮民事令を以て供託法を引用したるに端を發するが、後之を改め、大正元年八月制令第一號「供託ニ關スル件」を公布し、以て債務の辨濟、各種の保證其の他の事由に因つて爲す供託事務はこの規定に依ることゝなり、主として金庫及び朝鮮總督の指定した倉庫營業者が之を取扱ひ、尙ほ補充として、朝鮮總督は適當と認める者を指定して、金庫及び金庫營業者に代へることが出來たのである。然るに大正十年四月會計法の改正に依つて、從來の金庫は大正十年度限り廢止せられた。玆に於いて自然供託法の改正を必要とするに至つた。朝鮮總督府供託局官制は、大正十一年三月勅令を以て定められたが、同時に府令を以て、其の名稱及び位置が定められ、各地方法院所在地に供託局を新設し、局長及び書記を配置して同年四月一日から開廳した。尙ほ民衆の利便上、官制の制定と共に大正元年制定の「供託ニ關スル件」に改正を加へ、供託局所在地外に於いては、當分の內朝鮮總督の適當と認めた者をして、金錢、有價證券に關する供託事務を取扱はしめ得ることゝした。

朝鮮辯護士試驗の實施　從來朝鮮に於ける辯護士の資格は、明治四十三年辯護士規則の定むる所に依ることは既述の通りである。その後時勢の推移は辯護士の需要を增すと共に、一方其の學識を必要とするものあるに至り、大正十年十二月、朝鮮辯護士試驗規則を發布し、同十一年以降每年一回之を行ひ、廣く內鮮人から適材を簡拔して今日に及んでゐる。

司法代書人制度　大正十三年十二月制令を以て朝鮮司法代書人令を制定し、內地の司法代書人法を引用して、翌年五月一日から實施し、當業者は所屬地方法院長の認可、監督を受くることゝした。

恩赦　聖德の鴻恩は、生民均しく感涙に咽ぶ所であるが、本期に於いても、前後三回に亙り恩赦の惠澤を施されてゐる。卽ち大正九年四月李王世子殿下御婚儀、大正十三年一月　皇太子殿下今上陛下御成婚及び昭和三年二月　大正天皇の御大喪とであつて、以上三回に亙つて行はせられた大赦、特赦、一般減刑、特別減刑、復權等の恩典に浴したもの、通計無慮五萬四千三百五十二人に達した。

五　監獄の增設と處遇の改善

監獄の增設と改稱　前期末に起つた、獨立騷擾事件及び笞刑廢止等の原因により、大正九年度末には、一日平均在監推定人員約六千六百十七人と云ふ多數に上つた。仍つて之が調節の急需に應ずる爲、大正八年度追加豫算に新營費を計上して監獄擴張の計畫を樹て、既設分監五箇所を本監に昇格せしめ、新たに分監六箇所の建築に着手し、同十年度末迄に其の大半を竣工し、この結果、監獄全般を通じた拘禁狀態は、著しく緩和せらるゝに至つたが、大正十三年行政整理に際會し、本監一箇所を廢止し、尙ほ既設新營工事の大部分を中止するの已むなきに至り、本期末に於いては、全鮮監房總坪數より見たる收容人員は、一坪平均二・九人强に當つた。因みに大正十年監獄の名稱を刑務所と改稱し、それに伴つて、法務局の監獄課は行刑課に、看守敎習所は刑務官練習所と改められた。

收容區分の改正と少年刑務所の創設　大正八年以降繼續した監獄擴張工事も、大正十一年を以て略々終了したので、收容區分の大改正を行ふと共に、特殊受刑者の集禁區分を定める方針を樹て、先づ大正十二年五月、特設少年刑務所を開城に開設し、大正十三年二月には、金泉支所を昇格せしめて準少年受刑者を收容する特設刑務所とした。之が朝鮮に於ける少年刑務所の嚆矢である。又十八歲未滿の女受刑者は之を西大門刑務所に收容した。越えて大正十三年十二月には、十八歲以上の女受刑者の集禁範圍其の他の改正が行はれ、玆に全般に亙り收容の均衡を保ち得るに至つた。

刑務作業　統監府監獄開設當時の監獄作業は殆んど見るべきものなく、隨つて就業歩合も低く、僅かに全受刑者の百分の二十七に過ぎず、作業種類の如きも單純幼稚であつて、作業收入の如きも辛うじて食費の半ばを償ふに過ぎない狀態であつた。大正八年度以降は特別作業費を支出し、益々經營に盡した結果、本期末には、作業收入の如きも收容費の約八割に達した。作業種類も簑工、人夫等から抄紙、機織、裁縫、指物、靴、石細工、煉瓦等へと量質共に向上し、尙ほ生產價額の低廉なるを要するものは、可及的動力工業に轉換し、漸次經濟的作業の確立と機械操業の訓練に努めた。

刑務衞生の改善　大正十二年四月、本府監獄課に專門學者を招聘し、更に京城、西大門兩監獄醫務主任に囑託して監獄衞生の研究を開始したが、其の中、糧食に對する營養指數研究の結果、相當見るべきものがあつた。因みに監獄醫は大正十四年より保健技師、技手と改めた。

在囚の敎化　在囚の敎悔及び敎育は往時全く行はれなかつた。統監府監獄開設以來、特に此の點に留意するところあつたが、大正十二年、更に眞宗布敎師竝びに京城、西大門兩刑務所敎務主任等を隨時召集して、敎化の調査研究を爲し、其の結果を逐次實行に移した。囚人讀物雜誌「農」を發行し

た如きも其の一つであつて、其の成績頗る良好なるものがある。

免囚保護　免囚保護事業は、大正九年度笞刑廢止以來一段の躍進を示し、同十年度及び同十一年度には、五箇の保護團體の新設を見、本期末の保護團體數は合計二十七箇所に及び、內十四箇所は、財團法人として相當堅固なる基礎を有するものあるに至つた。而して此等團體の保護人員は、漸次增加の傾向を辿り、昭和二年度に於いては六千六百三人に達した。

第七　財政方針の變更

補充金の復活　一般會計よりの補充金は、大正八年度より、全く之を廢するに至つたことは既に前期に於いて之を述べた通りである。然るに本期に入り、積極的文化施設の緊急なる經費と物價の騰貴とは從來の方針を一變し、大正九年度以降再び一般會計より補充金を受くる事とし、大正九年度に於いて一千萬圓、次年度に於いて一千五百萬圓とし、漸次增額するに至つた。而して大正九年度歲入出豫算總額は、各一億二千四百萬圓、大正十年度は一億六千二百萬圓となり、大正十年度豫算を大正八年度豫算に比すると二倍强に當つて居る。其の後帝國政府の財政緊縮方針に順應し、極力經費に節約を加へ、大正十四年に於いては特に本府財政の現況に鑑み、更に徹底的整理を斷行するところあつたが、產業開發の促進、朝鮮鐵道の直營復活等の爲、漸次歲計の增加を來し、昭和元年度の歲計總豫算は將に二億圓に垂んとし、本期の終りなる昭和二年度に於いては、二億千九十一萬餘圓を計上するに至つた。尙ほ之に就いては左表に詳かである。

科目	昭和二年度	同　元年度	大正十四年度	同十三年度	同十二年度	同十一年度	同　十年度	同　九年度	同　八年度
租稅	四五、八〇四、六五〇	三七、四八六、八二〇	三五、六三二、六八〇	三五、一五九、一五七	三四、七三五、二六五	三三、一五九、一四〇	三二、八五九、四〇〇	三二、一六五、九五〇	二四、九八一、四九〇
歲入經常部　印紙收入	一〇、六四六、三〇七	一〇、〇〇八、二九九	九、一二五、四九七	九、四五八、一八七	九、四四七、四九七	八、五四九、四五〇	六、九四八、〇〇一	六、四四四、八〇五	三、一三三、四九二
歲入經常部　官業及官有財產收入	一二、一三、一六九	一〇、一三、六四四	九、七一〇、六四五	五、三一二、八九九	五、一二八、八四五	五、一四八、四七〇	二、九四〇、八八四	二、九六九、八四〇	二、三二八、八四二
歲入經常部　其ノ他	二、二一〇、二三四	二、一〇三、六九四	二、〇七三、六四五	二、〇三二、八九六	二、〇二三、八四七	二、〇四八、四七〇	二、〇四〇、八八四	二、〇六九、八四〇	二、〇二八、八四二
歲入經常部　計	二七、八〇二、二四〇	二四、一九八、七六七	二二、九〇一、八二七	二二、六四九、一四〇	二二、四三一、二六五	二一、八四二、四五〇	一九、八四八、四〇〇	一九、六四四、八〇五	一六、一三三、四九二
歲入臨時部　公債及借入金	一九、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
歲入臨時部　一般會計ヨリノ補充金	一五、四五五、九一四	一五、九二九、二八二	一五、一三五、九一四	一五、九二七、八二五	一五、一三五、九一四	一五、九二七、八二五	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
歲入臨時部　其ノ他	一〇、六六二、三三	八、三六、七三二	七、八三六、〇三三	一二、三五六、一四九	一二、六四四、〇三五	一二、六六六、一七九	一三、二六四、〇三五	一三、三七、八六八	一〇、四八二、八二三
歲入臨時部　計	四五、一六八、二四七	四四、四六六、一二六	四三、一五九、一四九	四二、九八四、二六五	四二、七八〇、一八四	四二、七九四、〇三五	四三、二六四、〇三五	四三、三七、八六八	三四、四八二、八二三
歲入總計	七二、九七〇、三八七	六九、六六四、八九三	六六、〇六〇、九七六	六五、六三三、四〇五	六五、二一一、四四九	六四、六三六、四八五	六三、一二四、〇三五	六三、〇一四、六七三	五八、五一六、〇一五

第一次稅制整理以前の稅制　第一期以來、漸次稅制の整理改善を行ひ、必要に應じて新稅令の公布をなしたことは既に說いた。本期に於いては更に進んで稅制の根本的改革に着手するに至つたが、夫に先だちて、漁業稅、船稅、鹽稅、人蔘稅は、大正九年三月限り之を廢止し、下記二稅令を公布した。

(一)　朝鮮所得稅令の公布　大正九年內地所得稅法の改正に伴ひ、同年七月制令を以て朝鮮所得稅令を制定公布し、八月一日より之を施行した。之れ實に朝鮮に於ける所得稅に關する單獨法規の嚆矢である。但し本令は、法人所得に就いてのみ規定したものであつて、卽ち內地所得稅法中の第一種所得稅に稍々該當するものである。

(二)　朝鮮取引所稅令の公布　本令は大正十年四月二十一日より實施したものであつて、取引所と取引所々屬の仲買人とに課稅した。

第一次稅制整理　元來租稅制度殊に直接稅體系は、一般所得稅を中樞とするのが最も適切とされてあるが、朝鮮に在つては漸く法人所得稅を課するに過ぎずして、一般の經濟力未だ之を實行し難き實情に鑑み、先づ收益稅の體系を完備し、其の足らざる所は消費稅・交通稅等を以て之を補ふ方針を採つた。而して收益源泉に課稅するものとしては、國稅として地稅・鑛稅・取引所稅があるが、營業收益・資本收益・家屋收益等に對する課稅がない。輒ち今次の改革は、之を補正する意味に於いて爲されたものである。卽ち營業稅・資本利子稅を新設し、併せて消費稅たる酒稅等の改正を行ふこととゝし、何れも昭和二年度より之を實施した。右新設二稅の外、改正を行つた諸稅令を擧ぐれば酒稅令・朝鮮所得稅令・砂糖消費稅令・綿織物移入稅令である。

以上稅制の整理改革を行ふ外、本府の歲計增額に應ずる爲、大正十年四月より新たに專賣局を設けて煙草・鹽・人蔘・阿片の專賣乃至は官營を實施し、之が收入を以て其の重なる財源とした。

尙ほ大正十二年、本府に朝鮮財政調査委員會を設け、將來の財政・稅制に就き審議することゝした。

驛屯土の拂下　驛屯土は、其の總面積十一萬七千餘町歩に上り、其の貸付料等より生ずる年收入は、約百五十萬圓であるが、この管理及び利用の觀點よりすれば、寧ろ之を緣故小作人に拂ひ下げ、其の代金を以て、敎育產業其の他の公益事業に充つるは、國利民福を增進するに於いて、最も適當なるを認め、大正八年十二月に至り、右土地の收入を、一定率にて還元した價格に依り、大正九年度以降、十箇年賦（年限は短縮することを得）を以て緣故小作人に拂下ぐることに決定し、之を實行した。

第八　官業

一　專賣

概說　政府の紅蔘專賣は、既に舊韓國時代より行はれ、併合後も引續き之を踏襲し、煙草に就いては、舊韓國政府に於いて專賣制を行ふ意思ありしも、未だ其の實施に至らずして併合となつた。然るに本期に入り財政計畫上愈々專賣制度を布くことゝなり、大正九年十月制令第二十四號を以て紅蔘專賣令を、同年十一月府令を以て同令施行規則を發布し、同十年四月制令第五號を以て朝鮮煙草專賣令を、同年同月府令を以て同令施行規則を發布した。而して前者は大正九年十一月十五日より、後者は同十年七月一日より之を施行するに至つた。斯くて大正十年四月、朝鮮總督府專賣局官制を實施し、同局をして人蔘・煙草・鹽・阿片に關する事務を掌らしめることゝなつた。

(一)　紅蔘

沿革　古來朝鮮人蔘は日本及び支那に於いて非常に珍重せられ、之が栽培及び製造の事業は、政府牢直營の狀況に在つたが、明治三十三年に至り、宮內府內藏院と三井物產會社との間に委託販賣の契約を締結し、これに關する一切の業務を擧げて同會社に委託した。次いで明治四十一年七月に至り、舊韓國政府は紅蔘專賣法を發布し、茲に始めて、紅蔘專賣制度の確立を見るに至つた。

併合後は本府に於いて該事業を繼承し、斯業の發達を助長せしめて來たが、大正九年十月、舊法を廢して紅蔘專賣令を公布し、十一月十五日より之を施行した。

人蔘特別耕作區域の指定　明治四十一年七月、韓國政府は紅蔘專賣實施と同時に、紅蔘の原料に充當する人蔘耕作地を京畿道開城、長湍、豐德、黃海道金川、兎山、平山、瑞興、鳳山の八郡に指定した。其の後事業の擴張と、人蔘耕作上の進歩に伴ふ便宜等の關係より數次の變遷を經、昭和五年十月以降は、其の指定區域が左の一府六郡となつた。

（京畿道）　開城府、開豐郡、長湍郡　（黃海道）　金川郡、平山郡、瑞興郡、鳳山郡

人蔘製造及び收納販賣　人蔘は其の製法に依り、紅蔘、白蔘の二種に區別する。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸し、之を火熱及び日光に依りて乾燥せしめ、白蔘は水蔘の表皮を削剝し、日光に乾燥して製造するものである。政府の專賣に係るものは紅蔘であつて、其の製造期は毎年九月中旬より開始し、十一月中旬迄に終了するを通例とする。政府の指定した耕作區域内に於ける耕作する人蔘は、移植後五年目の秋に收穫し、總て一旦之を開城出張所に搬入し、政府は其の内から選別收納し、所定の賠償金を交付するものであるが、選別漏れのものは、之を耕作者に還付し白蔘を製造せしめてゐる。紅蔘は品質に依つて、之を天蔘、地蔘、雜蔘及び尾蔘の四階級に區分し、更に天蔘及び地蔘については大小に依り階級を區分し、各々價格を定めて之を販賣するのである。併合後、紅蔘の販賣は一時指名競爭入札に附したが、種々なる事情に鑑み、大正三年度以降三井物產株式會社に特約拂下げを契約し、以て今日に及んで居る。尚ほ拂下數量は毎年約四萬斤より五萬二、三千斤餘で、其の金額約二百萬圓より三百萬圓に達して居る。

因みに拂下紅蔘の輸移出向は、從來支那に於いて其の大部分を占め、海峽植民地、臺灣、蘭領東印度等之に次ぎ、交趾支那、香港、緬甸、比律賓等に亦若干の販路を示して居る。

白蔘の製造販賣　白蔘は前述の通り政府の選別漏れ及び指定區域外生產の人蔘を以て製造するものであるが、其の製品たる白蔘は、之れ亦品質の大小に依つて數多の階級に區分し、これを營業者に於いて適宜販賣して居る。但し開城に於いては、昭和八年九月、開城人蔘同業組合を組織し、品質及び價格の統制を期する事になつた。尚ほ全羅北道錦山郡錦山人蔘及び慶尚北道榮州郡豐基人蔘に就いても、同地人蔘耕作組合に於いて同樣統制を實施してゐる。

紅蔘副製品の製造販賣　政府は、紅蔘の外紅蔘を原料として粉末紅蔘、紅蔘錠、內用及び浴用蔘精の四種を製造發賣してゐるが、此等は總て國內に於いて消費されるものであつて、粉末紅蔘及び紅錠蔘は三井物產株式會社、內用及び浴用蔘精は蔘精元賣捌株式會社をして賣捌かしめて居る。

（二）煙草

沿革　朝鮮に於ける煙草の栽培耕作は、何時の頃より始まつたか詳かでないが、舊時に在つては關西煙草を佳品とし、主なる產地は平壤、安州、成川、三登、兎山等であつた。朝鮮の煙草製造に一期を劃したものは、明治三十六年に、日韓煙草商會が、京城に於いて口付紙卷煙草及び刻煙草の製造を開始したのにあるが、爾後長足の進歩を將來し、大正三年本府は、煙草製造工場の設置地域を限定すると共に、製造煙草消費稅を新設するに至つた。爾來時勢の進展に伴ひ、大正十年四月、朝鮮煙草專

賣令を公布し、七月一日より之が實施を見たのである。然し其の當初は、朝鮮の民度慣習に鑑みて、猶ほ自家用煙草耕作の許可その他の例外を認め、漸を逐ふて專賣制度の完璧を期することゝした。其の後此等の特例は漸次廢止の氣運に向ひ、昭和五年度に至つて完全なる專賣制を實施した。

耕作及び收納　煙草專賣制を實施した當時は、其の生產地各地に分散し、且つ其の品種又雜多にして、併も耕作面積の通計は一萬一千三百四十八町歩であつた。仍つて大正十一年より同十三年度に亙り、生產の適否擴張收納の便否等に依り漸次整理を斷行し、最近に於いては、平安北道、咸鏡南北道を除きたる十道、六十五郡、三百三十二面の特定地域を指定して耕作せしめてゐる。

尙ほ收納の便宜上、全鮮に於ける耕作地域を十六箇所に區分し、各々葉煙草收納官署を置き、更に其の下に收納取扱所七十二箇所を設けた。

煙草耕作組合　從來煙草耕作の改良發達を圖る目的を以て、耕作組合を組織せしめたが、專賣令の實施に伴ひ、政府は之に對し交付金を下付し、相當の職員を置いて政府の指示に基づく耕作者の指導竝びに資金低利融通等の事業に寄與せしめてゐる。昭和二年に於いては、組合數四十五、交付金二十六萬九千餘圓に上つた。

煙草の製造及び販賣　煙草の製造は、京城、全州、大邱、平壤の各支局所在地の工場に於いて爲され、印刷工場は京城に設置されてある。

煙草の販賣は昭和二年十二月、自家用煙草耕作の廢止と共に、從來の元賣捌人を合同して、朝鮮煙草元賣捌會社を創立し、其の總支配下に、總支店以下合計三百三十六箇所の營業所を設け、販賣の統制圓滑を期してゐる。因みに昭和六年七月一日以降は煙草販賣の直營を實施し、從來四支局と二十二箇出張所の指導監督下に三百三十五箇所の販賣所を設置する事になつた。

二　其の他の官業

概　說　朝鮮總督府の行ふ官業としては上に述べた專賣の外、鹽(天日鹽及び阿片の販賣、平壤鑛業所、營林廠、印刷局等がある。其の內、鹽及び阿片の販賣は法令上專賣とはなつて居らぬが、其の事務は、何れも新設の專賣局に於いて取扱ふ事となつてゐる。

(一)　鹽

官鹽の創始　保護政治確立後明治四十年に舊韓國政府は、龍遊、釜山附近及び朱安(仁川附近)に鹽業試驗場を設け、前者に於いては、日本式煎熬法を採用し、後者に於いては、天日製鹽法を採用して試驗を開始したが、天日製鹽は、其の成績頗る良好なるを認め、天日製鹽事業を官營となすに至つた。因みに、龍湖鹽田の事業は其の後之を廢止した。

朱安及び廣梁灣等の鹽田　以上の方針に基づき、併合後は其の第一期計畫として、明治四十二年より平安南道廣梁灣及び京畿道朱安に於いて通計八百五十八町歩の鹽田を開き、第二期計畫として大正六年から平安南道德洞及び朱安に於いて通計三百四十七町歩の鹽田を築造した。更に進んで第三期計畫の下に、大正九年以降二千六百町歩を擴張することゝしたが、大正十二年關東大震災勃發の厄に遭ひ、既設京畿道南洞以下三箇所の鹽田面積通計一千二百四十一町歩を以て、事業を

打切るの已むを得ざるに至つた。現在に於ける完成鹽田は、總計二千四百四十六町歩である。

鹽の需要及び販賣高　朝鮮に於ける鹽の需要は約五億六千萬斤と見られ、其の生產力は、大體官製天日鹽二億四千萬斤、民營在來煎熬鹽六千萬斤、計約三億斤であつて、不足鹽二億六千萬斤內外は臺灣、關東州、山東省其の他の外國から輸移入して居る。製鹽收入は、明治四十四年度は僅か十八萬餘圓に過ぎなかつたが、大正十年度には百十六萬餘圓、昭和二年には百二十二萬圓に達してゐる。

再製鹽、食卓鹽及び精製鹽　再製鹽とは、天日鹽を海水に溶解し不溶解物を濾して煎熬するものである。斯業は全部民營に係るのであるが、釜山には稍々其の規模大きく集團して居るものがあつて、全製造高の半を占めて居る。精製鹽とは、再製鹽を撰別精製したもので、食卓鹽は更に之に約一パーセントの炭酸マグネシウムを加へたものであるが、大正十年度から朱安で官製のものを製出し、年產額十二、三萬斤を上げてゐる。現在民營に依る食卓鹽工場は、京城、鎭南浦に各々一箇所あるが、其の年產額三、四萬斤に過ぎない。

在來煎熬鹽　近時煎熬鹽田は逐年衰退し、現今に於いてはその成績の見るべきものがない。而して之に對する政府の方針は、品質及び經濟的の觀點より、消極的に之が急激な廢滅を防止して居る狀態である。因みに次期昭和五年三月制令を以て鹽の輸入又は移入に關する件を公布し、鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することゝなつた。

官鹽の販賣と價額　專賣局では、其の生產した鹽及び輸移入鹽を新義州、鎭南浦その他八箇所の出張所に配分し、全鮮に配置した賣捌人をして販賣せしめて居る。專賣局の拂下値段は、各地に於いて多少異なるものあるが、平均百斤當約八十錢である。之を內地、臺灣其の他に比較すると、約三分の一、滿洲の約十分の一に過ぎない。

(二)　阿片

取締　朝鮮阿片取締令及び同令施行規則は、前期の末頃即ち大正八年六月發布したものである。其の收納竝びに賣下に關する事務は、大正十年專賣局創設と共に專賣局主管に移つたが、大正十四年四月、該事業の一切及び取締事務は擧げて警務局に移管した。因みに阿片の收納、販賣等に關する事務は、昭和四年九月再び專賣局所管に復歸せられた。

罌粟の栽培　取締令公布後、藥品の時價下落の爲、漸次之が耕作を廢止する者多く、昭和元年に於いては、指定面積一千八百町歩に對し、栽培面積二百八十一町歩餘を算するに過ぎぬ有樣であつた。

(三)　平壤鑛業所

平壤鑛業所は平安南道平壤府大同郡外四郡に跨る面積百二十四方里の地域を鑛區とし、大同郡寺洞及び高坊山に於いて無煙炭の採掘と煉炭の製造販賣に從事する特設官廳である。本事業は明治四十年に於いて開始せられ、併合後本府に於いて繼承したるもので、其の採掘炭の大部分は、海軍用煉炭原料として德山海軍燃料廠に供給し、一部分を粉炭の儘朝鮮內にて販賣する外、少量の煉炭を製造して鮮內の需要に應じてゐる。歐洲戰役中、海軍用炭需要の增加に應じて、大正六年七月より、更に擴張工事に著手し、大正九年度に於いて、出炭設備の規模を年額十餘萬噸より三十萬噸に增大した。平和克復後は海軍省年來の要望を容れ、大正十一年度より事業施設の一切及び前記鑛

床中、寺洞系及び江東系の六鑛區約六百萬坪を海軍省に移管した。

(四)　朝鮮總督府印刷所

本府印刷所は、始め印刷局として一所屬官署であつたが、明治四十五年、行政整理後總督官房に附屬する一機關となり、官報、教科書、民曆を初め諸種の印刷に從事し、朝鮮銀行發行の銀行券も同所で印刷したのである。然るに大正十二年財政緊縮に伴ふ事業整理の結果、大正十一年度限り之を廢止し、教科用圖書の印刷は、本府保護の下に朝鮮書籍印刷株式會社を創立して之を民業に移した。

第九　産　業

概　說　本期間に於いても前期又は前々期と同じく、産業開發を以て施政の第一義とした事は既說の如くであるが、併合以來十年の星霜を經て、諸般の施設何れも其の效果を現はし、今や總ての産業は創始の時期を脫して漸く興隆の域に向ひつゝある。此の間、本府は終始財政緊縮、經費節減の時期に際會せしも、産業開發竝びに之と相伴ふべき交通機關の整備に對しては、適當なる豫算を按配し、以て之が施設に遺憾なからしめた。

産業調査委員會　晩近朝鮮に於ける産業發展の著しきことは、併合當時に於ける各種生産物の産額約三億圓なりしものが、大正九年には一躍十七億八千餘萬圓に上つたのを見ても明かである。然れども將來の進運に伴ひ、之が開發の急を要するもの極めて多く、此の際徹底的に其の基本方策を確立する必要がある。仍つて本府は、大正八年官制改革以來、內鮮實業家の意見を徵し、官民提携して其の調査を爲す必要を痛感し、大正十年六月、産業調査委員會規程を定め、斯道に學識經驗ある內鮮官民中、有力なる人士合計四十八名を委員とし、同年九月第一回産業調査委員會を開催した。

一　農　業

本期の一般狀況　始政當時より前期に至る農事各般の施設は、概ね民度に適應する漸進主義を執り來つたものであるが、其の成績の顯著なることは前述の通りである。仍つて本期に入りては、更に一歩を進め、斷然積極的方針の下に、諸般の施設を講ずることになつた。輒ち半島農業の根幹とも稱すべき産米增殖計畫の樹立、勸業機關の擴充、棉作擴張計畫、金肥の奬勵及び蠶繭百萬石增産計畫、畜産奬勵の諸施設、系統的農會の設立、穀物檢査の斷行及び販路擴張の施設等、何れも本時代に計畫せられたものであつて、玆に半島の農業は躍進的發展を見るに至つたのである。

(一)　産米增殖計畫

計畫の樹立と實行機關の設置　産米增殖計畫は本期施設中の一大眼目である。抑々産米の改良增殖は半島農事改良の根幹であつて、始政以來格別の奬勵を加へたる結果、前期の終り頃には、米の品質産額とも著しく向上增進し、其の成績頗る見るべきものありと雖も、所期の理想に顧れば、その前途尙ほ遼遠なるものがあつた。而も一方內地を顧る時、當時甚しく食糧の不足を告げ、每年三百萬石乃至五百萬石の外國米を輸入するの狀況であるのみならず、將來に於ける人口增殖は、益々米穀需給の增加を豫想せられ、食糧問題の解決は、畢竟我が國民の死活問題たる重要案件である。

然るに朝鮮は、前述の如く灌漑設備甚だ不完全なるに拘らず、始政以來の成績は、專ら優良品種の普及、自給肥料の增施其の他耕種法の改善、奬勵等の手段に依つて、尙ほよく產米の年額約五百萬石の增加を見るに至つたのである。故に此の上、更に積極的に土地改良事業を起して、耕地の改善擴張を施すに於いては、產米增殖の前途に洋々たるものあるは冗言を要しない。仍つて齋藤總督は就任當初より玆に著眼し、產米增殖計畫を樹立するに至つた。玆に於いて大正九年十一月本府殖產局に土地改良課を新設し、農業水利、土地改良、國有未開墾地開拓、沼澤、干潟の利用を含む等一切の事務を管掌せしめた。次いで該計畫の進捗に伴ひ、大正十五年六月、新たに水利課及び開墾課を設置し、更に昭和二年五月本府に土地改良部を設け、右三課を統轄して該計畫實行の衝に當らしめた。

土地改良と法規　產米增殖計畫の確立せらるゝや、先づ土地改良事業補助規則を發布して、補助金交付の範圍及び補助率を增加し、次いで朝鮮公有水面埋立令を公布し、以て沼澤及び干潟地の埋立又は干拓利用に就いては本令に依ることゝしたが、更に此の事業の性質に鑑み、昭和二年十二月制令第十六號を以て朝鮮土地改良令を制定公布して、朝鮮の實情に卽せしむることゝした。而して之と同時に、朝鮮水利組合令の一部改正を行ひ、土地改良令と相俟つて水利組合事業の健全なる發達を期することゝした。（但し右二法令は、山梨總督就任後間もなき昭和二年十二月二十八日、何れも制令を以て公布せられたのであるが、便宜上此處に述べて置く）

產米增產第一期計畫と基本調查及び其の成績　本事業は(一)現在畓の灌漑設備を改善し得べきもの　(二)地目變換に依り田を畓と爲すべきもの　(三)荒蕪地、干潟地通計八十萬町歩に對し、大正九年度以降三十箇年を期して先づ第一期として、向ふ十五箇年間に總工費一億六千八百萬圓を投じ、其の約二分の一に就いて改良を行ひ、以て九百二十萬石の產米增殖を圖らんとするものである。

本計畫の樹立せらるゝや、先づ該事業を遂行し得べき土地の基本調查を行ふ必要を痛感し、大正九年度より、全鮮に亙り詳細なる調查を施行するに至つたが、此の調查は、以後十箇年の歲月を以て昭和四年に完成した。其の結果は、大正十三年度以降順次之を公表し、又各地區に對する事業計畫等は、之を當該地方廳に備付けて企業家の便に供した。因みに此の調查の結果に依れば、改良を施し得べき總面積は六十五萬五百五十八町歩に上つてゐる。

斯くて第一期計畫は、大正九年度以降著々其の進捗を圖りたるも、その後財界の變動に伴ふ諸種の事情に際會し、本計畫實施以來、大正十四年末に至る六箇年間の土地改良面積は纔かに九萬町歩に過ぎざる實績を示し、玆に大正十四年に至り、從來の計畫を更新するの實狀に逢着した。

產米增產更新計畫　更新計畫の主眼點は、大藏省預金部よりの資金融通に依る土地改良資金利子の低下及び其の斡旋の敏活、補助金の增加實行機關及び工事代行機關の設置、技術員の增加、農事改良資金の設定等である。

(一)**事業資金**　事業資金總額三億二千五百餘萬圓の內、土地改良資金二億八千五百餘萬圓、農事改良資金四千萬圓と豫定し、大正十五年度以降十二箇年完成まで十四箇年を期し、三十五萬町歩の土地改良に依り、約二百八十萬石の產米增加を圖り、尙ほ農事改良に依り增加約五百三十六萬石合計約八百十六萬石の產米增殖を目標とし、是に依つて將來鮮內に於ける需要增加を控除